



Title	大阪工業学校創立に関する資料
Author(s)	鎌谷, 親善
Citation	大阪大学史紀要. 1983, 3, p. 77-128
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12214
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【資料紹介】

大阪工業学校創立に関する資料

(これは一七ページ掲載論文「大阪工業学校の創設過程」に引用した資料である。)

【資料1A】 大阪市ニ工業学校ヲ設立スルノ必要ヲ論ズ

手島 精一

夫レ国利民福ヲ増進スルニハ、殖産興業ノ道ヲ講スルニ若クナシ。殖産興業ノ道ヲ開カント欲スルニハ、先ヅ工業ヲ熾ニスルニアリ。工業ヲシテ熾ナラシムルハ他ナシ、主トシテ之ニ要スル技術者ヲ多ク養成スルニアリ、蓋シ技術者ニ在テハ、其高等ノ技術者ヲ養成スルニハ、工科大学ノアルアリ、其学理実業ヲ並修セシムルニハ已ニ東京工業学校ノ設ケアリ、然リ而シテ高等ノ技術者以下ヲ要スルコト多キハ勿論ナリト雖モ、此輩ヲ待ツ学校ノ設ケ少ナキハ、識者ノ毎ニ遺憾トスル所ナリ。

抑モ此種工業学校ヘ入学セシムベキモノハ、工業家ノ子弟タルヲ要ス、工業家ノ子弟ハ幼ヨリ父兄ノ業務ヲ目撃シ、先入主トナリ深ク其印象ヲ腦裏ニ刻スルヲ以テ、其結果成業ノ一要素トナリ、又卒業ノ後直ニ自家ノ業務ニ従事シ得ルノ便アリ、是レ他ノ子弟ノ一朝俄ニ工業ニ志スモノノ比ニアラザルナリ。故ニ此等工業家ノ子弟ヲ入学セシメントスルニハ、工業最モ隆盛ノ地ヲ撰ビ設立スルコト肝要ナリ。

方今世上ノ職工タルモノヲ見ルニ、概ネ工業家ノ徒弟ヨリ養成セラレタルモノタリ、又顧ミテ工業家ノ境遇ヲ見ルニ、多クハ自家ニ於テ營業シ、少数ノ徒弟ヲ使役スルニ過ギザルヲ以テ、能ク懇篤ニ徒弟ヲ養成スルヲ得ルト雖モ、今後漸次業務ノ発達スルニ従ヒ、或ハ多クノ職工ヲ使役シ、或ハ会社ヲ組織シテ数多ノ職工ヲ使役スルニ至レバ、徒弟ヲ養成スル復前日ノ如クナル能ハザルベシ。

且職工ノ数多キヲ加フレバ勢ヒ分業ノ法ニ依ラザルヲ得ザルハ經濟ノ原則ニ於テ免ルベカラザルノ数ナルヲ以テ、徒弟ヲ養成スルニ不便ヲ加フルヤ明ケン。由是觀之、漸次工業ノ発達ニ随ヒ、從來ノ如キ徒弟スラ尚ホ且之ヲ養成スル能ハザルニ至ルベシ。況ンヤ今後ハ相当ノ智識アル職工ヲ要スルニ於テオヤ、苟モ工業ノ発達隆昌ヲ企圖スルモノ、今ニシテ予メ是等需用ニ応ズベキ計畫ヲ怠リ、工業学校ノ設置ヲ等閑ニ付シテ可ナランヤ。而シテ此種工業学校ノ程度ハ、実業ニ適切ナルヲ旨トシ、生徒卒業後能ク労働ニ堪ヘ、能ク業ヲ熟リ得ベキモノヲ養成スルヲ以テ主眼トス。

抑モ大坂ノ地タル、古來我國貨物集散ノ中心ト称シ、今後益々鉄道水運ノ便ヲ加フルノ時ニ至ラバ、一層其繁盛ヲ致スハ今日ニ於テ推知スルヲ得ベシ。加フルニ工業上主要ノ品料タル石炭ヲ低廉ニ供給セラル、ノ利アリ、是レ実ニ工業上前途益々多望ノ地ナリト云フベシ。又同市ハ從來商業地トシテ世ニ称セララル、モ、現今工業ノ状況ヲ見ルニ、既ニ業ニ発達シ、其工業株式会社若クハ合資組合等ニテ、其府庁ヘ届出テタル数ノミニテ、其數二百六十八、資本金合計千九百九十四万五千五百二十二円、職工ノ數二千九百八十八人ノ多キニ上レリ、其他自家ニ於テ營業スルモノ尚其數極メテ多シ、若シ此等營業者ヲ加フルトハ、其資本金ノ巨多ナル職工ノ饒多ナル、今日ニ在テ已ニ工業繁盛ノ地ト云フヲ得ベシ、故ニ同市ハ第一看ニ工業学校ヲ設立スルニ恰好ノ地ナリト云フベシ。

余曩ニ居テ大坂ニトシ、同市工業ノ繁盛ヲ目撃シ、工業学校設置ノ必要ヲ感ジタリシガ、今又僚友東京工業学校教授岡三輩同市工業ノ状況ヲ視察シ来リテ、皆工業教育ノ特ニ同市ニ必要ナルヲ唱道シテ止マズ。然ルニ同市ハ已ニ商業学校ノ設置アリト雖モ、未ダ工業教育ヲ授クルノ所ナシ、是レ實ニ同市ノ為メニ惜ムノミナラズ、我邦工業ノ為メ大ニ遺憾トスル所ナリ、是レ余ガ一書ヲ貴社ニ寄セ、工業学校設置ノ急務ナルヲ唱ヘ、同市民諸君ノ猛省ヲ乞フノ止ムベカラザル所以ナリ、而シテ此種工業学校ヲ維持センニハ、毎年凡一万円内外ヲ以テ足レリトス、余ハ大坂市ノ富ヲ以テ、一ノ工業学校ヲ維持スルニ吝ナルノ理

ナキヲ信ズルモノナリ。

『教育時論』第三五号、明治二十四年十月二十五日、一二〜一三頁

【資料1B】工業学校設置ニ関シ、再ビ書ヲ大坂市民諸君ニ寄ス

手島 精一

余曩ニ書ヲ大坂市新報紙ニ寄セ、工業学校ヲ同市ニ設置スルノ必要ナルヲ論ジ、以テ同市民諸君ニ諮ル所アリキ。幸ニ同市民諸君中賛成セラル、者アリテ、其施設方法ニ関シ、余ノ意見ヲ問ハル、モノ少カラズ、依テ左ニ余ガ此種工業学校ハ、此ノ如キ方案ニ依レバ、乃チ適切ナラント思考スル所ノ概要ヲ叙述シ、諸君ノ参考ニ供セントス、猷^レ序ノ微衷採^レ採アラバ幸甚ナリ。

学科ハ、機械及化学工業ニ関スル二科トナシ、学理ト実修トヲ併課スベシ。而シテ其修業年限ハ各三ヶ年トシ、其学科ト実修トノ割合ハ、相均シカラシメ、最後ノ第三年ニ於テハ、市内工場中最モ適當ナルモノヲ撰ビ、以テ現業練習ニ従事セシムルコトヲ得バ、教育上大ニ可ナルヲ覺フ。

入学者ノ資格ハ、年齢十五年以上ニシテ、実業家ノ子弟若クハ将来工業に従事セントスル、志望ノ鞏固ナルモノトシ、而シテ其学力ハ小学高等科ヲ卒業セルモノ若クハ之ニ相當スル学力ヲ有スルモノタルベシ。

卒業生ハ、自家營業ノ如キ、規模狭小ナル工業ニ適スル者ヲ養成スルヲ以テ其主眼トナスベシ。夫ノ規模ノ大ナル工業ニ従事スル技術者ノ如キハ、世已ニ之ヲ養成スル学校ノ設ケアリ、之ヲ要スルニ其目的トスル所ハ、機械工業ニ在テハ、同市川口ニ、化学工業ニ在テハ同市難波村ニ於ケルガ如キ、工業ノ種類ニ従事シ、是ヲ発達改良セシムルハ適切必須ナル學術技芸ヲ授クルニ在ルナリ。

上述ノ如ク昼間ニ於テ生徒教養ノ外、現業ニ従事スル子弟ヲシテ其業務ニ必要ナル学科ヲ、夜間ニ於テ修学スルヲ得セシムベシ。又教員ハ授業ノ傍ラ市内重要ノ工業ニ関シ、之レガ研究ニ従事シ、或ハ実業家ハ質問ニ応シ、調査報告スルコトヲ為スベシ。是等ハ且下工業ノ発達ヲ企圖スルノ際ニ当リ、最モ緊要ノ

コトナレバ、此種工業学校ニ於テ辞スベカラザル附帶ノ義務ナリト言フモ、誣言ニアラザルベシ。

創業費ハ凡ソ五万円ヲ要スベク、又其維持費ハ年々壹万円アレバ、学校一切ノ費用ヲ支弁スルニ足ラン。

凡ソ実業教育ハ、學術ヲ実地ニ応用シ、技芸ニ練熟セシムルヲ要スルハ勿論、又能ク労働ニ堪エルノ慣習ニ馴致スルヲ以テ肝要ナリトス。生徒タルモノハ、工業家ノ子弟若クハ将来工業ニ従事セントスル志望ノ鞏固ナルモノナレバ、実修ノ労働ヲ厭ヒ嫌フコトハ、之レナキノ理ナレハ、之ヲ實際ニ徴スルニ学業漸ク進ムニ從ヒ、漸ク実修ノ労働ヲ厭ヒ、徒ラニ空理ニ驚セ、安逸ヲ貪ボルノ弊ヲ生ジ易キモノナリ。若シ一たび此弊風ヲ生ズルハ一般ニ風靡シ、容易ニ矯正シ得ベカラザルモノナリ。是レ実業教育ニ従事スルモノノ、宜シク予メ注意スベキノコトナリトス、故ニ今特ニ茲ニ一言ス。

余ガ所見ノ概要此ノ如シ、願フニ且下大坂市民ノ負担スベキ公費頗ル多シ、現ニ着手シツアル夫ノ水道事業ノ如キモ、亦巨万ノ金員ヲ要スルノ時ニ當リ、今又新事業ナル工業学校ヲ設置セントスルハ、其費途ノ点ニ於テ、或ハ躊躇スルモノアラン、然レハ工業学校ノ如キハ、効果ヲ数年ノ後ニ期シ、且生産力ヲ増進スルノ財源ヲ興起スルモノナレバ、一日ヲ緩セバ一日ノ損ヲ招クノ理ナリ、故ニ且下同市負担ノ重荷ニモ拘ラズ、奮テ工業学校ノ設置ヲ計画セラレンコト、切ニ希望シテ止マザル所ナリ。

『教育時論』第三七号、明治二十四年十一月十五日、一五〜一六頁

【資料2】大阪市ニ工業学校設立ノ計画

今日ノ国情ニ於テ技芸教育ノ必需タルハ。一般識者ノ認ムル処ナルモ。其進歩ニ至テハ未タ甚タ遅緩ナルヲ免カレス帝國大学ノ中ニ工科大学アルモ彼レハ高尚ナル學術ヲ研修スルヲ目的トシ。其他ニモ技芸教育ヲ施スモノナキニアラサルモ。是レハ總テニ不完全ニシテ数フルニ足ラス。唯ター一ノ東京工業学校ノ存

スルノミニシテ。以テ今日ノ急需ニ足ラサルコトナルカ。当局者此ニ見ル処アルカ。今回大阪市ニ一ノ工業学校ヲ起シ。現在ノ東京工業学校ニ倣ヒ。学科ヲ器械工芸鉱山ノ二科トナシ。盛ンニ技芸教育ノ発達ヲ図ラントノ計画アル由ニテ。現ニ大阪市民ハ此事ヲ聞キ。大ニ此挙ヲ賛シ。之カ創立費ノ幾分ヲ寄附スルノ協議ヲナシ居ルト云フ。大阪ノ地古来殖産興業ノ叢トナス。此地ニシテ工業学校ノ設立サルハアリ。東西相応シテ育英ノ道ヲ図ラハ。国家富強ニ裨益スル勝カラサルモノアラシ。更ニ大阪市ニ於テ徒弟学校ヲ設置セシムルコト、ナサハ。簡易速成ヲ欲スル子弟ノ為ニ其途ヲ啓クヲ得。且ツ多クノ需用ニ応スルニモ便利ナラン。

(『大日本教育會雜誌』第一一八号、明治二十五年七月、三八八頁、著者不明)

【資料3】大阪工業学校設置ノ件請議案

工業ハ殖産ノ一大要素ニシテ之カ振興ヲ図リ子弟ヲシテ実業ニ従事スルノ便ヲ得セシメンニハ此種ノ技芸教育ヲ拡充セサルヘカラス願フニ本邦固有二三ノ工業ニ於テハ其精巧觀ルヘキモノアリト雖モ機械的及化学的の工業ノ如キハ尚未タ振ハス此ヲ歐米工業ノ進歩ニ比スレハ其及ハサルコト甚遠シ現ニ輸入品中機械的及化学的の製品夥多ニシテ輸出品中大半ハ未製品及半製品ニ屬シ製造品即チ工業者ノ製造ヲ了ヘタルモノニ至テハ殊ニ寡少ナルヲ以テ推知スヘシ蓋工業ヲ隆昌ニスルノ経画ニ就テ社会經濟ノ状勢ニ關聯シ単ニ工業者ノ知識技術ニノミ頼ルベカラスト雖モ苟モ之カ発達ヲ企図シ欧米近時ノ工業ト相馳騁セシメント欲セハ須ラク技芸教育ヲ拡充シ日新ノ學理ヲ実業ニ応用シ実業及學理ヲシテ密着駢進セシムルヲ以テ先務トスヘキナリ本邦工業教育ノ高等ナルモノハ工科大学ニシテ主トシテ職工長タルヘキ者ヲ養成シ之ニ次キ其低等ナルモノハ工科大学ニシテ主トシテ職工長タルヘキ者ヲ養成セリ而シテ後者ハ前者ニ比スルニ工業上多數ヲ要スルハ論ナキナリ抑モ東京工業学校ハ旧ト職工学校ト称シ去ル明治十四年ノ設立ニ係リ機械化学ノ兩工芸科ヲ置キ工科大学ト相待チテ前陳ノ旨趣

ヲ実行センコトヲ期セリ爾來今日ニ至ルマテ卒業スルモノ二百余名ニ達シ各実務ニ従事シ我工業ノ発達ヲ裨補セルコト尠少ニアラス然レモ工業ノ事タル其区域広闊ニシテ各般ノ技術者ヲ養成スルカ如キ今遽ニ期圖スベカラズト雖モ夫ノ一大産額ヲ有スル鉱山事業ニ於テスラ猶未タ職工長タルヘキ者ヲ養成スルノ設施ヲ缺ケリ且工業教育ニ於テハ工場實習ヲ要スルヲ以テ既設ノ兩工芸科ト雖モ生徒ノ員數ニ定限アリテ全國多數ノ志望者ヲ待ツコト能ハサルハ甚遺憾トスル所ナリ然レバ則方今ノ急務トスル所ハ別ニ工業学校一校ヲ関西地方ニ増設スルニアリ惟フニ大坂ハ近時工業興起シ且其地タル関西交通ノ要衝ナルヲ以テ子弟ノ來テ就學スルノ便少カラザルナリ而シテ該工業学校ニ於テハ機械工芸科ヲ主要ノ課程トシ之ニ応用化学科及鉱山科ヲ併設シ東京工業学校ト相並立シテ各地工業ニ適応シタル教育ヲ施サハ冀クハ本邦此種ノ技芸教育ヲ拡充シ工業学校ノ配置宜シキヲ得ルニ庶幾カラン因テ明治二十六年度ニ於テハ大坂工業学校設置ノ為メ先其創設費ヲ要求シ二十七年年度ヨリ經常費ヲ要求セントス茲ニ参照ノ為メ別紙概算書相添此段閣議ニ提出候也

明治 年 月 日 文部大臣

内閣總理大臣宛

大坂工業学校創設費及經常費概算書

明治廿六年度臨時歳出

款 大坂工業学校創設費 金九万貳千三百五拾貳円

第一項 新當費 金六万八千三百五拾貳円

第二項 機械器具新調費 金貳万四千円

明治廿七年度以降經常歳出

款 大坂工業学校 金貳万八千三百六拾円

第一項 俸給及諸給 金壹万五千貳百六拾円

第二項	庁費	金三千円
第三項	修繕費	金三百円
第四項	旅費	金六百円
第五項	雑給	金千貳百円
第六項	実験製品費	金八千円
同	経常歳入	
款	大坂工業学校	金貳万八千三百六拾円
第一項	政府支出	金貳万八百六拾円
第二項	諸収入	金貳千五百円
第三項	製品収入	金五千円
新営費		

一金六万八千参百五拾貳円 大坂工業学校新営

内訳

金 壹 万 円 貳 百 坪	金 貳 万 四 千 五 百 坪	金 七 千 五 百 坪	金 参 千 七 百 五 拾 坪	金 五 千 〇 四 拾 坪	金 八 千 四 百 坪	金 三 千 四 百 坪	金 貳 千 坪	金 千 貳 百 五 拾 坪
坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪
老坪ニ付	同	同	同	同	同	同	老坪ニ付	同
金 五 拾 円	金 七 拾 円	金 七 拾 五 円	金 七 拾 五 円	金 八 拾 円	金 百 四 拾 円	金 八 門 五 拾 銭	金 貳 拾 五 円	金 貳 拾 五 円
木造二階家	煉瓦平家	同	同	同	煉瓦二階家		木造平家	同
教場事務室一棟	機械工場四棟	分析及化学工場一棟	鉱山科実験場一棟	理化学実験場一棟	標本陳列所及書庫一棟	教場事務室一棟	生徒扣所一棟	附屬家小使室便所等

金貳千五百拾貳円	塀三百拾六間	老間ニ付金七円	門 及 塀
----------	--------	---------	-------

(梧陰文庫所収、B一二七八九 第四回帝國議會に向けて明治二十五年十一月ごろまでに作成と推定)

【資料4A】大阪市会「工業学校ニ関スル件」(明治二十六年十二月)

議案第五十二号工業学校ニ関スル件

次ニ議案第五十二号ノ第一次会ヲ開ク其議案左ノ如シ

議案第五十二号

工業学校ニ関スル件

工業学校ノ創設ハ本市将来ノ繁栄ヲ希図スル上ニ於テ必須缺クヘカラサルモノナルニヨリ本市ハ之ニ対シ其創立費凡拾万円ノ半額即チ五万円迄ヲ寄納シ米ル二十七年年度ニ於テ国費ヲ以テ之ヲ本市ニ設立セラレンコヲ其筋ヘ建議スルモノトス

明治二十六年六月 日提出

大阪市参事会

大阪府知事 山 田 信 道

異議ナク原案ニ決シ第二次会ヲ開キテ亦原案ヲ可決シ、第三次会ヲ省略シテ直ニ之ヲ確定シ午後四時散会セリ

(『大阪市会史』第二卷、二〇六―七頁)

【資料4B】工業学校設立ノ義ニ付建議

国家富強ノ基ハ農工商ノ三業ヲ奨励シ之カ発達ヲ図ルニ外ナラスト雖我帝國ノ現状ヲ察スルニ就中工業ハ最モ他日ニ望ミアルモノニシテ発達ノ幼稚ナル亦誠ニ慨スヘキモノナリ乃チ外国貿易表ヲ閱スルニ我邦輸出貨ノ大半ハ未製品及ヒ半製品ニ属スルモノニシテ真正ノ製造品特ニ工業学理ヲ応用シタルモノ極メ

テ少シ由此觀之我邦工業ノ進歩猶ホ幼稚ニシテ國家之カ奨励ノ方針ヲ執ルノ必要ヲ徴スヘキナリ

蓋シ政府ハ曩ニ此ニ見ル所アリ職工學校ヲ東京ニ設ケ大ニ工業教育ヲ奨励セラレタリシカ今ヤ實ニ顯著ナル結果ヲ呈シ其鴻益ヲ工業社会ニ与フルモノ敢テ枚挙ニ遑アラス工業教育奨励ノ必要ナル亦豈喋々多言ヲ俟タンヤ抑モ我大阪市ハ其地関西ノ要衝ニ當リ百貨集散ノ中心トナリ夙ニ商業ノ樞軸ヲ握リ全国ノ物価ヲ左右シ維新以前ニ在テハ純然タル商業都会タリシカ維新以來汽船鐵路ノ便益々開ケ漸ク進テ今日ニ至リ工商二業相須テ進歩スルニアラサレハ大阪商業ノ旺盛ヲ維持ス可カラサルノ大勢ヲ現出シ来レリ是ヲ以テ大ハ紡績造船ヨリ小ハ硝子燐寸ノ製造ノ如キニ至ル迄千百ノ工業駿々トシテ興リ前日ノ純然タル商業都会ハ今日ニ在テハ既ニ商工併立併盛ノ都会トナルニ至レリ然ルニ本市工業ノ景況ヲ察スルニ彼カ如キ勃興ノ勢アルニモ拘ハラス猶ホ幼稚ノ域ニ彷徨シテ未タ大ニ商業ト相提携シテ進歩スルコトヲ得ス然ラハ今日ノ急務ハ国費ヲ以テ工業學校ヲ関西ノ中心タル本市ニ設置セラレ以テ日新ノ学理ヲ実業ニ応用シ実業及学理ヲシテ密着駢進セシムルハ独リ本市将来ノ福祉ナルノミナラス抑又関西地方ノ工業之ニ由テ発達スルヲ得ヘシ依テ本市会ハ速ニ工業學校ヲ創設セラレンコトヲ熱望シ果シテ本市ニ設置セラルハニ於テハ其創設費予算凡ソ拾万円ト仮算シ其半額五万円迄ハ本市ニ於テ寄納センコトヲ議決ス希ハクハ閣下速ニ希望ノアル所ヲ採納セラレ第五議會ニ工業學校ノ創設案御提出セラレンコトヲ謹テ及建議候也

明治二十六年六月二十三日 大阪市参事会

大阪府知事 山田 信道

文部大臣 井上 毅殿

〔大阪工業學校一覽 明治三十一年、二四頁〕

【資料5A】日本酒造組合聯合会第三回大会第三号議案

(明治二十六年六月十二日)

醸造学研究に適する学科を官立学校中に設置せられんことを請願する事

理由

本邦酒造法は三百年來の習慣に止り尚ほ依然として其旧套を脱する能はざるは未だ嘗て先輩の科学的実験の蹟無く單に口伝手授に過ぎずして是さへ未だ記録の索ぬべきものなし故に古來幾百の実験を重ねるも未だ確實なる一定の方法を發明する能はざる所なり凡そ一技術の改善進歩を謀らんと欲せば一々事實の研究を遂げ主として學術上の原理を究明せざるへからず是れ本案を必要とする第一の理由なり

清酒の改良其要点数多ありと雖とも殊に緊急なるは腐敗又は変質せざる事を審明するに在り蓋し腐敗は本業の一病なりと雖とも其理由を攻究せば亦容易に此の病源を絶つ事を得へし然るに近年の統計に據れば毎年其腐敗高実に三万五千石乃至四万石の多額に昇る是れ學術の進歩せざるより僅に防腐剤等に依頼し其原則に背反する結果に外ならず此の如きは唯だ營業の損害のみに止らず實に國家經濟の不利とす是れ本案を必要とする第二の理由なり

全國醸造家か其子弟を教育するに自家工業上の智識を涵養する至当の學校無きを以て已む無く他の学科に就かしめ遂には其結果として自家の工業を顧みず往々厭ふべきの弊害を醸生し爲めに本業の衰退を來すに至る是れ本案を必要とする第三の理由なり

醸造税は國家第二の良税源にして一ヶ年殆んど一千六百万円の多額に在り然らば此の税源を培養せんには必ずや一学科を設置し以て本業の進歩を謀るは國家勸業上當然の義務なり然らば之を請願するは亦一國の実業家として毫も憚る所無し若し夫れ本會聯合の力能く一校を設くることを得ば幸なりと雖とも現今の事情は未だ之を許さざるを以て之を政府に請ふより他に途無きなり是れ本案を

必要とする第四の理由なり

〔醸造雑誌〕第一一五号、明治二十六年六月二十二日号、一四頁

【資料5B】醸造工科の設置に就て

醸造学研究に適當なる学科を官立学校中に設置せられん事を政府に請願する件は前月開らきたる聯合大会の議題にして大会は一致を以て之れが議決なしたり抑も我國の酒造業たる重に古來の因習にして之れに關する学理の研究をなし實際に應用せし事少なしサレば一朝其の醸酒に腐敗或は變質の患を起す事あるも能く之れが病源を研究し又は之れを未発に防ぐの法を講せず爲めに大なる損失を來し惹いて營業の發達を阻喪するに至る是れ全く醸造工科の未だ進歩せざるに因るなり特に我邦の醸造業は國家經濟の上に迄尠なからぬ關係を保つものなれば之れが消長は決して輕々看過すべからざるなり故に今日に當り醸造家たる者工業上の智識を開発するは誠に其急務に属す是れ醸造工科を設置するの必要ある所以にして誰か之れに對して異議を唱ふる者あらんや吾輩は大会に於て此議決ありしを喜ふなり而して特に喜びに堪へざるは我が大阪に於て之れが實施を見るの期將に近きにあらんとするを大阪麦酒株式会社の生田秀氏が夙に我邦醸造工科の進歩せざるを嘆じ此事に關して百方周旋する処ありしが去月大会の後ち直に当府書記官片岡直温氏を訪ひ語るに大阪工業学校中に醸造科を設くるの必要を以てす片岡氏亦大に之れを賛し上京の際其筋に稟議し必らず設置する事に就て尽力すべしと盟はれたりと是れ生田氏が吾輩に向ふて直話せし所なり時機の際会する所遠からず其設置を見るは吾輩も亦信じて疑はざるなり聯合大会に於て之れを唱へ主産地接近の地に於て之れを實行し我邦の醸造業是れに依つて改善發達せば吾輩實に喜びに堪へざるなり

〔醸造新報〕第一七号、明治二十六年七月十五日、二四頁、著者不詳、原文総ルビ

【資料6】小山健三「工業学校ヲ大阪ニ設置スルニ必要ナル理由」

明治二十六年十二月初稿

大阪ニ工業学校ヲ設置スルハ左ノ理由アルニ由ル

第一 大阪ハ関西ニ於ケル工業ノ中心タルコト

大阪ハ関西ニ於ケル工業ノ中心ニシテ其ノ地方ニ於テ工業ノ繁盛ナルノミナラズ関西各工業地ノ工産物ハ概ネ皆此地ヲ以テ集散ノ中心トスルモノナリ故ニ此地ニ工業学校ヲ設置スルトキハ左ノ利便ヲ有ス

(一) 学校ニ於テ可及的生徒ヲシテ実験ニ従事セシムルヲ目的トスト雖学校ノ実験ニハ自ラ定限アリテ各般ノ工作ニ従事セシムルコト能ハザルハ勿論ナリ故ニ時々周囲ノ工場ヲ巡視セシメ機械及裝置ノ実況ヲ参考セシメ聞見ヲ博ムルノ利便ヲ有ス

(二) 大阪ノ工業ハ維新以後ノ發達ニ係ルヲ以テ学理ノ應用ヲ待ツコト頗ル切実ナリ学理ト実業トラ一致配合セシムルニハ此地ヲ以テ最も便宜ナリトス

(三) 方今ノ急務ハ新工業ノ發達ヲ奨励スルト同時ニ固有ノ工業ヲ改良スルコトヲ要ス即チ陶器漆器利器ノ如キハ其名産地概ネ関西地方ニ在ルヲ以テ該科ヲ教授スルニ最も便宜ヲ有ス

(四) 学校ハ唯ニ学科ヲ教授スルノミナラズ工業者タルノ氣風ヲ養成スルコトヲ要ス大阪ハ商業的及工業的ノ人多キヲ以テ其ノ感化ヲ受クルコト極メテ多シ

(五) 大阪ハ各般ノ工業益々隆昌ニ赴クヲ以テ前途多望ノ地タリ大阪工業ノ發達ハ即チ日本工業ノ發達ナルヲ以テ之ヲ奨励鼓舞スルコト國家ノ全局ヨリ觀察シテ最も必要ナリトス工業学校本然ノ目的ハ生徒ノ養成ニアリト雖第二ノ目的トシテ各般ノ試験ヲ施スヲ以テ其ノ結果ハ直ニ実業社会ニ傳播シテ以テ其ノ進歩ヲ促進スルノ利益アリ

第二 大阪ハ関西地方ニ於テ生徒ノ往來ニ最も便利ノ地ナリ

大阪ハ九州四国及愛知岐阜福井石川以西ノ地方ノ為ニハ交通ノ中心タルガ故ニ其ノ府県ノ者ハ概ネ該校ニ就学スルニ至ルベシ
從テ其ノ各地方ニ造スル学科ヲ設クルヲ要ス 現ニ大阪商業学校ノ生徒ハ他府県ヨリ来学スルモノ過半ニシテ右府県ノ属籍ヲ有スルヲ見テ推知スベシ

大阪工業ノ状況

第一 工産物集散ノ状況左ノ如シ

工産品輸出仕向地方 畿内、中国、四国、九州、北国、名古屋以西、支那朝鮮其他外国

工産品輸入仕出地方 畿内、中国、四国、九州、愛知及石川以西

府県輸出入工産物ノ重ナル種類 晒蠟、紙、製銅、友禪染物、燐寸、石鹼、紡績糸、团扇及扇子、木綿段通、庖丁類、鉄器、煉化及瓦、絞油、玻璃器、寒天、手拭晒染、唐木細工、硫酸類、清酒、醬油、製藍、皮類、毛織物、陶器類、莫大小

第二 大阪府下ニ於ケル重ナル工産物ノ種類及製造価額左ノ如シ

品 業 工 械 機	名 称	一ケ年産額見込
鉄 製 品	利 器	凡二百五十万円
織 物	綯 糸	凡二十五万円
莫 大 小	織 物	凡六百五十万円
蠟 傘	蠟 傘	凡百七十万円
皮 革 製 品	蠟 傘	凡百 万 円
甲角甲牙毛介製品	蠟 傘	凡九十万円
唐 木 細 工	蠟 傘	凡六十万円
	蠟 傘	凡三十万円

	品業工雜				品業工学化								
合計	計	扇団玩		計	酢	醬	酒	友	玻	晒	石	燐	計
		子扇物			油			仙		璃	蠟	鹼	寸
二千四百七十一万円	五十万円	凡二十万円	凡二十万円	四百七十六万円	凡五万円	凡十八万円	凡百五十三万円	凡九十万円	凡八十万円	凡三十万円	凡二十万円	凡八十万円	千九百四十五万円

第三 大阪府下ニ於テ使用スル蒸氣機関ノ実馬力ハ一万四千六百二十馬力ニシテ東京府下ニ於ケル七千五百馬力ニ比シ二倍タリ他ノ府県ニ至テハ千馬力ヲ超ユルモノナシ即チ大阪ハ日本ニ於テ最モ多クノ蒸氣力ヲ使用スル所トス

汽罐ノ数 百九十三個

大阪府下石炭一ケ年間使用高 明治二十五年度

一 船舶用官業 百三拾四万六千八百斤

一同々 民業 一億五千七百三拾四万四千三百三十六斤

一鐵道用民業 五百八拾万五千二百斤

一工場用民業 一億八千三百二拾九万六千六百十六斤

合計 三億四千七百七十八万七千九百五十二斤

大阪府下工業会社及製造所ノ種類及數

会社及製造所數 二百七十八

資本金額 一千百〇七万一千七百二十一円

第四 大阪府下ニ於テ前途大ニ発達セントスル工業ハ綿糸紡績、燐寸、玻璃、莫大小、友仙、綿織物、蝙蝠傘、皮革、石鹼、其他西洋品模造及造船銅鋳工業等トス

(一)綿糸紡績ハ大阪紡績会社日本第一紡績会社ヲ始トシテ七個所ノ紡績会社アリ尚

目下計画中ノ者一二アリ而シテ其ノ会社ハ皆大会社ナルヲ以テ鍾數ヨリ推セバ
全國紡績業ノ過半ハ本地ニ集マルト謂テ可ナリ其製造価額ハ前ニ掲載シタリ
(二)燐寸ハ亦支那地方ニ向テ輸出品タリ年々大阪神戸ヨリ輸出スルモノ百八
九十万円ニシテ内兵庫縣ハ六分ヲ有シ大阪市ハ四分ヲ占ム近來益々其ノ製産
ヲ増加スルノ勢ナリ大阪製燐社ノ如キハ平均男女童兒千六百名ヲ使用ス亦以
テ此工業ガ如何ニ貧民ニ職業ヲ授クルカラ推知スベシ其他盛ニ營業スルモノ
二十余戸アリ

(三)玻璃ハ近來大ニ進歩シ「ランプ」石筍其他電氣灯ノ覆ニ至ルマデ製造ヲ
ナシ内地ノ需用ニ応スルノミナラス進シテ支那香港朝鮮魯國及米國マテ輸出
スルニ至リタリ実ニ一大進歩ト云フベシ更ニ學理ヲ応用シ改良ヲ加ヘバ原料
無尽蔵ナルヲ以テ一大貿易品トナルコト疑ヲ容レザルナリ

(四)莫大小ハ東京名古屋ニ於テ多少營業スルモノアリト雖モ十ノ八九ハ大阪
ニ於テ製造ス其ノ産額ハ百万円ニ達シ内ニハ輸入ヲ防圧シ外ハ數万円ノ輸出
ヲ見ルニ至リタリ

(五)友仙ハ「モスリン」ニ形ヲ置クモノニシテ最初ハ輸入品タリシモ近時大
阪ニ於テ大ニ発達シ今ハ全ク輸入ヲ防圧スルニ至リタリ現ニ一ケ年ノ産出高
ハ百二十万円ニ達シ之ニ從事スル府下ノ職工ハ千有余人一日ニ消費スル糊粉
ハ平均十五石ニシテ蒸氣力ヲ用ヒテ之ヲ製ス以テ其ノ盛況ノ一斑ヲ推知スベ
シ

(六)蝙蝠傘ハ近來大ニ精良ニ赴キ支那香港ニ輸出スルニ至リ価額十万円以上
ヲ超ユ

其他皮革ナリ石鹼ナリ鑄製品ナリ其ノ進歩實ニ著明ニシテ概ネ輸出ノ望アルモ
ノナリ殊ニ齒刷子ハ近來機械ヲ用ヒテ製造シ其骨ノ晒白ト云ヒ刷毛ト云ヒ舶來
品ニ勝ルモ決シテ劣ルコトナシ現ニ府下ニ製造スル高ハ二十万円ニ上下シ大半
ハ海外殊ニ米國ニ向テ輸出ス亦以テ大阪人民ガ起業ニ着眼スルノ慧敏ナルヲ知
ルベキナリ

大阪地方工業ノ盛ナル原因及其要素

(第二)職工賃銀ノ低廉ナルヲ

例 日雇人足 一日賃銀 拾五錢乃至二拾錢

東京ニテ同 同 二拾三錢乃至三拾錢

例 大工 一日賃錢 二拾五錢乃至四拾錢

東京ニテ同 同 三拾五錢乃至五拾錢

例 鍛冶職 一日賃錢 二拾錢乃至三拾五錢

東京ニテ同 同 二拾五錢乃至四拾五錢

例 女工 一日賃錢 四錢乃至八錢

東京ニテ同 同 六錢乃至拾二錢

(第二)工業原料ノ供給ニ便利ニシテ從テ其価額比較的ニ低廉ナルヲ

一般工業ノ原料關西ノ地方ニ産出スルモノ多クシテ例ヘバ硝子陶器其他窯業
ニ關スル原質ハ飛騨尾張以西ニ多ク産シ金工ニ用サル鋼、鋳、銅等ノ原質モ

亦中国四国ニ産スルコト多ク其他ノ物品ニ於テモ陸運及水運ノ便利アルガ故ニ之ヲ東京ニ比スレハ価額低廉ナルハ自然ノ理ナリ從テ原料ノ撰択自在ナルノミナラス工業ノ原料トシテ廉価ニ使用スルコトヲ得ルナリ

(第三) 石炭薪炭等ノ燃料廉価ナルヲ

百般工業ノ一大要素ハ其原動力ニ供給スル石炭薪炭ニシテ之ヲ要スルノ量モ亦莫大ナリトス從テ其価額ノ高低ハ工業ノ盛衰ニ関スルヲ論ヲ俟タズ石炭ハ我国九州地方ニ多量ヲ産シ大阪ハ運輸ノ便ヲ有スルガ故ニ其価額頗ル低廉ナリ大阪石炭売買相場 陸上ゲ一萬斤ニ付

粉炭 十五六円 塊炭 二拾三円許

東京石炭売買相場 陸上ゲ一萬斤ニ付

粉炭 二拾三四円 塊炭 三拾二三円

之ヲ比較スルニ大阪ハ東京ヨリ三割強ノ廉価ナル石炭ヲ用フルヲ得ベシ

又木炭ノ平均相場ハ一貫ニ付

大阪 四錢二厘 東京 五錢一厘

(第四) 資本ノ運転ニ便利ヲ得易キヲ及興業資本ノ割合低利ナルヲ

大阪地方ノ資本家ハ起業心ノ盛ナルヲ他地方人ノ企テ及ブ所ニアラザルナリ一事一業ノ成績完全ニシテ利益若干ナルヲ推測スルトキハ進ンデ之ニ資金ヲ投スルノミナラズ巧ニ資本金ヲ運転スルノ才幹アリ且ツ此等事業ニ投ゼン資本ニ對シテハ彼ノ投機者流ノ朝ニ資ヲ出シテタニ利ヲ獲ントスルガ如キ望ヲ懷カズ耐忍持久事業ノ大成ヲ俟ツコト亦他地方人ノ遠ク及バザル所ナリ故ニ現今工業ニ投セル資本ハ実ニ一千万円ニ近クシテ皆前途多望ノ狀況ヲ呈ゼリ運転スル資金ハ六朱ノ利ヲ通常トス

(第五) 工産品ヲ内外ニ販売スルニ便利ナルヲ

前既ニ説明セル如ク実ニ大阪ハ関西地方貨物集散ノ中心ナルガ故ニ内地ニ於テ供給ヲ本地ニ仰ク処極メテ多シ船舶汽車ノ運轉極メテ便ナルニ依リ工産物ノ内支那朝鮮ニ向テ輸出販売ヲ目的トシテ製造スルモノ極メテ多シ是レ工業

ノ盛ナル一大原因ナリ

(第六) 職工ノ勤儉且ツ柔順ナルヲ

大阪地方ノ職工ハ昼夜勤勉シ安逸ヲ貪ルコトナシ早出夜業等ハ毫モ嫌フノ傾キナク偏ニ給料ノ多額ヲ得ンコトヲ切望スルヨリ他念アルコトナシ其ノ雇主ニ柔順ナルコト関東職工ノ比ニアラザルナリ

(第七) 技術者ノ位置ヲ得ルニ便ナルヲ

技術者技芸ヲ練磨シテ成績完良ナルヲ得ルカ或ハ新ニ事業ヲ發明シテ利潤ヲ獲ルノ成算ヲ表スルトキハ資本家ト連合スルコト易キガ故ニ技術者ハ大ニ其技術ヲ奮フノ利便アリ現ニ職工ヨリシテ進ンテ製造所ヲ支配スルノ地位ヲ得タル者多シ

(第八) 資本家ノ注意綿密ナルヲ

資本家ガ技術者ノ巧拙勉否ヲ視察スルノ周到ナルハ実ニ驚クベキモノニシテ情実ニ偏セズ只管利益ノアル点ニ向テ奨励シ其ノ一挙一動ヲ綿密ニ監督スルガ故ニ事業ノ種類多ク資本金ノ多キニ拘ハラズ失敗甚ダ少ナキヲ得ルナリ

未来大阪地方工業ノ發達ス可キ景況

現在工業ノ隆盛ナルヲハ前陳ノ如シ尚未来ノ狀況ヲ推想スルニ益々發達ノ氣運ニ向フモノ、如シ会社製造所ノ増設使用汽鐘ノ増加尙三年來ノ統計ニ依ルモ發達ノ景況ヲ呈スルノミナラス今方ニ起レル製造所会社ハ電気分銅株式会社^{資本金三萬七千円}大阪「アルカリ」株式会社^{資本金七萬円}等ヲ始トシテ小規模ノモノハ枚擧スルニ遍アラス其他既設ノ会社製造所ニシテ資本ヲ増加シ工場ヲ拡張セルモノ其數夥多ナリ是必竟工業ノ盛運ニ投セン時機ノ然ラシムル所ナリト雖此地ノ工業ニ適スル要素ヲ具備スルニアラズンハ決シテ此ノ如キニ至ルベカラス尙後來大阪築港ノ竣成スルニ至ラハ更ニ一層ノ繁榮ヲ加フルヲ炳然タリ

(樞陰文庫所収、B—二七八七)

列国競争ノ間ニ立チ国家ノ独立ヲ完ウシ國權ヲ皇張セント欲セバ必先ヅ農工商

諸般ノ実業ヲ奨励シ富ヲ作り国力ヲ増進セシメザルベカラズ而シテ我国情ニ於テハ諸般実業中殊ニ工業ヲ以テ立国ノ基礎ト為サマルベカラズ

工業上ノ利便

蓋我國ハ工業ヲ発達セシムル為ニ特殊ノ利便ヲ有ス即(一)職工賃銀ノ低廉(二)国民手指ノ巧緻(三)石炭及工業原料ノ富饒(四)意匠及絵画ニ於ケル特有ノ技術(五)支那朝鮮海峽殖民地印度及亜米利加ニ對シ販路ノ便等是ナリ

抑々市場ニ於テ製造物ノ販売ヲ競争セントセハ其ノ物品ノ精良ナルト同時ニ価額ノ低廉ナルヲ要ス而シテ価額ノ低廉ハ主トシテ原料及労働賃銀ノ低廉ニ因ルモノナリ全我國ノ工業原料タルベキモノ鉄銅鉛錫硫黄砒石陶土木材絹麻禾穀等一トシテ備ハラザルハナシ又労働賃銀ニ至テハ競争ノ對手タルヘキ欧米ニ比シ迥ニ低廉ナリ左ニ其ノ比較ヲ掲グ

本表ハチソル氏商業地理中ヨリ抜抄ス千八百八十四年又ハ五年ノ計數ニ係ルニ志ヲ四十二錢トシテ換算ス

労働賃銀比較

国名	賃	
	煉瓦積職工 一週ニ付	泥工下職 一週ニ付
日本	四円二十錢	二円 拾錢
日英格蘭ト及ウエールス	拾二円六十七錢	八円四拾錢
独逸	七円 十四錢	四円八十三錢
仏蘭西	十円 六錢	五円二十五錢
白耳義	七円六十六錢	五円四拾六錢
瑞西	八円七十四錢	五円 四錢
魯西	七円二十五錢	四円 十二錢
竜動	十四円 十八錢	七円六十九錢
シカゴ	四十円三十二錢	十七円六十四錢
ニューヨーク	三十三円六十錢	十八円四十八錢

今茲ニ労働賃銀ノ低廉石炭及原料ノ潤沢又ハ手指ノ巧緻ノ各々一ニ依リ又ハ其ノ二三相合シタルノ結果ニ依リ輒近著ク進歩ヲ為セル工業中尤重要ナル者ヲ左ニ記載スベシ

燐寸製造

燐寸製造ノ発達ハ原料及労働賃銀ノ低廉ナル為ニ外国市場ニ勝利ヲ得タル一例トナスニ足ル蓋シ我國ニ於テ始メテ燐寸ヲ製造シタルハ明治十一年ノ頃ニシテ當時海外ニ輸出スルノ金額僅ニ二三万円ニ過キサリシモ爾來長足ノ進歩ヲ為シ徧ク内地ノ需用ニ応スルノミナラス今ヤ香港支那等ニ於テ瑞典ノ燐寸ヲ庄倒シ明治二十五年ニ於テハ輸出高二百二十万円ニ達シ本年ハ迥ニ進ミテ四百万円ニ至ラントスルノ勢アリ

附言

燐寸ノ原料ハ北海道産トガ松塩素酸ポッタシニウム、燐素、パラフィン等ニシテ塩素酸ポッタシニウムノ如キモ且下既ニ其ノ製造ヲ創メ且燐素ノ如キモ製造シ得ヘキモノナルニ由リ遠カラズンテ其ノ原料ハ悉ク内地ニ於テ供給スルニ至ルヘシ

綿糸紡績

又紡績綿糸ノ輸入ハ明治ノ初年ニ在リテハ纔ニ一二万円ナリシモ年々需用ヲ増加シ二十一年ニ至リテハ千三百万円ノ多額ニ登リ尚進ミテ止マザルノ勢ナリキ然ルニ紡績会社ハ頓ニ起リ其ノ輸入ノ大半ヲ防圧シ二十四年ハ五百五十万円ニ二十五年ハ七百万円ニ減却シタリ紡績絲ノ需用ノ増加ハ年々著大ナルニ拘ラス斯ノ如ク輸入高ヲ減却シタルハ内国紡績業ノ進歩ヲ徴スベキナリ

本年九月ニ於テ聯合紡績会社ノ數ハ四十六箇所ニシテ鍾數五十六万三千九百四十八本ナリ本年七月ノ運轉鍾數ハ三十三万八千九百三十八本ニシテ製絲ノ高八十四万五千二百三十四貫ナリ即チ一年ノ製出額ヲ推算セバ千万貫ニ達シ其ノ代価ノ概算ハ千七百万円ニ達スベシ今後金巾ノ製織発達セハ紡績業モ之ニ伴ヒテ進歩シ製産高進ミテ今日ニ陪徒スヘク支那朝鮮等ニ向ヒテ販路ヲ得バ其ノ発達更ニ測ルヘカラザルモノアラン

織物業

織物業ハ軌近又大ニ発達シタリ明治十九年ニ於テハ全国産出ノ価額千七百八十二万五千七十三円ナリシモ年々増加シ二十四年ニ至リテハ四千五百九万三千八百十四円ニ達シタリ是レ蓋絹織物ノ輸出額ニ増加シタルト彼ヨリ輸入スル織物ノ幾分ヲ防庄シタル結果等ニ因ルモノナリ絹布手巾及羽二重ハ十九年頃始メテ輸出シ年々著大ノ増加ヲ為シ二十五年ニ至リ七百五十二万四千八百八十二円ニ達シ尙進ミテ止マサルノ趨向アリ二十五年ニ於テ輸出ノ絹織物類ヲ合計セバ實ニ九百三十三万三千四百七十三円ノ多キヲ見ル

陶磁器

輸出工業品中織物燐寸等ニ次キ重要ノ地位ヲ占ムルモノハ陶磁器トス而シテ織物燐寸ノ如キ著大ナル進歩ナシト雖亦年々輸出ノ増加ヲ見ル即チ

明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年
百二十四万 五千九百五十七円	百二十八万 七千〇二十七円	百四十八万 〇四百一十一円

陶磁器製造ニ付テハ本邦特殊ノ利便ヲ有ス乃其ノ元質ニ富ムコト他国其ノ比ヲ見ズ而シテ職工手指ノ巧緻、賃銀ノ低廉特有ノ意匠絵画等皆以テ仏独ト競争スルニ足ルベシ而シテ其ノ輸出先ハ北米合衆國ヲ以テ主トナルモノトスルガ故ニ其ノ購買力ニハ尙綽々余地アリ因テ其ノ素質ニ改良ヲ加ヘ意匠ニ注意シ粗製濫造ノ弊ヲ絶ツトキハ其ノ販額ヲ倍蓰スルコト疑ヲ容レズ

其他玻璃蠟燭傘莫大小樟腦等ノ製造ノ如キ近時大ニ発達シ皆外国ニ向テ輸出スルニ至リタリ而シテ亜爾加里硫酸石鹼油等ノ化学的ノ製造モ亦漸ク將ニ発達セントスルノ勢アリ鋳工業ノ如キモ亦大ニ進歩ヲ表シタリ

工業幼稚ナル状態

然レドモ我が工業ノ幼稚ナル点ヲ挙グレバ生絲ノ如キ尙三千九百万円銅ノ如キ四百八十万円ノ多額ハ共ニ半製品又ハ粗品ヲ以テ輸出スルノモノニシテ往々彼ノ人工ヲ加ヘ復ビ我國ニ輸入スルモノアリ又漆器ハ素ト我國ノ専有ニ属シ年々

四五十万円ノ輸出アリト雖著キ増加ヲ見ザルノミナラズ近來独乙ニ於テハ我カ漆器ヲ模擬シ市場ヲ壟斷セントスルノ傾向アリ其他我が特有タリシ縮緬ノ如キモ里昂ノ製品ハ適ニ我レノ上ニ出デ扇子团扇ノ如キ小ニ至ルマデ其ノ模造品ノ精巧驚クベキモノアリ蓋シ我カ工業者ノ最猛省スベキ所ナリ

其他固有ノ大工業酒醬油ノ如キニ至テモ昔日ニ比シ未ダ著キ進歩ヲ見ザルナリ
原動力ノ比較

又工業進歩ノ状態ヲ察知スルニハ工業上ニ用フル汽力及水力ヲ調査スルヲ要ス日本全国ノ工場ニ用フル蒸氣機関ノ馬力ハ二万五千九百九十八馬力ニシテ水車ノ馬力ハ三千四百九十六馬力共ニ明治二十四年ノ調査ニ係ルトス

英國ニ於テ工場等鉄道及汽船ヲ除クニ用フル蒸氣機関ノ馬力ハ二百二十万馬力千八百八十七年ノ調査ニシテ白耳義ノ小国ト雖三十三万七千馬力

獨逸ニ於テハ二百万馬力千八百八十七年ノ調査ニシテ我馬力數ヲ英國ニ比スレバ僅ニ百分ノ一ニ過ギス

前ニ掲ケタル水車ノ力ハ工場ニ於テ用フルモノナルニ依リ村落ニ用フル粉挽其他ノ小裝置ヲ合計スルトキハ更ニ或ハ五倍乃至十倍ニ昇ルベシト雖到底五万馬力ヲ超ヘザルベシ北米合衆國ニ於テハ百二十五万馬力ノ水力ヲ利用スト云フ

我國勞働ノ賃銀ハ頗ル低廉ナリト雖天然ノ原動力ニ向テハ到底敵スベカラザルナリ我國ハ幸ニ石炭ニ富ミ及溪流到ル所ニ在ルヲ以テ後來益々蒸氣水力ヲ利用シ賃銀ノ低廉ナル職工ト相俟テ製造業ヲ発達センメザルベカラザルナリ

工業上ノ関点

前段ニ述ブル如ク我國ハ工業ヲ起スニ適當ナル數個ノ利便ヲ有スルガ故ニ前途頗ル多望ナリト雖現在ニ於テ二個ノ重ナル関点ヲ存ス一ハ工業者ニ金融ヲ与フル機関ノ備ハラザルコト二ハ工業者ニ理学的知識技能ノ乏キコト是ナリ而シテ第一ノ関点ハ未タ甚キヲ感ゼズ第二ニ至リテハ其ノ関繫ノ極メテ大ナルヲ見ルベシ蓋シ現今輸入シ來ル所ノ機械又ハ化学的製造品ハ頗ル夥多ナルニ徴シ我カ技術ノ不進歩ヲ推知スベキナリ

附言 技芸教育ノ施設ハ欧米各國ノ注目シテ怠ラザル所ナリ特ニ英國ハ嘗テ

天恵ノ工業國ト自負シタリシモ一朝國民ノ懺悟スル所トナリ千八百八十一年ニ於テ女皇陛下ハサミュエルソン以下五名ノ者ニ調査委員ヲ命ジ内外技芸教育ノ実況及効果ヲ調査セシメタリ其ノ結果ハ有名ナル勅命技芸調査委員報告是ナリ爾來朝野拳テ工業教育ノ施設ニ力ヲ竭クスノ氣運ニ至レリ今ヤ「マンチェストル」「ボーミングハム」「セフィールド」等其他工業中心ノ市府ニハ工業學校ノ設アラザルハナシ

マンチェストル工業學校視察委員ノ意見

千八百九十一年ニ於テ「マンチェストル」工業學校商議委員ハ更ニ委員ヲ大陸ニ派シテ各國ノ工業學校ヲ視察セシメタリ其ノ報告書中英國工業ノ不進歩ハ技芸教育ノ闕乏ニ在ルノ意見ヲ述ベタリ英國ガ技芸教育ヲ需求スルノ事情ハ移シテ我國ノ事情ニ適合スベシ依リテ左ニ其ノ一節ヲ摘訳ス

余輩（委員）ハ大陸ニ於ケル製造所ニハ各適當ナル教育ヲ受ケタル工場長ヲ有スルニ依リ其ノ我が工業ニ及ボス所ノ危險ハ決シテ想像ニ止マラザルベキノ説ヲ聞ケリ我が英國ニハ年々主トシテ独乙及瑞西ヨリ化學製造品（醫藥ヲ除キ染料色素及顔料等） 価額三百萬（我ニ千五百萬圓）ヲ輸入ス蓋シ英國ガ何ノ故ニ此等ノ產物ヲ製造シ能ハザルカニ至リテハ英國ハ其ノ国内ニ於テ原料ノ大部分ヲ得ベキガ故ニ之レガ原因ヲ以テ高等ナル技芸教育ノ闕乏ニ歸スルヨリ外一モ確實ナル理由アルコトナシ

組織、粧飾、手套ノ如キ製造モ亦往時ニ於テハ他ノ物品ト共ニ著大ナル貿易品タリシモ輓近大陸ニ奪ハレ今ハ却テ英國ノ市場ニ此等ノ物品ヲ供給スルニ至リタリ

瑞西ハ勞働ニ付テハ許多ノ大不便アリ原料ハ都テ輸入セザルベカラズ又其ノ製造物ヲ輸出スルニハ汽車賃不廉ニシテ供給販売ノ地ト隔絶スト雖猶外國貿易殊ニ精巧ナル化學品ノ輸出盛ナルニアラスヤ是レ全ク「チユリック」ニ於ケル壯麗ナル高等工業學校ノ効果ニ外ナラザルナリ云々

（梧陰文庫所収B―二七八八）

【資料7】第五回帝國議會提出、大阪工業學校創立予算案ならびに審

議議事録（明治二十六年十一月二十八日開會、十二月三十日解散）

「明治二十七年歳入歳出總予算」

文部省所管

第二十三 大阪工業學校創立

工業學校ヲ設立シ科学応用ノ工業ヲ興シ技術ヲ精巧ニシ國ノ生産ヲ進ムルハ今日ノ急務ナリ而シテ大阪ハ近時工業蔚興シ四周亦工業ノ地多キカ故ニ同市ニ工業學校ヲ設立セントス依テ其創立費九萬七千五百五拾貳圓ヲ本年度歳出臨時部文部省所管第三款ニ予算シタリ但此半額ハ大阪市ヨリ献納ノ出願アルニ依リ之ヲ歳入予算ニ編入セシヲ以テ實際國庫ノ負担ハ四萬八千五百七拾六円ナリ

「明治二十七年歳入歳出總予算」

明治二十七年歳入歳出總予算予定經費要求書說明

經常部歳出ニ関スル件（略）

臨時部歳出ニ関スル件（第一ノ第二略）

第三 大阪工業學校創立費

大阪市ニ工業學校設立ノ必要ヲ認メ茲ニ該校建築費機械器具新調費ヲ要求シ本年度ニ於テ之カ設備ヲ了シ二十八年度ニ至リ授業ヲ開始セントス願フニ科学応用ノ工業ヲ興シ機械ヲ用キテ人力ヲ省キ且技術ヲ精巧ニシ化學ニ依テ百般ノ製煉及廢物利用ノ道ヲ講シ以テ國ノ生産ヲ進ムルハ実ニ今日ノ急務ナリ而シテ此種ノ工業ヲ興サンニハ資本知識ノ二者ナカルヘカラス資本ノ不足ヲ憂ヘサルモ知識ノ缺乏ヲ憂フルトキハ之ヲ利用スルコト能ハス此レ工業教育ノ已ムヘカサル所以ナリ方今欧米ノ諸國銳意工業教育ノ制ヲ施設シ為メニ鉅萬ノ財ヲ糜シテ顧ミス近年英國カ委員ヲ大陸ニ派シテ其技芸教育ヲ視察セシメタルカ如一

日モ他国ニ後レサランコトヲ勉ムルノ意以テ見ルヘシ我邦工業教育ヲ施スノ所
唯工科大学東京工業学校アルノミ工科大学ハ主トシテ技師ヲ養成シ東京工業学
校ハ職工長ヲ養成ス然レトモ此レ未タ以テ多数ノ生徒ヲ養フニ足ラス則チ工業
学校ヲ地方ニ増設スルハ亦実ニ今日ノ急務ナリ其位置ニ至テハ工業繁盛ノ地ヲ
トスルヲ可トス何ントナレハ生徒ヲシテ日夕工場ヲ觀察セシムルノ便宜ト工業
ノ趣味ヲ取得セシムルノ利益アレハナリ大阪ハ近時工業蔚興シ四周亦工業ノ地
多ク且関西交通ノ要区ナルヲ以テ子弟ノ来学ニ便ナリ是レ大阪ヲ以テ工業学校
ノ位置ニ適當ナリトスル所以ナリ頃日大阪市会ハ大阪ニ工業学校ヲ起スノ建議
ヲ為シ創設費ノ半額五万円迄ヲ献納スヘシトノ陳情書ヲ提出セリ依テ今此地ニ
工業学校ヲ興シ機械工芸科及化学工芸科ヲ設ケ上等ノ職工及職工長ヲ養成スル
所ト為シ業ヲ卒フル者ヲシテ各実業ニ従事セシメハ又以テ我邦ノ工業ヲ振作シ
富強ヲ馴致スルノ基礎ト為スコトヲ得ン依テ該校創立費九万七千五百五拾貳円ヲ
要ス但此半額即四万八千五百七拾六円ハ大阪市ヨリ献納スヘキニ付實際国庫ノ

支出ハ四万八千五百七拾六円トナルヘシ

(以下略)

款項ノ説明

經常歳出ノ部(略)

臨時歳出ノ部(第一ノ第二款略)

第三款 大阪工業学校創立費

本年度予算高

ニシテ

前年度予算高ナキカ故ニ此全額ヲ増加ス是レ

第一項 新営費ニ於テハ已ニ説明シタル如ク大阪市ニ工業学校ヲ置クノ必

要ヲ認メ本年度ニ於テ之ヲ建設シ經常費ハ二十八年度ヨリ要求スル見込ニ付此

新営費

六八、三五二〇〇〇

九七、一五二〇〇〇

文 部 省 所 管		歳 出 臨 時 部		備 考	
科 目		比 較		増 減	
第二十七年度要求額		第二十六年度要求額			
第三款 大阪工業学校創立費	九七、一五二〇〇〇	〇	九七、一五二〇〇〇	〇	本書掲記額ノ半額即四万八千五百七拾六円ハ大阪市ヨリ寄付スヘキニ付其収入ハ大阪省所管臨時部歳入ニ編入ス
第一項 新営費	六八、三五二〇〇〇	〇	六八、三五二〇〇〇	〇	
第二項 機械器具新調費	二八、八〇〇〇〇〇	〇	二八、八〇〇〇〇〇	〇	
第一目 新調費	二八、八〇〇〇〇〇	〇	二八、八〇〇〇〇〇	〇	
第一目 新調費	二八、八〇〇〇〇〇	〇	二八、八〇〇〇〇〇	〇	

ヲ要シ

第二項 機械器具新調費ニ於テハ

前項ノ事由ニ依リ

二八、八〇〇〇〇〇

ヲ要シ

合計

九七、一五二〇〇〇

ヲ増加スルニ依ル

但本費ノ半額ハ大阪市ヨリ献納スルヲ以テ之ヲ大蔵省所管歳入ニ編入ス

〔明治二十七年 予算案〕、二三、四五六、四六〇、四六八頁

〔第五回帝國議會衆議院予算委員會速記録〕

明治二十六年十二月八日（第五科第一号）、一七一—一八頁。

（前略）

○（小松三省君） 大坂工業学校ノ事ニ付イテ質問ヲシタウゴザリマスガ、大分長クナリマスカラ一時休憩シテ……

○主査（長谷川泰君） ソレデハ一時休憩シマス

（中略）

○主査（長谷川泰君） 開会シマセウ、皆様ノ御質問ガ了リマシタナラバ、政府委員ニ御尋致シマスガ、御質問ハアリマセヌカ

（中略）

○（小松三省君） 此大阪ノ工業学校創立費ノコトデスガ、創立費ハ九万七千七百五十二円デ、其中半額ハ大阪市ヨリ出スコトニナツテ居リマス、是ハ何デスカ学校ヲ立テルノト、ソレカラ此学校用ノ備付品ハ皆此中ニ含蓄シテ……

○政府委員（牧野伸顯君） 含蓄シテ居リマス

○（小松三省君） 是ニ就イテ年々費用ガ要ル訳ニナリマセウガ、其費用ノ概算ハ立ツテ居ルデセウカ

○政府委員（牧野伸顯君） 立ツテ居リマス、是ハ本年ハ創立ト云フ丈デ二十七

年度ニ了ル積リデアリマス、經常費ハ二十八年度カラ請求スル積リデアリマス、其概算ハ凡ソ一万六千円内外デ經常費ハ維持スルコトガ出来ル積リデアリマス、細カク申上グルト校長二千円、教授八千四百円、助教授五千四百円、書記九百円ニナツテ居リマス、其外ニ庁費、雑給、修繕費ト云フモノモアリマス、ソレハ今申上ゲマス、確カ總体デ二万円バカリト思ヒマス

○（小松三省君） 此創立費ハ大阪市ヨリ半額ヲ寄附スルト云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ出来上ツテ後ハ寄附セヌト云フ訳デアリマスカ

○政府委員（牧野伸顯君） ソレハ致サヌト云フコトデス

○（小松三省君） サウシテ工業学校ノ課程ノ程度ト云フモノハドノ位ノ所デ……

○政府委員（牧野伸顯君） 課程ノ程度ハ現在東京ノ工業学校ノ程度ヨリ少シ低ウスル積リデアリマス、専ラ職工及職工長ノ養成ト云フコトヲ目的トシテ居リマス、其程度ハ高等小学ヲ卒業シ、又コレト同等ノ者デ年齢ハ十五歳以上、学年ハ先ツ四年デ卒業スル積リデアリマス

○（小松三省君） サウシテ四年間修学ヲシテ卒業シタ者ハ、重モニドウ云フ仕事ノ出来ル位ノ者ニナツテ出ルノデアリマス

○政府委員（牧野伸顯君） ソレハ先ツ年齢カラ申シテモ卒業ノ頃ハ漸ク十八歳位ノ所デアリマスカラ、固ヨリ実地ノ手練ト云フモノハ未タ十分望ム訳ニハ行クマイト思ヒマス、先ツ普通ノ工芸ノ学識ヲ得テ、サウシテソレカラ実地ニ使ウト云フノデアリマスカラ、先ツ普通ノ職工ト云フモノニ使ツテ、ソレカラ從來ノ職人杯トハ違ツテ普通教育モアリ、又工芸上ノ教育モアリマスカラ、実地ノ芸ヲ覚エテ発達スル上ニ於キマシテハズツト今日ノ職工長ヨリカ高イ程度マデ進ム積リデアリマス、進ンテ職工長或ハ其人物ニ依リマシテハ工場長ト云フマデニモ進ム積リデアリマス、

○（小松三省君） サウスルト何レデスナ、大学ノ工科ヨリ低イモノガ東京ノ工業学校、其次ガ大阪ノ工業学校……

○(鈴木万次郎君) サウスルト今高等学校デ今工科ト云フモノガアラウト存シマスガ、サウスルト此工業ノコトニ就イテ人ヲ養成スルニハ四段ニナリマシナ、大学トソレカラ東京工業学校ト、ソレカラモウツ今度大阪ニ出来ルノト、モウツ言ヘハ今度出来マシタ実業補習学校ト詰リ五種類アルデスナ

○政府委員(牧野伸顯君) 高等中学ノ工科ト云フモノヲ置イタ曉ニハ、丁度學問ノ程度カラ申シマスルト、工業学校ト稍同シ程度ノモノニナリマス

○(鈴木万次郎君) ソレデハ官制ニ於テハ置クコトヲ得トカ云フコトデアリマシタデスナ、置クコトヲ得ト云フ丈デ未ダ置イタコトハナイデスナ

○政府委員(牧野伸顯君) マダ置キマセヌ、是カラ置ク積リデアリマス

(以下略)

明治二十六年十二月九日(第五科第二号)、一七二二三頁。

(前略)

○(広瀬貞文君) 昨日小松君ヨリ御尋シマシタ大阪工業学校デアリマス、是ハ九万幾ラ金額デアリマスガ、アノ設計ハドウ云フ設計デアリマスガ、アレハ煉瓦デ拵ラヘルノデアリマセウガ、何百坪ト云フノデアリマスガ

○政府委員(牧野伸顯君) 木骨煉瓦デ、即骨ハ木デ廻リヲ煉瓦ニスルノデアリマス

○(広瀬貞文君) 大凡何十年位堪ヘル御見込デアリマスガ

○政府委員(牧野伸顯君) 細カイコトハ技師カラ申シ上ゲルヤウニ致シマス

(略)

○(鈴木万次郎君) 大阪ノ工業学校ハ今度臨時費トシテ其建築費ヲ九万幾ラ出スト云フコトデ其半ハ大阪カラ献納ニナルト云フコトニナツテ居リマスガ、其学校ノ建築ノ模様並ニ其学科ハ当分或ハ金工ナリ、木工ナリ、織物トカ染物トカ云フモノヲ悉ク初メカラ置クトカ、或ハ何ノ仕事ハ当分置カズニ、是丈ヲヤルトカ云フ御見込ガ立ッテ居ルト思ヒマスガ、幸今日ハ建築ニ就イテノ技師モ

御在デニナツテ居ルサウデスカラ、其方カラ建築ノ規模等ノ御話ト、ソレカラ更ニ学科ノ組織上ニ関スル御話ヲ一通リ御聞キ申シタイノデス

○文部省技師(久留正道君) 建築ノ方ヲ御話シマスガ、大阪ハ元來積ミ立タ地面デアリマスカラ、十分ニ地質モ善クゴザイマセヌ、故ニ煉瓦製造ノ家ヲ建築スルコトニ致シマシテ、ソレダケノ費用ヲ要シマス訳デス、ソレ故ニ国庫ハ煉瓦造ト致シマシテ、外国カラノ報告ノ中デ、近頃大ニ流行致シマス、木骨煉瓦ヲ以テ造リマスノデ、木デ全体ノ組立ヲシテ煉瓦ヲ其間ニ積入レルノデス、是ハ火防ニ耐ヘマス、且地震ニ耐ヘマス、従前ノト違ヒマシテ煉瓦ノ入替ヲシテ仕直スト云フコトガ出来ル計画デス、柱ヲ頭ハシテ煉瓦ヲ積ミ入レテ残ラズ鉄ノぼうとデ継ギマシテ、地形ノ方モぼうとデ継ギマスカラ、恰モ一ノ石ノ固リノヤウナモノニナリマス、講場其他器械場ノ如キハ皆ナ其木骨煉瓦ニシマス計画デゴザイマス、或ハ分析室トカ理化学ノ教場ハ是ハ種々破裂スルモノ、事ニ依ルト取扱ヒマスカラ、通常ノ煉瓦造ヲ以テ致シマスガ、其他ハ木骨煉瓦デヤリマス積リデゴザイマス、随分広イモノデスカラ、御聞ニ從ッテ答ヘマスガ、図面ガアリマスト其規模等モ容易ニ分リマスガ、今日持チマセスカラ追テ図ヲ御覽ニ入レマスガ

○(鈴木万次郎君) 場所ハ分ツテ居リマスガ

○文部省技師(久留正道君) 場所ハ大阪中ノ島玉江町ト申ス所デゴザイマス、官有地デ元高松邸ト尋ネマスル方ガ大阪デハ早ク御分リニナリマス

○(鈴木万次郎君) 此地面ハ中央政府ノモノニナツテ居リマスガ

○政府委員(牧野伸顯君) 元太藏省ノ持ニナツテ居リマシタヲ此度ノ計画ニ就イテ、文部省ニ引受ル積リデアリマス

○(鈴木万次郎君) サウスルト凡ソ図面ガアリマスレバ、細カイコトモ分リマセウガ、建坪ハ大概幾何ノ割ニ見積ツテゴザイマスガ

○技師(久留正道君) 建坪ハ木骨煉化ガ四十円坪ニナツテ居リマス、全クノ煉化造ノ方ハ一坪六十五円デアリマス

○(鈴木万次郎君) ソレカラ別ノ政府委員ニ御答ヲ願ヒタイ、矢張り此学校ハ昨日小松君ガチョット御尋シタヤウニ思ヒマスガ、東京工業学校ヨリハ程度ガ低イモノト云フコトハ分ツテ居リマスガ、併シ其教育ハ矢張り喩ヘバ染工……染料職工ナドニ付イテハ蒸汽機関ナドヲ設置シテ、サウシテ重ニ今日欧米ニ行ハレルヤウナ進ンダコトヲヤツテ往クト云フノデゴザイマセウカ、或ハ今日日本ノ職工社会ニ行ハレテ居ル業ニ適合サセルヤウニシテ、幾何カ改正スル目的デ教育スル積リデゴザイマセウカ

○文部書記官(小山健三君) 唯今ノ御尋ニ答ヘシマス、此大体ノ学科ヲ大別致シマシテ機械工芸化学ト致シマス、機械工芸ノ学科ハ……尤モ是ガ愈確定シマスル時ハ、尚一層精密ニ調査シナケレバナリマセヌガ、今日迄ニ調ガツイテ居リマスル所デハ機械工芸ガ鑄造……鑄物デス……鍛鍊……鍛冶ノコト……夫レカラ金具製造板金細工、夫レカラ紡績機械電氣工業造船等デゴザイマス、ソレカラ化学ノ方ニ於テ染色鑄造、ソレカラ窯業デゴザイマス窯ハ妙ナ字穴冠リノ中ニ羊ヲ書クノデス……製紙……紙ヲ製シマス、ソレト漆器デゴザイマス、冶金ガ未ダアリマス、夫レ等ガ化学ニ属シテ居リマス、先ツ大体取調タ所デ斯ノ如クデアリマス、併シ是カラ執行スル時ニ当リ一二ノ増減、或ハ是レト是レヲ合セルト云フコトガ出来ルカ知レマセヌケレドモ、大体取調ヘタ所デハ此辺デアリマス、ソレデ唯今御尋ニナリマシタ所、例ヘバ染物ニ於キマシテドウ云フ風ノ教授ノ仕方ヲスルカニ至ルト、唯今申サレマシタ通り西洋ノ模様ハ勿論ノコト、同時ニ固有ノ工業、昨日御話致シマシタ日本在来行ハレテ居ル工業ニ学理ヲ応用シテ漸次改正スル方針ヲ取ツテ往ク見込デアリマス、チョット申シマスルト染色ノ方ニ於テ染色ノ仕様、喩ヘバ植物ノ中ニ於テ用キベキモノガアレバ是ヲ改良シテ用キル、又藍デゴザイマス、藍ハ専ラいんちこヲ用キマスガ、徳島ノ藍トカ琉球ニ出来マス藍ニシテモ漸次日本デ改良シテ用キル方針ヲ取ラナケレバナリマイト思フテ居リマス、是等ハ工業学校ニ於テモ改良スベキモノハ十分参酌シテ往キマスル積リデゴザイマス、殊ニ化学醸造ノ如キニ至ツテハ

東京工業学校ニ於テ応用化学デ醸造ノコトハヤラシテ居リマスガ、未ダ十分ノ備ガ出来テ居リマセヌ、是ハ十分ニ改正致シテ参ル積リデ随分改正スル点ハアル見込デゴザイマス、是等ハ十分ニ此学科ニ入レテヤル積リデアリマス、又窯業ト申シマスルノハ今戸焼ノ業トハ大分違ツテ居リマシテ、ソレハ煉瓦セメン陶器……サウ云フモノヲ纏メテ窯業ト云ツテ居リマス、是ハ日本陶器ヲ進歩サセタモノデ、日本固有ノ清水焼トカ、粟田焼トカ云フモノヲ十分改正シテ養成スルモノデアリマス、又漆器トカ冶金ト云フモノハ東京工業学校ノ内ニハ未ダゴザイマセヌ、是等ハ余程必要ヲ感ズルノデアリマス、銅ヲ焼クニシマシテモ金銀ヲ造フニシテモ、実ニ必要ナノデアリマス、其他又追々鉄ヲ製造シナケレバナラス時代モ余程近附イテ居リマス、鉄ヲ焼クニ至ツテハマルデ焼板ヲヤル人ハアリマセヌ、工科大学ナドニハゴザイマスガ、夫レヨリ低イ所ノ即チ安イ給金デ造ヘルヤウナ仕組ハ一モアリマセヌ、サウ云フコトハ今後必要ヲ感ズル積リデゴザイマス、大体サウ云フ風ノ訳デゴザイマスルデ、余程日本ノ工業ヲ発達サセル上ニ非常ノ利益ガアラウト思ヒマス、ソレト同時ニ将来ノ工業ニ向ツテ学理ヲ応用シテ段々ニ発達スル方法ヲ取ツテ参リマス、是ガ大体学校ニ就イテノ話デゴザイマス

○(鈴木万次郎君) 明瞭ナル御答デ宜ク分リマシタガ、今現在ゴザイマス東京工業学校ハ職工業者ヲ養成スル所デアル、サウ致シマスルト是ヨリ低イ大阪工業学校ト云フモノハ職人所謂職工ヲ教育スル目的デアルノデゴザイマセウカ、職工ヨリ上ノ職工ニシヤウト云フト、中途半派ノ職工ヲ造ル御見込デアリマスカ

○文部書記官(小山健三君) 御答致シマス、余計ナコトデゴザイマスガ、一言大体ノ御話ヲ致シマスガ、是ハ職工ト職工業者ト工業技師ト三等ニ分ケテアルノデ、職工ト申シマスル以上ハ多少教育ハアルガ御承知ノ通り是ハドウシテモ学問ヲ余リヤリマシテモ往ケルモノデアリマセヌ、学理ヲ知ツテ居リツ、實際ノ方ヲ十分ニヤラナケレバナラス、併ナガラ職工業者ト申シマスルト、職工業

ノ中デモ色々段階ガゴザイマシテ、大キク云ツテ見ルト職工業デゴザイマスガ、其職工業ノ中デモ小サイ仕事ヲスル所モアルシ、又殆ト工場ヤウナ仕事ヲスル所モアリマス、茲ニ申シマスルハ昨日モ政府委員カラ牧野次官カラ述ベラレテ居リマスガ、是職工ハ始メハ職工ヲサシテ、ソレカラ漸次登ツテ職工業者ニ至ルノデ、矢張職工業者迄ハ往ク積リデアリマス

○(鈴木万次郎君) ドウモサウスルトチツト可笑シイ、工業ニ対シ人ヲ養フト云フコトニ付イテハ茲ニ二ツノ眼目ガアル、一ツハ修業的職工タルモノ、又一ツハ単独的職人タル者ト二ツノ大製造場ニ於ケル職人ハ修業的ノ職工デアル、自身ガ彫刻ヲスルトカ小サイ物ヲ拵ヘルトカ云フノハ、単独的職工デアル、サウニツト分ツト今度ハ其者ノ力ニ応用シテ所謂技師——職工長ノ上ニ座シテ物ノ意匠ヲ定タメ、ソレカラ其下ニ着クノガ職工長デ、サウシテ一方ニハ職人ヲ監督スルコト、其計画ノ事ニ対シテ齟齬シナイヤウニ當テ箱メルノガ職工長デアル、下ニ居ルモノガ即チ職工デアツテ、其計画及職工長ノ見込ニ從ツテ器械的ノ運動ヲスルノガ、即チ職工デ、其三ツヨリ他ニ職工ヲ養ハウト云フ目的ハ無カラウト思ヒマス、所ガ其間ノ者ヲ拵ヘテ下ニモ良イ、上ニモ良イト云フ風デハ職工ヲ養成スルト云フ途ニ於テ缺クル所ガアリハシナイカ、私ハ初メ此事ヲ聞クニ是ガ十分ハ思ヒマセヌケレドモ、今日ノ東京工業学校ノ如キ処ハ職工長ヲ拵ヘルニ適當ノ有様ヲ兎ニ角ニ成シテ居ル、是レニ同ジモノデアラウト思フ、所ガ昨日ノ御話ニ依レハ其ヨリ低イモノヲ作ルト云フコトデアリマスレバ、サウスルト此コトハ一寸都合ガ好イヤウデアリマスガ、方針ヲ定メテヤラナケレハ出来ル者ガ中途半端ノ者カ出来テ精密ノ物ヲ作レナケレバ粗末ナ物モ作レヌ、安イ物ヲ作ラナケレバ立派ナ物モ作レヌト云フ結果ガ出テ来ハシナイカ

○(医科大学教授(宇野朗君)) ソコデ一寸申上ゲマスカ如何ニモ御尤ナ御疑デアリマスガ、無論結果ハ矢張職工長ヲ養成スル結果ニ成ツテ来ルノデアリマス、ソレデ昨日次官カラ申サレタノハ結果ハ無論ソコニ持ツテ往ク積リデアリマス

ガ、併シ卒業シテ出タ者ハ職工内ノ重ナル職工ニ使ウテサウシテ実地ノ練習ヲ經テ、遂ニ職工長ニ成ル者ニスルト云フコトニ承ツテ私共ハ……

○(鈴木万次郎君) 私ハナゼ此質問ヲくどくどシクシナケレバナラスカト言ヘバ職工長デアリマスレバ実地ノ仕事ヲスルコトハ余リ深クヤラスデモ宜シイト思フ、從ツテ同ジ三年ノ者デアリマスレバ、學問ト云フ傾ハ職工長ハ割合ニ余計ニシテ職工ト云フ方デ、実地ニ余計サセレバ宜シイト云フヤウニ修業時間ノ上ニ、幾ラカ注意シテ往カナケレバナラスト思ヒマス、所ガ職工ニ成ルニモ不熟練デアルト云ツテ、又職工長ニ成ルニハ產物ヤ何カニハ甚ダ學問ガ少イ、斯ウ云フ者ニ成ルト職工ニモ不適當デアルガ、職工長ニモ成レヌト云フコトニ成ルモ尤モ學問ヲシナイデモ職力カラ頭ハレテ仕舞ニハ大キナ位置ヲ持ツテ、職工頭ヤツテ居ル者ガアル、兎ニ角國家ガ人ヲ教育シテ金ヲ費シテ養成シタト云フ以上ニハ、出来テ直グニ家政ノ助ケニ成ル、是レ丈ノ者ヲ作り得ルト云フ方ニ向ケナケレバナラスノデドチラニモ適當シナイ、此卒業シテ内ニ熟練シナケレバナラスト云フヤウナコトデハ今日我が天下ノ子弟ヲ教育スルノ道ニ於テ不適當デアルマイカト思ヒマス

○(医科大学教授(宇野朗君)) 御尤デゴザイマスガ、實ニ何デゴザイマス、此職工長ト申シマスルコトニ付イテ私共并ニ一般工業家ガ認メテ居リマスノハ、如何ニモ無論熟練ハセヌデモ宜シイ訳デ、實際ノ職工長ハ自ら仕事ヲ取ラスコトハ御説ノ通りデアリマス、併ナガラ本統ニ監督スルニハ矢張自分ガ十分ノ熟練ヲ以テ居ラナケレバドウシテモ十分ニ往カヌト云フコトハ、常ニ言フ所デアリマス、ソレデ職工ヲ養成スル処ハ通常徒弟学校ト申シテ歐羅巴デモ徒弟学校ハ職工ヲ養成スル処ニ認メテ居ル、ソレデドウシテモソレヨリ上ノ者即チ化学工業ノ職工トカ分析ヲ知ツテ居ル職工ニハなか／＼アルベキモノデナイ、併シ自分ガ傍ラ仕事モ出来ル職工モ指導スルコトガ出来テ、恰度御話ニ成ツタコトヨリ以上ノコトヲヤリ、仕事モ自分ガ手心ガアルト云フ者デナケレバ、職工ヲ使ウコトガ出来ヌト云フコトガ定論ニナツテ居リマス、一寸考ニモ醸造ノコトデ

ゴザイマスガ、醸造ノコトデ一番何がむづかしいカト云フト、杜氏デアリマス、此職工ハ水ヲ汲ムトカ米ヲ冷ストカ云フトハ何デモナイガ、其内デ杜氏デゴザイマシテ即チ謂フ所ノ職工長デアリマスソコデ十分職工ト職工長ト云フモノハ学問ノ上、書物ノ上デ分ケテアリマス、例ヘバ醸造デモ麦酒ナラ麦酒ヲ小サク造ル時ニハ計画モ自分デヤリマス、仕事モ自分デヤルカモ知ラヌガ、薬品ノ製造ニ成ルト例ヘバ「ころゝるかるき」ヲ拵ヘルニハ何が幾ラ、何が幾ラトちやんと割出シテ配合スルコトモヤリ、自分ガ釜ヲ塗ルト云フトモヤリ、サウシテお神さんデモ小供デモ亭主ト混ツテスルト云フトハ沢山工場ニアルコトデアリマス、サウ云フトニ成ルト職工長ト職工ト識別ガ著カヌヤウニ成リマス、ソレデドウシテモなか／＼區別ガ付キマセヌカラ、職工長ト成ル者ハ職工ノ内ノ良イ職工ト成ツテ、ソレガ二三年ノ内ニ学問ノナイ者デモ奨励シテ立派ナ人ニモナリマスシ、或ハ又大キナ工場ニ行キマセヌデ染物屋ニシテモ一己デ營業ヲシマスル時分ニハ親方トカ、頭領トカ、職工長ト一概ニ申シマスレバ、少シ語弊ガアリマスガ、親方モ含ンデ居リマスルシ、頭領モ含ンデ居リマスルシ、或ハ亭主ト云フ様ナモノモ含ンデ居リマス、之ヲ學術上ノ語デ申シマスルト、職工長ト云フトニドウカ御承知ヲ願イタイデス

○(鈴木万次郎君) 多分私ノ考ハ間違ツテ居ルカ知レマセヌガ、大阪ノ工業学校ハ四年間ノ卒業ニナツテ居リマスカ

○文部書記官(小山健三君) 左様

○(鈴木万次郎君) サウシマスルト今此東京工業学校ノ学科ヲ見マシテモ一年中及一学期二学期一年中ハ重モニ学問ト云フモノヲヤツテ、第二年カラ実地ノ方ニ三分ノ二ハ重ニ費ヤシテ居ル、所謂応用ト云フ方ヲヤツテ居ルノデゴザイマス、大阪工業学校ノ方モ矢張此実地応用ト云フ方ヲ三分ノ二位占メテ居ルノデゴザイマセウカ、或ハ半々位デアリマスカ

○文部書記官(小山健三君) 矢張実地ノ方ヲ過半ニ致ス見込デアリマス、マダ何時間ト云フ細カイコトハ割附ケテアリマセヌ、大半ハ実地ヲヤル積リデアリ

マス、ソレデ四年ニナツテ居リマスルト云フモノハ、昨日申シマシタル通り入学ノ程度ガ長フゴザイマス、東京ノ工業学校ハ尋常中学ヲ卒業シタル者、大阪ノ方ハ高等小学ヲ卒業シタル者デアリマスカラ、ドウシテモ予備ノ学科ガ足りマセヌカラ、理化学等ハ少シ余計ヤラセマセスト出来兼ネマス

○(鈴木万次郎君) 学科及ヒ程度ノコトニ就イテハ大概分リマシタガ、モウ一ツ質問シテ置キタイノハ、今日迄此文部省ガヤツテ来タ通りニ官立学校デアルカラ、生徒ノ登校スルニ就イテハ、一定ノ被服ヲ極メテ所謂制服制帽ト云フ様ナモノヲ定メテ置イテ、サウシテ御ヤリニナル積リデアリマスカ、私共平常ドウモ此職人ト云フ様ナ者ヲ養成スルト云フ上カラ行ツテハ、縦令安イナガラモ帽子洋服杯ト云フモノヲ定メテ靴ヲ穿カセテ登校サセルト云フ様ナコトデハ中々彼ノ——東京工業学校ニ這入ツテ居リマスルモノガ、私ノ知己デ三人ゴザイマスガ、其父兄等ガ中々入費ガ多ク掛ツテ容易ニ斯ウ云フ学校ヘ入レラレルモノデナイト云フ苦情ハ始終言フテ居ルノデゴザイマス、矢張東京工業学校ニ於ケルガ如キ有様デ、洋服ナドヲチャント定メナケレバナラスト云フ様ナ御方針ヲ執ル御積リデアリマスカ、些イナコトデハアリマスケレドモ大ニ工業ヲ起サナケレバナラスト云フ今日ニ於テ、又甚ダ其生徒ノ望手ガ少ナイト云フ今日ニ於テハ、些々タルコトノ様デハゴザイマスケレドモ、父兄ノ失費如何ヲ願ミナケレバナラスト考ヘマス、ソレ故ニ予メ此コトヲ御聞キ申シタイト思ヒマス

○文部書記官(小山健三君) 御承知ノ通り工業ノ方デゴザイマスルト、實際ノ方ノ実地ノ業務ヲ執リマスカラ、実ハ無論袴デハ往ケマセヌ、袴ハ引掛リマシタリ何カシテ、土台蒸氣杯ヲ扱ヒマスルトカ、或ハ轆轤版ヲ扱ヒマスルトカ云フ様ナ場合ニハ袴ガ引掛リマシタリシテ、怪我ヲスルコトガ幾ラモアリマスカラ、矢張洋服カ或ハ股引デナケレバドウシテモ往ケマセヌ、併ナガラ此制服ヲ是非洋服ニ限ラナケレバナラスト云フ必要ハ此種類ノ学校ニ於テハナカラウト考ヘマス、併シ制服ヲ是非ヤツテ行クト云フ程ノ見込デハアリマセヌ、成ルベ

ク實際ニ近クヤウニシテ行カナケレバナラスト思ヒマス、併シマルデ袴ハ無論往ケマセヌガ、サウカト云ヒマシテ着流デハ殺風景デ、風儀及ヒ取締上ニモ困リマス、サウカト云フテ又股引半天デハドウモ外見ガ悪カラウト考ヘマス、併シ其辺ニ至ツテハ強テ何処迄モ制服ヲ着セテサウシテ兵隊ノ様ニサセルト云フ必要ハナカラウト認メテ居リマス

○主査(長谷川泰君) 私ハ政府委員ニ御尋致シマスガ、今ノ大阪ニ御設ニナリマス工業学校ノ鍛冶屋デスナ、鍛冶屋ヲ矢張浅草ノ工業学校ニ於ケル如キ仕掛デ御教授ニナルノデスカ

○文部書記官(小山健三君) 左様デゴザイマス、一体ドウシテモ此鍛冶ノ方ガ進歩シテ来マスルト御承知ノ通りア、云フ風ニシテヤラナケレバナラヌデス、アレデモ一体不十分デスガ、併ナガラ大阪ノ工業学校デヤリマスノハ今少シ日本ノ従来ノ鍛冶屋ニ今一步ヲ進メタ位ノモノデス、丁度東京ノ工業学校ト双方相待ツテ働ヲシテ行カウト云フノデス、ト云フモノハ日本デモ歐羅巴流ノ鍛冶ノコトハ段々進歩シテ来マス、又機械ヲ用キテスルト云フコトモ段々進ンデ来マス故ニ、ドウシテモ東京ノ工業学校デヤルヤウナ学科ガ是非必要デアルデス、併シソレト同時ニ又日本ノ鍛冶ニ少シク改良シタ様ナモノガ出来マスレバ、即チ極ク進歩シタ歐羅巴流ノ工學ト日本ノ従来ノ姑息工業ノ間ノ繋ギヲ取りマシ様ナモノガ出来マスレバ、大変便利ト思ヒマス

○主査(長谷川泰君) サウスルト斯ウナルノデスナ、浅草ノ工業学校デゴザイマスルト製造場ノコトデナケレバ彼処デ覺エタモノハ用ヲ為サヌデスナ、詰リ一個人デ日本流ノ鍛冶屋ヲスルニハアンナ仕掛デハ出来ヌノデスカラ、彼処デ覺エマシタノデハ……大阪ノハア、云フノデハナク、此日本ノふいごヲ用キテヤルト云フ様ナ鍛冶屋デ、一軒ノ中デ二三ノ弟子ヲ使ツテヤルト云フコトモ出来ル様ナ仕掛デアリマスカ

○文部書記官(小山健三君) 浅草ノモ一個人デ出来ル仕掛デス、成程彼処デ蒸氣デ槌ガゴザイマシテ、アレデボン／＼敲キマスルト、早く敲ケマスガ、併シ

彼処デ向フ槌ヲ振ルコトカラ無論教ヘナケレバナラヌノデスカラ、ソレデアレヲ応用シマスレバ無論一個ノ工業デモ出来マスルトデスガ、併ナガラドウモアレ丈ノ備ガ附イテ居リマスルト、従来ノ工業トハ違ヒガアリマシテ、余程突キ悪ウゴザイマス

○主査(長谷川泰君) 私ハ行ツテ見マシテ素人デ分リマセヌカラ、御尋スルノデスガ、金ヲ突込ンデ焼クデスナ、サウスルト——私ハ亜米利加アタリノ本ヲ沢山持ツテ居リマスガ、共同ノ突込ムモノデ火ヲ起シテヤル、アレハ一個人デかねヲ使ウコトハ出来マスマイ

○文部書記官(小山健三君) ソレハ出来マセヌ

○主査(長谷川泰君) ソレダトアレマスルト製造所ノ職工長トカ職工ニナルコトハ出来マスガ、一個人デハ出来ナイ大阪ノハ従来日本デヤル鍛冶屋ノふいごヲ吹イテヤル奴、アレニ改良ヲ加ヘテ製造所デナクトモ従来ノ日本ノ鍛冶屋ノ改良ヲスルト云フ御積リデスナ

○文部書記官(小山健三君) 其方ノ小イモノヲ……

○主査(長谷川泰君) ア、云フ仕掛ノ外ニ又日本流ノ改良シタモノモ——鍛冶屋ノ仕掛ヲ設ケル兩様設ケルト云フノデスネ、実ハ私ハ事柄ハ違ウガ是迄教育ニアルコトハ事実上適當シナイコトガ沢山アル、手紙書クコトハ家ニ来テ習フ、普通ノ手紙ノヤリ取りノ文句ハ自宅デセヌ以上ハ出来ナイ、是ハ已ニ芳川君ガ文部大臣ノ時分ニドウデス、文部省ノ教育ハマルドウぞデハナイカ、サウダ其通りダ、己レノ娘ヲ学校ニヤルガ習ツテ来ルノハ習ツテ来ルガ、当リマヘノ手紙ハ別ニ教ヘナケレバナラスト言ツタ、今ノ鍛冶屋ノ如キモノモサウデアル、浅草ノ如キモノデアレデ教授スルト製造所ノ職工トカ職工長ニナルニハ宜イケレドモ、一個人トシテハアンナ仕掛ハ日本ニハ出来ナイダカラ、教ヘテモ用ヲ為サナイ、今ノ政府ノスル仕事ハ皆其通りダカラ、私ハサウスルナラバ絶対的ニ反対シナケレバナラナイダカラ、出来上ツタ所ハドウダ日本ニサウ云フ仕掛デ鍛冶屋ノ仕事ヲスル製造所ガ立ツカ、或ハ百年先ハ卒ザ知ラズ、向フ十年ニ

十年ノ間ヲ見ルト浅草ノ工業学校ナドハアレニ卒業シタ晩ニハ嵌メ様ガナイ

○文部書記官(小山健三君) サウデスガ、其実ハ段々工業上ノはぶりつくガ開ケテ来ルデスガ——進歩シテ来ル段々トサウスルトチウ／＼ヤツテ居ル様ナコトデハ到底……小イ鎌ナドハ出来マスガ

○主査(長谷川泰君) ア、云フモノハ此製造所ノ職工トカ職工長ニハ宜イケレドモ、一個人デ一軒デヤルコトハ從來ノモノヲ改良シテ、ソレモ改良法ヲ設ケテ改良スルト云フコトデアルナラバ、私モ賛成スル、サウデナイト則チ徒勞ノ術ヲ学ブノダ、詰リ言フトサウデス

○文部書記官(小山健三君) 矢張日本在来ノモノニ一歩ヲ進メタモノニ改良シテ往クト云フ方針デヤリマス

○主査(長谷川泰君) モウ一ツ伺ヒマスガ、先刻鈴木君ノ問ハレタ木工ハドウデス

○文部書記官(小山健三君) 是ハ木具ノ製造ヲヤル積リデス、木具デスカラ大工ト云フヤウナモノハアリマセヌガ、指物トカ総テノ木ノ彫刻デゴザイマストカ、総テ木具ニ関シタルモノデス

○主査(長谷川泰君) サウスルト火鉢ノ様ナモノデモアルデスナ、ソレカラ浅草ノ工業学校ノヤウニ徒弟ノ大工ヤ、何カラ養成スルト云フノデスカ

○文部書記官(小山健三君) ソレハセヌ積リデス、若シ必要ガアレバ大阪市デヤツタラ宜カラウト思ヒマス、強テ直轄デヤル丈ノ必要ハナイト思ヒマス

○主査(長谷川泰君) 大工ヤ左官、日用ノコトヲスルノハ別ニスルノデスカ、製造所ノ教授ダケヲスルノデスカ

○文部書記官(小山健三君) 今ノ職工ノ教授ハヤラヌ積リデス、職工ノ斯ウ云フ職工丈ニ止マルモノ、教授ハセヌ、進シデ職工長トカ親方トカニナルベキモノヲ養成スル見込デス、一個デヤルモノハ……

○(鈴木万次郎君) サウシマスト、例ヘバドウ云フ種類カラ生徒ガ来ルト云フ御見込デスカ

○文部書記官(小山健三君) 種類ハ成丈実業者ノ子弟ヲ取ル見込デス

○(鈴木万次郎君) 矢張職人ノ親方ナドノ子供ヲヤラレト云フガ、使ハレテ居ル裏屋小屋ニ居ル大工ナドノ子供ヲ養成スルト云フ御積リデスカ

○工業学校長(小山健三君) 迎モ裏店住居ナドノ者ハ這入レマイト思ヒマス、費用モ掛リ、学ヒマシタ所ガ高等小学マデヤルコトハ裏店デハ六ケシ位ノモノデアリマスカラ

○(鈴木万次郎君) 月謝ハ幾ラ程取ル御積リデスカ

○工業学校長(小山健三君) 是ハマダ二十八年デカラノ積リデスカラ、確定ハシテ居リマセヌガ、一円取ル見込デス

○主査(長谷川泰君) 一寸尋ネマスガ、四年ノ科程デスネ、科程ヲモツト短カクスル訳ニハ往キマセヌカ、一体大学始メ何モ教ヘハシナイ、唯生徒ヲ遊ハセ

ル、唯四年ヤルカラ旨ク往クト云フ訳デハナイ、ビシ／＼ヤツテ三年デハ往ケマセヌカ、中々サウ長クハ続キマセヌゾ、一体政府ノ諸君ハ民間ノ事情ヲ御承知ナイ、月給ニ衣食シテ居ル人ハ人ノ苦シイコトハ分ラス、失礼ナガラ——年限ガ長クナルト往ケマセヌ、モツト短カクナル訳ニハ往キマセヌカ

○(鈴木万次郎君) ソレハ私モ長谷川君ト同意見デスガ、年限ヲ短カクスルト云フモ、今日ノ浅草工業学校ノ状態ヲ見テモ父兄ノ話ヲ聞イテモサウ思フ、殊ニ役人風ノ教育デアル職工ヲ養成スルニ矢張役人的ニヨツテ正服正帽ヲ作ラセル、ソレガタメニ無用ナ費用ヲ掛ケルト云フコトデ、余程志願ヲサセヤウト思ツテ居ル子供ノ父兄ガ躊躇シテ居ル場合デアリマスカラ、年限モ延ベルヨリ縮メル方ガ宜イト云フ考デアリマス、ソレカラ先刻御話致シマシタケレドモ、登校スル時ニハ或ハ袴ヲ着ケルト云フ——仕事ヲスルトキニ丈是ハボロ股引ヲ穿ツカ何シヤウガ、成ルベク私共ノ考デハ就学サセルト云フガ目的デ、見タ所ノ様子ガ立派デナイト云フ様ナコトハ素ヨリ頓着スルコトデナイカラ、願クハ帽子位ハ揃ヘテ、服ハ自分ノ勝手、但シ授業ヲ受ケル時ニハ或ハ実地ノ仕事ヲスルトキニハ成丈仕事ニ妨ゲナイモノヲ着スベシ位ニシテ、生徒ヲ余計ニシテ此

學問ニ從事スル者ヲ沢山作ルト云フ方針ヲ御取リニナラナケレバナリマセヌト
思フ、東京ノ如キ大都會デスラ漸ク今日淺草工業學校ノ様子ヲ見レハ生徒モ甚
タ不足ト云フコトハ政府委員ナドモ御同感デアラウト思フ、サウ云フコトハ畢
竟何ガタメアルカト云ヘバ、或ハ年限ガ長カツタリ、入費ノ多カツタリスル
タメニ、費用モ余計費ヤシ、サウシテ割合ニ実業ニ生活ノ道ニ就キ惡イ様ナ風
デアルカラデアラウト思ヒマスカラ、此年限ヲ短クスルト云フコトカ出来ルナ
ラ賛成デアルガ、サウ云フ仕組ニナサル訳ニ参リマセヌカ

○文部書記官(小山健三君) 服ノ事ハ御同意デゴザイマスルガ、年限ノ方ハ入
學ノ程度ヲ高等小学ヲ卒業シタ者ト致シマシタ以上ハ、入學セシムル程度ガ低
ウゴザイマスカラ、這入ツテ三年デハ不足デアラウト思ヒマス

○(鈴木万次郎君) 今日裏居住ノ全体カラ見マス、彼等ノ職工中ニハ學問ト
云フコトハ眼中ニナク、少シ弁當持ガ出来ル則チ十歳以上ニナリマス、奴隸ノ
様ニセラレル所ヘ預ケルト云フ風習ガ行ハレテ居ル、ソレカラ頭領トカ云フ者
ニナリマス、ト先ヅノドウカスワカ小学校位ヲ卒業サセル丈親ノ務トシテ居ル、
其上ニ四箇年ニ続ケサルト云フコトハ今日ノ日本ノ状態トシテ出来得ヘキ見込
デゴザイマセウカ、ドウモ寛東ナイト思ヒマス

○文部書記官(小山健三君) 仰ノ如クたゞノ職工デハ六カシカラウト思ヒマス、
此処ニハ將來ノ職工長ヲ養成スル目的デアレマスノデゴザイマスカラ、矢張り
這入ツテ来マスノハ染物ニシマシテモ、機屋ノ息子トカ、相応ノ資産アル者ガ
西陣辺リニ往キマシテモ、其他大阪近傍ニモゴザイマス、又博多辺ニ於キマシ
テモ相応ニ随分資産ト云フ程デナクシテモ、暮シテ居ル人ガゴザイマスカラ、
サウ云フ人ノ子弟カ這入ツテ来マシタラバ、四年ノ維持ハ出来ルデアラウト思
ヒマス

○(鈴木万次郎君) 先刻政府委員ノ御答トハ矛盾シテ居ルト思ヒマス、ソレデ
アルカラ先刻ドウ云フ種類カラ生徒ガ這入ツテ来ルト云フ見込ニナツテ居ルカ
ト云フコトヲ尋ネタガ、サウスルト職工長ヲ作ルデモナケレバ職工ヲ作ルデモ

ナイ、機屋ノ立派ナ者ガ這入ツテ来ルトスレバ初メノ御答トハ段々御答ヲ聰ク
ニ從ツテ矛盾シテ来ル様ニ思ハレル

○文部書記官(小山健三君) 私ノ申述べ方カ惡カツタカ知リマセヌガ、私ノ思
想デハ矛盾シテ居ラヌ積リデゴザイマス、ソレハドウカト云フト純粹ノ職工寧
ロ労働者ノ這入ツテ来ルト云フコトハ困難デアラウト思ヒマス、矢張り親方株
トカ頭領株トカ最早頭角ヲ現ハシタル者ノ子弟カ這入ツテ来ルモノデアラウト
思ヒマス、純然タル叩キ大工トカ、或ハ向フ槌ベカリヲ持ツテ居ル様ナ者ノ子
弟ハナカノ、這入ツテ来ルコトハゴザイマスマイガ、或ハ篤志ノ者モゴザイマ
セウ、或ハフトコロ工合ノ善イ人モゴザイマセウガ、實際上カラ見レバ一家ヲ
ナシテ職人ノ二三人モ置クトカ、或ハ小僧ノ四五人モ置イテ居ル者ノ子弟デナ
ケレバ出来マイト思ヒマス

○(鈴木万次郎君) サウデアルナラバ、職工長ノ養育ハナラヌノデアル、資産
ノアル者デ西陣織トカ或ハ西京ノ友染職ノ中ノ資産ノアル者ノ子弟ガ這入ツテ
来ルト云フナラバ、何ゼ初メカラ職工長則チ淺草ニアル東京工芸學校ノ様ナ仕
組ニナサラヌデ、ソレヨリ下ノ程度ノモノニセラレタノデアル

○文部書記官(小山健三君) 結果ハ職工長ニ至ルノデゴザイマスガ、唯途ガ違
ウ、固ヨリ職工長ト申シマス、職工長ノ幅ガ広クゴザイマスカラシテ、中学ヲ
三年ヤリマシタモノデナケレバナラヌト云フ訳モゴザイマスマイカラ、其中ニ
ハ高い教育ヲ受ケタ者モアリ高い教育ノナイ者モアリ得ベキコトデゴザイマス
カラ、ソレデ淺草カラ見ルト稍度ヲ低クシタノデゴザイマスカレドモ、決シテ
職工教育デハナイ、職工教育ハ徒弟教育デゴザイマス、徒弟教育ハ職工教育デ
ゴザイマス、ソレトハ進ンデ居リマシテ卒業シタ者ヲ更ラニ練習サセテ職工長
ニ至レルト云フコトハ昨日文部次官ガ述ベラレタト思ヒマス

○(鈴木万次郎君) 意地惡ク再三難詰スル訳デハナイガ、私ガ今日迄文部省ガ
ヤリ来ツタ有様ヲ見レバ小学校令ノ高等科ニ於テ土地ノ事情ニ依リ是ヲ設置
スルコトガ出来ルト云フテ、或ハ工科トカ農科トカ商科トカ云フモノガ置イテ

アル、規則ニサウナツテ居ルケレドモ、ソレガ全国ニアルカナゼナイカト云フノニ小学ノ高等科ニ自分ノ小供ヲ入レテ卒業サセ様ト思フ位ノ者ハ、資産アル者デ職人ノ小供抔ト云フ者ハ高等小学モ殆ド卒ヘナイノデアル、卒ヘルコトガ出来ナイノデアル、資産アル者ニハ果シテ高等小学科ニ這入り得ル資産アルニソコニ持ツテ往ツテ工科或ハ農科トカ云フ様ナコトガ書イテアルカラ、反古ニナツテ居ル、規則ハ反古ニナツテ居ルカラ、一国ノ状態ハ日本ノ職工社会ノ状態ト云フモノヲ見テ、是デハ不十分アルト思ツテ其点ヲ考ヘテ出来スケレバ仕方ガナイカラ、ソレ相応ナ規則ヲ作ツテ実施サセル様ニセンケレバナラス、成程書イテアル上カラ見レバ、化学ヲ何年ヤツテソレカラ工科ヲ幾ラヤツテ、ソレカラ実地応用ヲ幾ラヤツテト云フ様ナコトハ大変善イケレドモ、日本今日ノ職工長タル一家ヲ為シタル染屋トカ、大工ノ頭領トカ云フ様ナ小学ノ高等科ヲ卒ヘサセルモ容易ナラヌト云フモノニ持ツテ往ツテ、尚四年モヤルト云フコトヲヤツタ所ガ、到底応ジテ這入ル者ガナクナツテ仕舞フ、這入ツテ来ル者ハ何デアアルカト云フト、政府委員ノ答ヘラル、如ク、西陣織ノ工場ヲ持ツテ多クノ資産アル所ノ息子が這入ツテ来ルトカ、鴨川友染ノ資産ノアル者ガ這入ツテ来ルト云フコトニナツテ、政府委員ノ先刻ノ答ニ依レバ職工長ヲ拵ヘルデモナク、職工ヲ拵ヘルデモナク、中途半端ノ教授ヲスル、日本ノ状態ニ適當シタコトヲ教ヘルト云ヒナガラ、今日適當シタ仕事ヲシテ居ル者ハ這入ルベカラス、這入ルコトノ出来ナイト云フ規則ヲ拵ヘテハ此処ヘ這入ツテ来ル所ノ志願シテ来ル者ハドウ云フ種類カラ這入ツテ来ルカ、職工社会ノ頭領ト云フ者ハドノ位入レテ、何年間就学シ得ルニ堪ヘルヤ否ヤ考ヘテ学科ヲ作りマセヌケレバ規則ノ上デハ立派デゴザイマセウケレドモ、之ニ對シテ這入ルモノ、数カ少ナウゴザイマスレバ、政府ノ目的ヲ達スルコトハ出来マイト思フガ、ドウモ政府委員ノ御考ハソレ等ノコトハ殆ト眼中ニ置カナイ、日本ノ職工社会ノ棟梁、或ハ一軒ノ染屋四五人職人ナドヲ使ツテ居ル所ニ適當シナイコトヲ教ヘル、ソレ等ノコトヲ願ミテ矢張り三年デハ不十分デアルカラ、四ヶ年修業サセルト云フコ

トヲ述ベテ仰セラレマスガ、ソレデハ迎モ今日ノ職工社会ノ子弟ヲ入レテ置クト云フコトハ出来マイト思フ、サウスルト学校ヲ立ツタ目的ヲ達スルコトハ出来ナイト云フ結果ニナル

○文部書記官(小山健三君) 矢張り三ヶ年ト云フノデゴザイマスナ

○(鈴木万次郎君) サウデゴザイマス

○文部書記官(小山健三君) 其一年ノ差ハ尚研究ヲシテ見ナケレバナリマセヌガ、一寸御即答ハ出来兼ねマス

○政府委員(牧野伸顯君) 此四ヶ年ト云フコトニ極メマシタノハ我々ト雖モ素人デアリマシテ、本制ヲ最モ極メタト云フ所ノハマダ二十八年ノコトデアツテ、今日先ツ以テ計画ヲスルニ當ツテ、其辺モ予メ銘々ノ考案ノタメニ假ニ極メタノデアリマシテ、ソレヲ假ニ極メルニ付イテハ此筋ノ専門家モ大分集メテ見マシテ、其専門家抔ヲ集メテ三ヶ年ト云フ説モ実ハアツタノデゴザリマス、私ハ三年ニシテ成ルベク簡易ニシテ卑近ニシタイト云フ所カラ、三年ト云フコトヲ持出シテ見マシタケレドモ、ソレデ専門家ノ寄ツテ極メタノデアリマスガ、尚之ハ御尤ナ御尋デアリマスカラ——ソレカラ申上ゲタイノハ、職工ヲ拵ヘルノデアルカ、或ハ職工長ヲ拵ヘルノデアアルカト半端ナモノデ目的ガ確立シナイト云フ御演説モアリマシタガ、実ハ職工長ト云フモノヲ初メカラ造ルト云フコトヲ触出シテ行キマス、兎角生徒抔モ氣位カ高クナリマス、實地ノ仕事ニ自分ノ手ヲ附ケルコトヲ好マナイデ、洋服デモ着テ稍紳士ト云フ様ナ氣風ヲ持込ンデ困ルカラ、初メカラ職工ト云フ精神ヲ何処迄モ吹キ込ムノデアリマス、ソレデモウ一ツハ職工長ニナルニハ矢張職工ノスル仕事ヲ自分ノ手ニ附ケナイト云フト職工長トナツテ仕事ヲスルト云フコトハ覺束ナイノデアリマスカラ、文部省ノ希望ハ矢張職工ト云フ精神ヲ何処迄モ置キ、又卒業ノ曉ニハ職工ノ仕事ヲサセタイノデアリマス、是丈ヲ申シテ置キマス

○主査(長谷川泰君) 一寸私ハ政府委員ニ御尋致シマスガ、私等ハ年限ノコトハ茲ニ問答致シマスニハ及ビマセヌガ、從來我々が実歴シタ所ノ有様ニ依リマ

スト、云フト、東京工業学校ニ致シマシテモ多少役ニナルモノハナイノデス、出来上ツタ所デ持テ余ス、初メカラノ精神ガ尋常中学ヲ卒業シタ者若クハ是ニ相当シタ者ハ試験ヲシテ入レル、ソレデ父兄ハ役人ニナルモノト思フテ居ル、所ガ出来上ツタ所デ売レ先キガナイ、仕事ガ出来ヌト云フ様ナモノデアリマスカラ、矢張教授スル人モ役人ノ顔ヲシテ教授スル、這入ル始ハ役人ニナル積リデ生徒ニナルト云フ訳デアリマスカラ、目的ト大違ヒマスカラ、アレ丈ノ金ヲ掛ケテ工業学校ヲ卒業シテ、近來段々開ケマシテアリマスカラ、世ノ中ノ風潮モ一変シマスカラ、從來ノ有様デ見マス、他ノ実業ニ属スル学校ニ就イテ、私共経験ガアリマスカラ、數年前迄私共ノ郷里ニテ県立農学校ガアツテ、県立農学校ニ這入ツテ居ルモノハ何ヲスルカト云フト、農事ノ実地ノ研究ニ従事スルモノハ殆ト百人ノ中ニ十人ハ六ケシイ、宜シウゴザリマスカ、或ル奴ハドウ云フ奴ガアルカト云フト中学校ノ中デ英語トカ何トカ無暗ニ教フルモノデアリマスカラ、後ニ医者ニナル奴モソコニ這入テ居ル、農学校ヲ卒業シタ者ガ、私ノ処ニ食客ニ幾ラモ居リマス、ソレニ聞イテ見ルト農学ニ這入ル積リデアリマセヌガ、丁度中学ノ様ナモノガ郷里ニアリマセヌカラ、ソレニ這入マシタ、斯ウ云フヤウナコトデ調法ニナルカト云フノデアリマス、アナタハ其時分御關係ガアリマセヌカラ御承知アリマスマイガ、何ハモウ御承知デアラウト思フ、其時分農学校長及知事ガ此農学校ノ卒業生ハ官吏ノ候補者ニナル資格ヲ得タイト云フタ、サウ云フ有様デアルデスカラ、農学ニ従事スル精神デハナイ、農学ハ詰リ主デハナイ、英語トカ何トカラスルノデ、ソレデ出来上ツタ後ハ郡役所ノ書記カ、ツマラヌ十円カ十五円ノ雇書記ニナツテゴロ附イテ居ル者ガ多數デアル、實際ガ——此下手ナコトヲヤリマスツサウ云フ結果ニナリマデスカラ、私ハ希クハ之ガ何モ法学者トカ文学者トカ作ルノデハナイカラシテ、工業ヲ御進メニナラウト云フ所ノ精神ハ宜シウゴザリマスガ、結果ニナリマスツ若シ之ヲ下手ナコトヲシマスツ妙ナ結果ニナリマスカラ、初メ工業学校ヲ設ケタ時ニ九鬼隆一君ガ仏蘭西ニ往ツテ……ヲ見テ來テ御得意デ拵ヘタモノデアリマス

ガ、精神ハ宜カツタ、精神ハ宜イケレドモ今日ノヤウニ役人ニナル積リテ、実ニ工業ニ従事スルト云フモノハ少ナクナル、サウ云フ仕組デアル這入ルヤツガ少ナイ、私共ノ考ヘマスルニハ英語トカ何トカアナタ方ガ仰シヤツタ所ガ、二年三年位デ英語ノ読メル氣遣ハナイ、私ガ法科大学ノ教授ニ聞イテ見マスルニ、高等中学カラ來ル奴モ十人ニ一人シカ英語ナリノ読メルモノハナイ、形ナシト言ツテ居リマス、況ヤコンナ所デ英語トカ、高等小学ノ……ヲツシヤルケレドモ……

○政府委員(牧野伸顯君) アスコハ英語ハ教ヘマセヌ

○主査(長谷川泰君) 宜シイ、外ノ理學デモ化學デモ宜シイ、理想ニ余リ馳セテ實際ニ活用スルヤウニナサレヌトイケマセヌ、一体官立学校ノ教授ハ時間ガ少ナイ、イ、エ確ニ知ツテ居ル

○文部書記官(小山健三君) 工業学校ナドハ随分ヤリマス……

○主査(長谷川泰君) イ、エ少イデス、ソレデ十分ヤルコトニ致シマセヌト、オモチャ同様に稽古ヲシテ遊戲学校ニナル、ソレデ三年ニシテ時間ヲ長クシタイ

○文部書記官(小山健三君) 工業学校ハ六時間ヤ七時間デアアリマセヌ、大抵八九時間位デス

○主査(長谷川泰君) ソレカラシテ店ヲ繁昌サセルコトヲ第一ニシナケレバナラス、繁昌シマセヌト攻撃ガ起リマスゾ、折角文部省デ工業ヲ盛ンニシヤウト云フ其思想ニ至ツテハ否ヤハアリマスマイガ、大阪ニ新タニ拵ヘタ所デ金ノ出ルノハ何万円デンタカネ——

○政府委員(牧野伸顯君) 二万円デス

○主査(長谷川泰君) 二万円ハ僅ノ金デアリマスケレドモ、ヤツテ見テ店ガ繁昌シナイト目的ガ違フ、議會ガ賛成シテ金ヲ出シテモ終ニハ金ヲ出シテモ詰マラナイト云フ考ヲ起シマスゾ、屹度議論ガ起ル、ソレデ店ノ繁昌ガ肝要デス、十五年ヤ十年ニ二百人三百人デハイケナイ、私ノ考デハ三年ニ二百人カ二百五

十人ニナラネバ困ルト思フ、一体私ハ斯ウ云フコトハ熱心デアリマスカラ、斯ウ云フコトハ平生調ベテ居リマスガ、店ガ繁昌シナイト攻撃ガ起リマス、私ハ之ヲ宜イコト、信ジマスカラ、其精神ヲ賛成シマスガ、併シマダ本会デドウナルカ、又此五科デモドウナルカ知りマセスガ、此事柄ガ悪ルイデハナイ、夫デ年限ヲ早クシナイト従前ノヤウナ役人ノ候補者ヲ擢ヘルヤウナコトニナルトおあいだダ、ソレデ年限ヲ三年ナラ三年ニシテ多ク人ヲ出サセルヤウニセネバ：

○(鈴木万次郎君) モウ是ハ大概分リマシタ、年限ハ幾ラト確定シタモノデハナシ、当局者ノ見込ヲ話シタ丈デアルノダカラ、モウ質問モ尽キマシタラウ——
○主査(長谷川泰君) ソレデハモウ質問モ終リマシタ

午後四時二十五分散会

【資料8】井上毅、大阪私立教育会総会における演説

(明治二十七年四月十四日)

教育上当市ニ付テ一言セント欲スルハ他ニ非ス実業教育殊ニ工業教育ニ在リ余ハ十年振リニテ大坂ニ米リ汽車中ヨリ烟突ノ林立セルヲ見テ工業ノ発達セルニ感シタリ旅行中統計表ヲ携ヘサルカ故ニ之ヲ確言スルコト能ハスト雖日本全国ノ製造機械ニ用キル蒸氣馬力二万六千ニ過キスニ水車ヲ加フルモ亦未タ三万馬力ニ滿タス今之ヲ三万馬力ト仮定センニ大坂ノ馬力ハ一万五千ニシテ実ニ全国馬力ノ半数ヲ占メタリ是大坂ノ工業ハ全国ニ冠タルノミナラス一府ヲ以テ全国ノ片相手ナリト云フモ可ナリ

何カ故ニ大坂ハ此ノ如ク製造業ノ発達セシヤ第一ハ石炭ノ廉ナルコト、第二ハ職工賃銀ノ低キコト、第三ハ運輸ノ利ナルコト、第四ハ資本ヲ集ムルニ便ナルコト、此四箇ノ利便ヲ有スルヲ以テ今日ノ発達ヲ見ルニ至リシナリ余ハ謂フ東京ハ政治ノ都ナリ、京都ハ美術ノ都ナリ、大坂ハ工業ノ都ナリ、大坂工業ノ現状ハ此ノ如クナリト雖此全国ノ三万馬力大坂ノ一万五千馬力ハ宇内ノ競争場裡

ニ於テ果シテ如何ノ価値ヲ有スルヤト問ハンニ實ニ微々タルモノナリ五六年前ノ統計ニ依レハ製造ヲ以テ宇内第一ト称スル英國ノ製造機械ニ用キル蒸氣馬力ハ二百五十万ナリシト覺ユ今日ニ至ツテハ三百万ニ上リシナルヘシ即チ我全国ニ百倍スル製造馬力ヲ有セリ我國ハ英國ニ対シ百ニ於ケル九十九ヲ譲レリ今ニ當リ進ンテ為スノ道ハ本ヲ養フノ外ナキナリ富國ノ要素タル原質ハ第一ニ石炭、第二ニ産鉄、第三ニ國民ノ工業知識ニアリ此ノ三箇ノ中実ニ第三ヲ以テ要件トス曾テ或ル新聞ニテ孟買工業視察委員カ日本工業ヲ視察セル報告ヲ見たルトアリ彼視察員ハ如何ニ日本工業ヲ評シタリト云ヘハ彼レハ日本ノ工業ヲ以テ強對手トセリ即チ我國ノ賃銀ノ低廉ナルカ故ニ競争上彼ノ困難ヲ感シタリ而シテ彼ハ終ニ於テ日本ノ工業ヲ以テ恐ル、ニ足ラストセリ即チ職工ニ教育ナク科学ト実地ト結ヒ付カサルカ故ニ將來ノ日本工業ハ盛ナルコト能ハザルベキコトヲ報告セリ、知ルヘシ日本國民ノ工業知識ノ発達セサルハ今日ノ欠点ニシテ此欠点ヲ補フハ工業教育ニ在ルヲ抑々實地ノ工業ヲ今日ニ於ケル程度ニ迄進歩セシメタルハ工業実業家ノ功ナリ此上ハ教育家ト工業家ト一致シテ層々歩ヲ進メテ以テ益々盛大ノ域ニ至ラシメサルヘカラス然ラサレハ工業今日ノ進歩ハ仍頼ムニ足ラサルナリ余ハ府知事其他ノ人ト協議シ大坂工業学校ヲ設立セントコトヲ企望セリ想フニ工業ノコトタル猶兵ヲ練ルカ如シ兵ニ於テ士官下士士卒ヲ要スルカ如ク大坂ニ工業学校ヲ設ケ下士官即職工長タルヘキモノヲ養成シ以テ実業補習学校ヲ設立シ上等卒即チ職工ノ組頭タルヘキモノヲ養成セシコトヲ欲スルナリ器械ヲ取扱フ者ハ多少器械ノ理ヲ知ラサルヘカラス職工ニ相當ノ知識ヲ要スルハ當業者ノ知悉スル所ナラン故ニ此種ノ人ヲ養成スヘキ実業補習学校ヲ大坂ニ設立スルハ又極メテ緊要ノ事ナリ

実業補習学校ハ歐洲大陸ニ於テ近比盛ニ行ハル、所ナリ蓋工業ハ実ニ平和ノ戰爭ニシテ今方ニ列國競争ノ半ニ在リ千八百八十一年工業ヲ以テ列國ノ睥睨セル英國ハ大陸ノ工業ノ俄ニ進歩セルヲ見テ之ヲ視察セシメンカ為ニ視察員ヲ派遣シタリシニ視察員ハ仏独各國ニ於テ工業ノ俄ニ進歩セルハ工業教育ヲ施設シ科

学的知識ヲ授クルニ因ルコトヲ英國女皇陛下ニ報告シタリ次テ八十九年マンチ
エスターノ実業者ヨリモ視察員ヲ派セシニ其報告亦同然ナリシ

此実業教育ヲ施設センニハ前ニモ述ヘタルカ如ク実業家ノミナラス教育家ニ於
テモ亦其實ヲ担当セサルヘカラス故ニ大阪ニ工業学校ヲ設立スルコトニ就テハ
余ハ将来ニ尽力ヲ怠ラサルヘク諸君ニ於テ亦工業教育ノ施設ニ注意セラレンコ
トヲ欲ス

〔木村匡〕井上毅君教育事業小史』安江正直、有田利雄刊、明治二十八年、
四五〜四八頁〕

【資料9】第六回帝國特別議會提出大阪工業学校創立予算案なら

びに審議議事録（明治二十七年五月十五日開会、六月二日解散）

「明治二十七年度歳入歳出総予算追加」

（明治二十七年五月十五日衆議院提出未決）

文部省所管

第四十 大阪工業学校創立

工業学校ヲ設立シ科学応用ノ工業ヲ興シ技術ヲ精巧ニシ国ノ生産ヲ進ムルハ
今日ノ急務ナリ而シテ大阪ハ近時工業蔚興シ四周亦工業ノ地多キカ故ニ同市
ニ工業学校ヲ設立セントス依テ創立費九万七千五百拾貳円ヲ臨時部文部省所
管第三款各項ニ於テ追加トシテ予算セリ但此半額ハ大阪市ヨリ献納ノ出願ア
ルニ依リ之ヲ歳入ニ編入セシヲ以テ實際國庫ノ負担ハ四万八千五百七拾六円
ナリ

「明治二十七年度文部省所管予算経費追加要求書」

明治二十七年度文部省所管予算経費追加要求書説明

經常部歳出ニ関スル件（略）

臨時部歳出ニ関スル件（第一ノ第二款略）

第三款 大阪工業学校創立費

第一項 新営費

第二項 機械器具新調費

計

六八、三五二〇〇〇
二八、八〇〇〇〇〇
九七、一五二〇〇〇

右ハ明治二十七年度予算経費要求書ニ掲載セシモ同年度予算成立ニ至ラス然ル
ニ工業ノ発達進歩ヲ図ルニ於テ工業教育ノ施設ハ最モ急要ヲ感シ該校ノ創立ハ
一日モ緩クスヘカラス依テ二十七年度経費追加トシテ此費額ヲ要求ス

大阪市ニ工業学校ヲ創立セント欲スルニ校舍ノ建築及器械器具ノ新調ヲ要スル
ヲ以テ本年度ニ於テ之ヲ設備ヲ了シ二十八年度ニ至リ授業ヲ開始セントス願フ
ニ科学応用ノ工業ヲ興シ機械ヲ用キテ人力ヲ省キ且技術ヲ精巧ニシ化学ニ依テ
百般ノ製煉及廢物利用ノ道ヲ講シ以テ国ノ生産ヲ進ムルハ実ニ今日ノ急務ナリ
而シテ此種ノ工業ヲ興サンニハ資本知識ノ二者ナカルヘカラス資本ノ不足ヲ憂
ヘサルモ知識ノ缺乏ヲ憂フルトキハ之ヲ利用スルコト能ハス此レ工業教育ノ已
ムヘカサル所以ナリ方今歐米ノ諸國銳意工業教育ノ制ヲ施設シ為メ鉅万ノ
財ヲ糜シテ顧ミス近年英國カ委員ヲ大陸ニ派シテ其技芸教育ヲ視察セシメタル
カ如キ一日モ他國ニ後レサラシコトヲ勉ムルノ意以テ見ルヘシ我邦工業教育ヲ
施スノ所唯工科大學東京工業学校アルノミ工科大學ハ主トシテ技師ヲ養成シ東
京工業学校ハ職工長ヲ養成ス然レトモ此レ未タ以テ多数ノ生徒ヲ養フニ足ラス
則チ工業学校ヲ地方ニ増設スルハ亦実ニ今日ノ急務ナリ其位置ニ至テハ工業繁
盛ノ地ヲトスルヲ可トス何ントナレハ生徒ヲシテ日夕工場ヲ觀察セシムルノ便
宜ト工業ノ趣味ヲ取得セシムルノ利益アレハナリ大阪ハ近時工業蔚興シ四周亦
工業ノ地多ク且関西交通ノ要区ナルヲ以テ子弟ノ来学ニ便ナリ是レ大阪ヲ以テ
工業学校ノ位置ニ適當ナリトスル所以ナリ客年大阪市会ハ大阪ニ工業学校ヲ起
スノ建議ヲ為シ創設費ノ半額五万円迄ヲ献納スヘシトノ陳情書ヲ提出セリ依テ
今此地ニ工業学校ヲ興シ機械工芸科及化学工芸科ヲ設ケ上等ノ職工及職工長ヲ
養成スル所ト為シ業ヲ卒フル者ヲシテ各実業ニ従事セシメハ又以テ我邦ノ工業

ヲ振作シ富強ヲ馴致スルノ基礎ト為スコトヲ得ン
該校創立費九万七千五百拾貳円ニシテ此半額即チ四万八千五百七拾六円ハ大阪

市ヨリ献納スヘキニ付實際国庫ノ支出ハ四万八千五百七拾六円トナル

文 部 省 所 管		備 考
歳 出 臨 時 部	科 目	
二十七年追加要求額		本書掲記額ノ半額即四万八千五百七拾六円ハ大阪市ヨリ寄付スヘキニ付其収入ハ大藏省所管臨時部歳入ニ編入ス
第三款 大阪工業学校創立費		
第一頂 新 營 費		
第一目 新 營 費		
第二項 機械器具新調費		
第一目 機械器具新調費		
	九七、一五二〇〇〇	
	六八、三五二〇〇〇	
	六八、三五二〇〇〇	
	二八、八〇〇〇〇〇	
	二八、八〇〇〇〇〇	
	二八、八〇〇〇〇〇	

〔明治二十七年追加予算案、二四〇二五、七六〇七七頁〕

〔第六回帝國議會衆議院予算委員會速記録〕

明治二十七年五月十九日（第四科第一号）、一〇二頁。

（前略）

○政府委員（牧野伸顯君） （中略） 第三款ノ大阪工業学校創立費ノ九万

七千余円、是ハ昨年モ提出ニナリマシタ大阪ノ工業学校ヲ新築スル費用デス、
近來工業ノ発達ハ実ニ著シイモノデアリマス、從來輸出品中ニ工業品ト云フモ
ノハ殆ド無カツタノデスガ、近頃ニナツテ数千円ノ工業品ヲ輸出スルニ至ツ
タ訳デアリマス、著々工業品ノ製造輸出ノ増加スル見込デス、是ハ誠ニ我國ノ
殖産上ニ於テ悦ブベキコト、思ヒマス、サウ云フ状況デアリマスガ、茲ニ一ツ
缺ケテ居ルノハ工業上ノ教育ト云フ点ニ於キマシテ、未ダ普キ方針ヲ以テ其ノ
向ノ者ヲ教育スルト云フ道ガ十分ニ立テ居リマセヌ、今日文部省ノ直轄学校ノ
中ニテ工業学校ト云フモノガアリマシテ三百名余ノ卒業生ヲ出シテ居リマスガ、
中々ソレデ牽キ足ラヌ有様デアリマス、今一箇所工業的ノ学校ヲ拵ヘテ工業上
ノ事業ニ当ラセタイ、世間ノ需用ニ応ズルヤウニシタイト云フノデス、尚詳細

ノコトハ追々申上ゲマスガ、既ニ大阪市モ此ノ必要ヲ認メテ大阪市会カラ五万
円マデハ寄附シタイト云フ市会ノ決議デアリマス、五万円ノ大金ヲ市会カラ擲
ツテモシタイト云フノハ余程其必要ヲ認メヌ以上ハサウ云フコトノ言出セヌ訳
デスガ、實際サウ云フ議決ラシテドウゾ工業学校ヲ創立相成タイト云フ建議モ
アル位デスカラ、諸君モ其必要ヲ御認メヲ願ヒマス

（略）

○（山口千代作君） 第三款ニ就テ今少シ御説明ヲ願ヒマスガ、此学校ヲ創立ス
ル大体ノ趣意ヲ茲ノ御説明ニモアツテ分ツテ居リマスガ、此学校ノ建築費デス
ガ、此学校ヲ此処ニ置クト云フコトニナリマスルト其費用ハ年々ドノ位掛ル御
見込デスカ、教員其他種々ノ費用ノ如キハドノ位、及ビ生徒百二十名ニ対スル
費用ハ其結局ノ費用ハ本年ハ請求シテゴザイマセヌガ、本年ノ請求ハ無イケレ
ドモ将来ドノ位ノコトニナル御見込デスカ

○政府委員（牧野伸顯君） 將來ハ二万円バカリデス、之ヲ細カニ調べタモノモ
アリマスガ、先ヅ二万円位デス

○(山口千代作君) 其御調ガアルナレバソレヲ参考ノタメニ頂戴シタイト思ヒ

マス、モウ一ツ御聞キ申シタイノハ此学校ニ入学サセル生徒ハ大学ト同一ノ学校ノ人ヲ入レルノデスカ、中学卒業ノ人ヲ入レル御見込デスカ、三十人宛四年ニシテ入レルト云フ其学期ノ程度ハドノ位デスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 其点ハ申シ落シマシタガ、程度ハ極ク卑イノデス、小学高等科卒業以上ノモノデス、職工長ト云フヤウナモノニナル積リデ、此学校ヘ這入ツテ来ルノデス

○(山口千代作君) 大学ノ工科大学ナドトハ全ク性質ヲ異ニシタモノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 全ク違イマス、実修專一ノ学校デスカラ……

○(加藤喜右衛門君) サウスルト其程度ハ東京ノ工手学校ト云フ位ノモノデスカ、又浅草ノ工業学校ガアリマスガ彼レ位デスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 工手学校ハドノ位ノ程度デシタカ工業学校ヨリハ卑イ積リデス、工業学校ハ尋常中学校卒業以上デスカ、小学高等科卒業ノ者デ宜イノデスカラ彼レヨリマダ卑イノデス、凡ソ工手学校位ノ程度デセウカ、彼レハ一向実験ナドノコトヲシテ居リマセヌ、又学理ヲ授ケ而シテ極ク簡便ナ実験法ヲ与ヘテ居ルカ知リマセヌガ、工場モアリマセヌシ実験室モ無イト思ヒマス、此ノ方ハ工場ヲ建デマシテ専ラ製造等ノコトヲ実験サセル積リデス

○(加藤喜右衛門君) 是モ總テノ御調ガアルナラ御廻シテ願ヒマス、今一ツ承リタイノハ其学科ノ種類ハドウ云フコトニスルノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ学科カニツニ別レテ居リマス、機械工芸部ト化学工芸部トニツニ大別シテ、其内学科ガ又細別ニナツテ居リマス、機械ノ方デアリマスト諸般ノ機械ノ製造等ノコトモアリマスシ、又化学工芸部デスト染物ト云フヤウナモノモ這入ツテ居リマス、ソレ等モ細カイモノヲ以テ御示申シマセウ

○(山口千代作君) 是ヲ大阪ニ置クト云フコトニ就テハ是ハドウ云フ便宜ノ方ガアルノデスカ、東京ニ置カズシテ大阪ニ置クト云フ其位置デスカ、大阪人民

ガ此希望ニ対シテ大阪ニ置ク方ガ便利デアルト云フノデスカ、一体日本ノ工業ノ発達ノ目的トシテ彼地ニ置ク方ガ必要ト云フヨリ斯ウナツタノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ御説ノ通り大阪ニ置ク方ガ工業ノ発達上便宜デアルト認メテ大阪ニ置クコトニ決定シタノデス、ト云フモノハ今日ノ有様デハ関西地方ガ工業ノ中心トナツテ居ルヤウナ有様デ、總テノ工産品ノ集散地ニナツテ居リマス、ソレカラ逆モ学校ダケデ実験ヲ悉クシテ見セルト云フ訳ニ往キマセヌカラ、折々生徒ヲ連レテ實際工場ヲ見セナケレバナリマセヌ、ソレニハ土地ニ沢山ノ製造場ノアル所デナケレバ往カヌノデ、一寸生徒ヲ引率シテ實際ノ工場ヲ示スト云フコトノ便利ガアリマス、ソレカラ東京ヨリハ石炭ナドモ廉デアリマスカラ、実験モ容易ニ出来ルト云フヤウナコトカラ彼所ニ建テルコトニナツタノデ、強チ五万円ヲ議決シタカラト云フ訳デハアリマセヌノデス

(以下略)

明治二十七年五月二十二日(第四科第三号)、一―三頁。

(前略)

○文部大臣(井上毅君) 私ノ申上ゲタイノハ大阪工業学校ノコトデゴザイマス、是ハ折入ツテ諸君ニ御相談ヲ願フ積リデゴザイマス、此議會ハ短期ノ議會デアルカラ、六箇月待ツタラ宜カラウト云フ議論モアラウト思ヒマスガ、私ガ此事ニ付氣ガセクノハ、一ニハ大阪ノ事情ガアリマス、大阪ノ土地ノ有志家ノ奮発ト云フコトハ極ク美事デゴザイマスガ、是ガ実ハ漸ク纏ツタノデアツテ、其根拠ト云フモノハ未ダ微カナモノデゴザイマス、今此予算ノ方デ纏リカネルヤウナコトダト向フガ又外レサウデアリマス、立チ消エサウナ掛念ガアリマス

○主査(長谷川泰君) 先達テ大臣ハ大阪ノ実況ヲ御視察ニ相成ツタノデアリマシタナ

○文部大臣(井上毅君) サウデス、向フノ有志者ノ自然ノ発達ヲ茲ニ助ケタイト云フコトガマア極ク私ノ熱心ニ考ヘル所デ、若シ是ガ猶予ニデモナルト大阪ノタメニ甚ダ惜ムノデアル、大阪ノ工業ノ発達ハ皆ナ諸君モ御熱察ノ通り実ニ

盛ナルノデアリマス、紡績機械——紡績事業ノ如キ、此間大阪デ段々様子ヲ聞
イテ見ルニモ一実ニ競争どころデナイ戦争ノ話デアリマス、彼阿会社ト運輸会
社ノ競争ハ雷ニ船ノ競争ノミデナイ、孟買ト日本紡績事業トノ間ノ競争デ英人
ハ日本ノ紡績事業発達ノタメ支那等ノ販路ヲ奪ハル、懸念ガアルノデ、ドウデ
モ潰スト云フ氣組ガアル、又実力ヲ比較スレバ今日日本デ一番盛大ナ新規ナ事業
トシテハ紡績事業デアリマス、此春マデ三十万鍾カ三十五万鍾位デ實際運動シ
テ居ル、機械ガ此年末マデニハ七十万鍾紡ム仕組ダサウニアリマスガ、ソレニ
シテモ印度ハ三百万鍾デアリマスカラ、ドウシテモ比較ニナラナイ勢デアリマ
ス、ケレドモ唯石炭ガ廉イノト賃銀ノ廉イノニ依頼シテ今ノ所日本ノ紡績事業
ハ日新進歩ノ勢デ余程印度人ハ恐慌シテ居ルト云フマア有様デゴザイマス、然
ルガ故ニ此競争ノ勝敗ト云フモノハ日本ノ将来ノ所謂富國ノ進路ニ取ツテ大變
關係ガアラウト思ヒマス、多分勝テルトハ思フ、是ハドウシテモ勝チタイトハ
思フガ、併ナガラ此競争ニ勝ウト云フ種ハ一ニ同業者ノ同心一致ニアル、ソレ
ト何分ニカナワンノハ向フノ奴ガ新聞記者カ何カラ遣リ大阪辺ヲ視察サセ、サ
ウシテ向フノ新聞紙ニ日本ハ成程賃銀ガ極ク廉イ、印度ノ三分ノ一ダ、併ナガ
ラ日本ノ職工ハ未ダチツトモ教育ノ発達ガナイ、ソレデ職工ガマルデイケナイ、
印度ノ職工ニ較ブレバ大變劣ツタモノデアル、日本ノ紡績事業ハ取ルニ足ラヌ
ト云フコトが見エテ居リマスガ、成程其点ハ余程ノ缺点デアツテ、機械ヲ扱フ
ニモ、例ヘバ將校アツテ下士官ナシ、隊長アツテ組頭ナシト云フ有様デ、職工
ノ訓練教育ト云フコトハ大阪ハ大變劣ツテ居ルサウデアリマス、デアルカラ一
ツ工業学校ヲ立テ教育アルモノヲ拵ヘテ段々補充シテ行クヨリ外ニ途ナイト云
フ実業家ノ見込デアリマスガ、私モサウ考ヘテ居ル、右ハ紡績事業ニ就イテノ
一端デゴザイマス、其他例ヘバ造酒ノコトモ今度工業学校ニ醸造科ヲ設クル積
リデゴザイマスガ、元來大阪近傍デハ從來寒酒ノミデ、化学的ノ作用ニ由リ四
季酒ヲ造ルコトガゴザイマセヌ、麦酒ノ釀造ニシマシテモ矢張日本ノ酒ノ如ク
冬ダケノ仕込ダサウデゴザイマスガ、氷ノ作用——氷室ヲ拵ヘテ四時酒ヲ造ル

コトモアルサウデアリマス、文部省ノ役人デ文部省ノ用デ造酒ノコトヲ調べテ
歩イタ外国人ガ日本デハ冬丈ケ酒ヲ仕込ンデ、後ノ三期ハ所謂杜氏ト云フ職工
ヲ遊ベセテ置キ、ソレカラ桶並ニ外ノ機械モフセテ居ルコトノ不利益ナルヲ知
リ、氷ノ作用デ造酒ヲスレバ四時トモズツト出来ルシ、利益モ甚ダ大ナリト云
フノデ横浜デ麦酒製造ヲ企テタコトガアリマス、尤ソレハ外務大臣ノ心配デ漸
ク抑ヘマシタガ、其外ニモ外人デ色々取調シタリ、又日本ノ酒造法ヲ改良シタ
ラ莫大ノ利益ガアルト云フ一家ノ著述サヘアリマス、又酒ノ酸敗ヲ防グ化学的
ノ作用ノ如キ、是等ノコトハ一ツ試験ヲシタイト思フコトデゴザイマス、マア
一二ヲ挙げレバ其辺ノコトハ目下実用ノ關係ノアルコトノ方カラ今度大阪ノ工
業学校ノ方ハ打立テル管デ、学理ヲ主トシナイ積リデ、其辺ハ次官カラ御話申
シマシタラウガ、右申シマシタ通り六箇月ヲ待タレヌト云フノデ、今度追加予
算ニ加ヘテ貰ヒタイ、此紡績事業デアリマスガ、今聞ツテ居ル最中デアリマス
カラ、此玉藥ヲ注ガウト云フノハ一日モ怠ラヌト云フコトデアリマスカラ、
ドウゾ諸君ノ御相談ヲ經テ御賛成ヲ得テ、大阪工業学校ノ追加予算ヲ御協賛ヲ
願ヒタイ

○主査(長谷川泰君) 半分出スノデスナ

○文部大臣(井上毅君) サウデス

○(河原林義雄君) 御説ニシマスルト、モウちつと学科ノ程度が高クナイトイ
カス、今度ノ御調デハ学科ハ卑近ノヤウデアリマスガ、追々学科ノ程度ハ進メ
テ行クノデアリマスカ

○文部大臣(井上毅君) イエ、追々進メル積リデモナイデスガ、マア三通リニ
成ルカト思ヒマス、工業ノ方ノ学科ノ程度ガ早ク言ヘバ大將分ヲ拵ヘル所トソ
レガ下士官伍長ヲ拵ヘル所ト、ソレカラ今一步下ツテ兵卒ノ訓練ヲスル所ト、
ソレデ大將分ヲ拵ヘル所ハコツチノ工科大学ナリ、ソレカラ京都ノ高等中学ニ
持ツテ行ツテ京都ハ今法学ヲヤツテ居リマスガ、其他工学ヲ設ケタイ、是ハ高
等ノ方デ、ソレカラ大阪ノ方ハ下士官ヲ拵ヘル、其下ハ工業補習学校、是モ大

阪ノ方ハ補習学校ヲ立ツルコトが必要ダ、ソレハ大阪ノ有志家モ其説ガアリマス、ドウモ先ヅ大阪ハ日本ノ工業ノ中点ナルニ堪フル土地カト思ヒマス、ソレデ今日本全国デ工業ニ用キマス製造機械ノ馬力ハ水力ヲ併セテ三万馬力ニ充タヌサウデアリマス、其内一万五千ダケハ大阪ニアルサウデス、何分アソコハ石炭ガ廉ク、賃銀ガ廉ク、ソレニ資本ノ集リガ宜シ、運搬ハ便利ガ宜ク、ドウモ大阪ヲ第一トシマス

○(河原林義雄君) ヤハリ醸造科モ御設ニ成ル積リデスナ

○政府委員(牧野伸顯君) サウデス、ソレハ化学ノ内ニ

○(目黒貞治君) 学科ノ種類ハ何デス

○政府委員(牧野伸顯君) 此間申上タ通り器械工芸科、化学工芸科、此ニツガ大別シタノデ、此器械工芸科ノ内ニハ鑄造鍛錬仕上ゲ金具製造板金ノ細工木具製造紡績機械電気工科造船ト云フヤウナモノデス、ソレカラ化学ノ方ハ染物醸造、ソレカラ陶器ト云フヤウナモノデス

○(目黒貞治君) スルト此学校デ修業シタモノハ此類ノ学問ヲ尚修メタイト云フモノハ、其上ノ学校ニ這入レマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ文部省ハ見テ居マセヌ、此学校ダケノ目的デ、其以上ハ銘々ノ適宜ニ任セルヨリ仕方ガナイ

○(目黒貞治君) 這入ラウトスレバ、上ノ学校ニ這入ル程ノ学力ニ成ツテ居マスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 東京ノ工業学校ナドニハ這入レマセウ、出来ノ好イノハ、サリナガラ普通学ノ方ガ乏シカト思ヒマス

○文部大臣(井上毅君) 工部大学ニ這入ル人ハ位置ガ違ウ

○(目黒貞治君) 違ツテ居ルカ、ドウデセウ

○政府委員(牧野伸顯君) 極ク秀逸シタ者ハ這入レマセウ

○(目黒貞治君) 所ガ高等学校ヲ卒業シタ位ノ者ヲ入レヤウト云フ話デ……此上ノ学校ニ這入ルコトハイキマセウカ、ソレカラ従来ノ学校ノ維持費ハ年々幾

ラト云フ御見込デアリマス

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ予算デアリマスガ、若シ是ガ出来マスレバ来年度カラ請求スル積リデ、其見込ハ凡ソ毎年二万円

○(目黒貞治君) ソレカラ入学スル生徒ノ年齢ハ

○政府委員(牧野伸顯君) 十四歳以上デ、上ハ別ニ制限ハアリマセヌ

○(河原林義雄君) 二万円ト云フ説ハ二百四十名ト云フ其生徒ノ員数ノ見込ニ成ツテ居マスカ

○政府委員(牧野伸顯君) サウデス

○(目黒貞治君) 主トシテ大臣ノ御説明ニ成ルコトハ此学校ノコトデアリマスカ、其他ハ如何デス、一款二款ノ方ハ

○文部大臣(井上毅君) 私ノ申上ゲタイノハ最モ此学校ノコトニ就イテデアリマス、其他ハ次官カラ……別ニ私ハ其他ニハゴザイマセヌ

○(塩田與造君) 大阪府民ガ動モスレバ止ムト云フ傾ガアルト云フノハ、こちらノ所謂支出金ガナイト云フト、其レハ直ニ止ンデ仕舞フト云フ傾ガアルト謂フ

○文部大臣(井上毅君) サウデアリマセヌ、斯ウ謂フ事ハ所謂協議デ成立ツノデアルカラ、一方ノ其底ズル方ガサウ甘ク往カスト云フコトデハ向フデモ一人ノ事デナク、多クノ人ノ事デアルカラ、其協議ガ毀ハレルト云フ懸念ガアル、併シ私が直接ニ聴イタ事デハナイガ、大阪ノ地方官ノ方デえらう懸念シテ居リマス

○(塩田與造君) 是ハ府会デ出シマスカ

○文部大臣(井上毅君) 市会カラデス

○(塩田與造君) 成程……ソレデ其金額ニ対シテハ大阪市民ノ望ミマスノハ即チ原案ニ頭シタ事ヲ請願シテ来タカ、或ハ大阪市民ハ是位ノ金額ヲ出スト云フコトニ就イテ是位ノモノヲ出シタラ宜カラウト云フ積リカ

○文部大臣(井上毅君) 是ハ市会デ決議シタノデアル

○政府委員(牧野伸顯君) 市会ノ決議ハ五万円迄ハ出スト云フノデアリマス、

文部省デハソレヲ彼ヤ此ヤト参考シテ、建築費機械ノ入費等凡テ予算ヲ立テ、見タラ、凡ソ九万七千円ニナル、ソコデ大阪デハ五万円則チ其半額迄ハ出スト云フ協議デアル

○(塩田奥造君) 成程

○文部大臣(井上毅君) 半額丈ハ氣張ルト斯ウ云フノデアル——尚其他ノ事ニ就イテ御話ガアレバ何時デモ私出マス故、唯今ハ是デ……

〔此時文部大臣井上毅君退席ス〕

○(河原林義雄君) 新営費ハ前年カラ御要求ニナツテ居ルガ、現今デハ固ヨリ狹隘デアラウガ、別段教場ニ支ヘルト云フ程ニナツテ居ラヌカ、二十七年ニハ十三四名入校スル見込ト云フコトデアルガ、本年度ニ是丈ケ甲科ニ這入ルト云フ御見込ガ附イテ居ルカ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ確カニ附イテ居リマス

○(河原林義雄君) 此生徒ヲ入学サセヤウト思ヘバ教場ニ支ヘマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 支ヘマス

○(目黒貞治君) 生徒ノ月謝ガアリマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) アリマス

○(目黒貞治君) 幾ラ

○政府委員(牧野伸顯君) 年ニ貳拾五円、其外ニ用品料ト云フモノヲ取ル、図引紙ト云フヤウモノヲ月一円宛取ル

〔此時通信書記官中橋徳五郎君私ハ用ノアリマス時ハ政府委員室ニ居リマスカラ何時デモ御通知下サイト言ヒテ退席ス〕

○(塩田奥造君) 牧野サンニ御尋ネシマスカ、大阪ト政府トノ話ノ結末デスネ、承ル所ニ依ルト半額ヲ出サウト、ケレドモ進ンデ五万円迄ハ大阪市民ハ出スト云フノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 半額即チ五万円出サウト云フ協議デスカ、半額ト云フノデアリマス

○(塩田奥造君) 然ラバこちラガ三万シカ出サナイト云フ日ニナレバ大阪モ三万円併セテ六万円ト云フコトニナリマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 左様

○(塩田奥造君) ソレハ他ニ何トカ道ハナイカ、其土地デ五万円出来ル力ナラバこちラノ方ハドウナツテモ四万トカ四万五千円トカ云フモノヲ出サセルト云フコトハ余程六ヶ敷イノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 若シ帝國議會ノ議決ニ依ツテ政府ノ方カラノ支出金ガ減ジマスレバ、大阪ノ方モ自然減ル訳デアリマス、当リ前ノ所ハ——ケレドモ其処ニ至ツテ見ルト素ト五万円丈ケ出スト云フコトデアルカラ、もう少し氣張ツテ出シタラ宜カラウト云フヤウナ事ハ或ハ長官カラデモ話ハ出来ヌ限リハナイ、ケレドモ其辺ハ話シタコトハナイ

○(塩田奥造君) ソレハ予想丈カ

○政府委員(牧野伸顯君) 左様

○(目黒貞治君) 唯今ノ所ハ半額出スト云フノカ

○政府委員(牧野伸顯君) 左様

○政府委員(永井久一郎君) ソレハ差上ゲテアル、一番最初ノ処ニ建議書ガ附イテ居リマス

○(目黒貞治君) 政府ノ支出額ハ九万七千ト仮定シテアル、九万円ノナラバ四万五千円ト云フ訳デスカ

○政府委員(牧野伸顯君) サウデス、併ナガラ政府ノ計画ハ九万七千円ト云フコトデアル、若シソレガ——ソレヨリ減ズルヤウニナルト政府ノ計画ト齟齬シテ来ル

○(目黒貞治君) 半額ハ大阪市ニテ負担スルト斯ウデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 左様

○(目黒貞治君) 此通りナラバ成リマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ市会ノ議決デスカ成リマセウ

午前十一時二十一分休憩

【資料10】大阪工業学校設置ノ義ニ付上申

大阪工業学校設置ノ議タル遠ク一昨年ニ於テ河野文部大臣ノ内示ニ起因シ続テ昨年ニ至リ更ニ閣下ノ内諭ヲ奉シ拮据其途ヲ求メテ之ヲ有志者ニ謀リ市参事会ヲ僥倖シ遂ニ之ヲ市会ノ議ニ付シ創設費ノ内数万円ヲ寄附シ以テ其設置ヲ閣下ニ建議セシムルニ至レリ爾來本市民本校ノ設置ヲ俟ツコト大旱ノ雲霓モ暫ナラス抑本市ノ工業ニ於ケル閣下ノ夙ニ熟知セラル、如ク近時頓ニ其歩武ヲ進メ紡績事業ヲ始トシ諸般ノ工場日ニ月ニ其數ヲ増加シ其勢殆ト底止スル所ヲ知ラス是レ独リ本市ノ幸福ノミナラス又將ニ國家ノ慶事ナリト雖モ唯如何セン其事業ハ益殆達セントシテ職ニ事ニ當ルモノハ今ヤ既ニ巷人ヲ得ルコト難シ工業学校ノ設置豈一日ヲ遲疑シテ可ナランヤ是ニ於テカ閣下幸ニ本市ノ建議ヲ採納セラレ又閣議ノ容ル、所トナリ既ニ其予算ヲ第五帝國議會ニ提出セラレタルモ未タ其議ニ上ラスシテ議會ノ解散アリ本年又第六議會ニ提出セラレテ既ニ衆議院ヲ通過シ今ヤ將ニ貴族院議ニ上リ多年ノ宿望ヲシテ成就セシメントスルニ及ヒ復タ議會解散ノ大詔ヲ拝スルニ会フ工業学校ノ設置何ソ其不幸ナルヤ大阪市民ノ落胆モ亦譬フルニ物ナシ願ミテ我大阪市民ノ状況ヲ察スルニ目下本市ニ於テハ水道ノ工事正ニ其半ニ屬シ其費數百万円ヲ擲チ之ニ申スルニ下水改良ノ事アリ其費モ亦七拾余万円ニ上ル市民ノ負担既ニ輕ロシトナサス然リ而シテ今又大阪港改築ヲ企圖シ計画將ニ成ラントス皆本市ノ利害ニ関スル重大ノ事業ニシテ殊ニ築港ノ事一タヒ其工ヲ起スニ至リテハ費用殆ト壱千万円ニ近カラントス其負担豈容易ナランヤ果シテ此時ニ至リテハ工業学校ノ設置ノ如キハ其必要ヲ知ラサルニ非ラスト雖モ既ニ之ヲ願ミルニ遑アラサランコトヲ恐ル工業学校設置ノ事豈一日ヲ緩フシテ可ナランヤ伏テ冀クハ閣下前陳当府ノ状況ヲ洞察セラレ此機ヲ失スルナク第七議會ノ開會ヲ待タス速ニ本校設置ノ御詮議アラントコトヲ今ヤ

市民落胆ノ状況ヲ視且本市ノ將來ヲ察シ茲ニ事情ヲ開陳シ特別ノ御処分ヲ奉仰度此段上申候也

明治廿七年六月九日

文部大臣 井上 毅殿

大阪府知事 山田 信道

(『公文雜纂』二A—一三〇三二二)

【資料11A】大阪市会「工業学校設置ニ関スル建議案」可決と

上京委員の選出（明治二十八年一月二十八日）

工業学校設置ニ関スル建議書

議員後藤玉城ハ緊急問題トシテ一ノ建議案ヲ提出セン、即チ前年本会ニ於テ議決シタル工業学校ヲ当市ニ設立シ之ガ建築費ノ半額ヲ寄附セントスルノ件ハ、當時政府ヨリ第六帝國議會ニ提案セラレ衆議院ヲ通過シタリシモ、不幸ニシテ解散セラレタリ、仍テ必ズ本年ノ議會ニ其議案ヲ提出セラル、ナラント予想シタルニ、總理大臣ノ演說ニ依レバ日清戰役ノ為メ新事業ハ總テ延期ストノコトニテ其提案ヲ見ズ、然レドモ戰勝ノ余響ハ直ニ商工業ノ勃興ヲ促スハ輿論ノ一致スル所ナルヲ以テ、本会ハ再び前回ト同一ノ議決ヲナシ当局大臣ニ建議センコトヲ望ム、而シテ本建議案可決ノ上ハ本会ヨリ議員一名ヲ上京セシメ、滞京中ナル松村市参事會會員ト協力シテ之ガ貫徹ニ努力セシメントスト陳べ、議員泉由次郎ハ建議案ノ趣旨ハ建築費ノ半額ヲ寄附シ、工業学校ヲ本市ニ設立セントスルニ在ルベシ、而シテ市参事會會員及市會議員各一名ヲ上京セシメ、其衝ニ当ラシメントノ意ナリヤト問ヒ、議員後藤玉城ハ然リト答へ、議員泉由次郎ハ本建議案ニ賛成スベシト述べ、採決ノ結果全会一致ヲ以テ本建議案ヲ可決セリ、是ニ於テ議員後藤玉城ハ上京委員ヲ選舉スベシト發議シ、議員泉由次郎ハ委員ハ一日モ早く東上スベク議長ヨリ注意セラレンコトヲ望ムト述べ、他ニ異議ナ

ク上京委員ノ選挙ヲ行ヒタルニ、当選者左ノ如シ

得票二十八票 (総票數三十二)

横田 虎彦

議長代理者細原清太郎ハ横田議員ガ当選シタレバ承諾センコトヲ望ムト告ゲ、議員横田虎彦ハ不肖敢テ当ラズト雖、当選ヲ承諾スベシ、而シテ本会ノ議決トシテ提出スベキ書面ハ如何ニスベキヤト問ヒ、議員後藤玉城ハ市会ノ議決ヲ執行スルハ市参事会ノ任務ナレバ其名義ヲ以テ提出スベキモノナリト信ズト述べ、議長代理者細原清太郎ハ然ラバ本会ハ之ヲ議決シ、其手續ヲ市参事会ニ一任セントスルヤト問ヒ、議員後藤玉城ハ然リト答ヘタリ

(『大阪市会史』第二卷、七九五—六頁)

【資料11B】大阪市会「工業学校設置ニ関スル上京委員ノ報告」

(明治二十八年二月四日)

次ニ議員横田虎彦ハ工業学校設置ニ関シ委員トシテ上京中ノ経過ヲ報告セン、先ヅ文部省ニ抵リ大臣ニ会见ヲ求メシニ不在ニテ、秘書官及書記官ニ面会シ本市ノ希望ヲ陳情シ文部省ノ意見ヲ聞キタルニ、同省ニ於テモ其必要ヲ認め本期議會ニ提案ノ予定ナリシモ、日清戦争ノ為メ財政上新事業費の支出ヲ許サマル閣議ノ方針ナルヲ以テ奈何トモスル能ハズ、京都市ヨリモ美術学校設置ノ請願アリタレドモ是レ亦如上ノ事情ノ為メ請願ヲ容ル、能ハザル仕誼ナリ、然レドモ大阪市内ノ工業学校設立ヲ希望スルハ最モ諒トスル所ナルヲ以テ其希望ヲ貫徹スルコトニ努ムベシトノコトナリキ、次ニ大藏省ニ至リ大臣ニ面謁ヲ求メシニ広島ニ出張シ不在ナリシカバ、書記官ニ面会セシニ同省ニ於ケル事情ハ文部省ニ比シ一層困難ニシテ其必要ヲ認めルハ文部省ニ譲ラザレドモ一ノ要求ヲ容ルレバ他ノ方面ヨリ種々ノ新事業費ヲ要求シ、到底財政上ノ均衡ヲ得ザレバ大阪市内ノ希望ハ諒トスレドモ如何トモ為ス能ハズト云フニ在リ、尋デ總理大臣ニ会见ヲ求メシニ亦不在ニテ其意ヲ果ス能ハザリキ、是ニ於テ此希望ヲ建議案トシテ衆議院ニ提出スル方法ヲ執リテハ如何トノ議アリシヲ以テ、或ル党派ノ重要

ノ地位ヲ占ムル衆議院議員兩三人ニ謀ル所アリシニ政府案トシテ提出スルトモ通過セザルベク、又之ヲ実行スルモノトセバ閣議ヲ變更セザルベカラザレバ政府ハ同意セザルベシ、又建議案トシテ提出スルハ必ズシモ不可ナリト云フニアラザレドモ、良好ノ結果ヲ得ル能ハザルベシ、故ニ寧ロ大阪市内ヨリ其創立費ノ半額ヲ負担ストノ条件ヲ付シ請願スルヲ可ナリト認めムトノ意見ナリシ、要スルニ如何ナル方法ニ依ルモ目的ヲ達セザルベカラズト思惟シ、経過ノ概略ヲ市参事会ニ電報シ置キタリ、而シテ衆議院議員前川楨造・豊田文三郎ノ兩氏ニモ協議セシガ、前川氏ハ既ニ建議案トシテ提出スル考案ニテ其草案モ脱稿セルヲ以テ直ニ提出スベシトノ意見ニシテ、豊田氏ハ出来得ルナラバ政府案トシテ提出セシムベキ意向ナリシモ、到底望ミ得ベカラザルニ依リ已ムヲ得ズ建議案トシテ提出スルノ外ナシト云フニ帰着シ、而シテ提出セバ約八十人ノ賛成ヲ得ル見込ナルヲ以テ、本月一日中ニ書記官ノ手許迄提出スルコト、シ本月一日書記官ニ面会シ予メ計ル所アリシニ、書記官ハ本件ハ全然絶望スベキモノニアラズシテ、此要務ヲ帶ビ広島ヘ出張シタル者アレバ、暫時見合シテハ如何トノ主意ニ依リ同日提出スルコトヲ猶予シ、翌日松村九兵衛氏ト共ニ文部大臣ノ官舎ヲ訪ヒタルニ、生憎不在ニシテ会见スルヲ得ザリシモ同大臣の意見ハ書記官ノ言ニ徴スルニ特ニ請願ノ必要ナク寧ロ大藏省ノ意向ヲ確メ置クヲ得策ナリト云フニ在ルモノ、如シ、乃チ本員ハ大藏省ニ抵リ交渉セシニ前日ノ言ト同一ニシテ文部省ノ尽力ニ依リ略ボ実行ノ運ニ至ルベシトノコトナリシヲ以テ之ヲ信頼シ、ソレヨリ貴族院ニ交渉シ置クヲ得策ナリト思惟シ、中嶋信行氏ヲ介シテ近衛公爵ニ面謁シ懇願シタルニ、公爵モ本市ノ事情ヲ諒セラレ尽力スベシト明言セラレ尚鈴木重遠、末広重恭、折田兼至、川島醇氏等ヲ歴訪セリ、以上ノ経過ナルヲ以テ政府案トシテ提出セラルレバ議會ノ協賛ヲ得ルニハ憂懼スル必要ナシトノ見込ナレドモ政府ノ同意ヲ得ルハ却テ困難ナリト思考ス、而シテ請願書ヲ提出スルコトハ建議案ヲ提出セラレタル後ニテモ差支ナク之ニ関シテハ松村、前川兩氏ニ依頼シ建議案ヲ提出スルカ先ヅ請願書ヲ提出スルカハ臨機ノ処置ヲ執

ラレンコトラ希望スル旨申シ置キタリト報告スルヤ、議員扇谷五兵衛ハ横田議員ノ勞ヲ謝スルニ余リアリ、要スルニ政府案トシテ提出セラル、カ建議案又ハ請願書トスルカハ未ダ確定セザレドモ、事件ノ經過ヘ了解セリ、然ルニ新聞紙ニハ昨日既ニ建議案トシテ提出シタリト記載セリ、果シテ事実ナリヤト問ヒ、議員横田虎彦ハ前述ノ如ク一旦提出セントシタレドモ、書記官ノ注意ニ依リ見合シタリト答ヘ、議員扇谷五兵衛ハ事実明瞭セリト述べ、議長代理人者細原清太郎ハ散会スベシト宣告シ、午後五時五十五分散会セリ

『大阪市会史』第二卷、八六七―九頁

【資料12】第八回帝国議会衆議院「工業学校設置ニ関スル建議案」

ならびに審議議事録（明治二十七年十二月二十四日開会、二十八年三月二十七日閉会）

「衆議院議事速記録」第三十号 明治二十八年二月十三日、五一四―五一五頁。

○議長（楠本正隆君）（前略）――次ハ第七工業学校設置ニ関スル建議案

第七 工業学校設置ニ関スル建議案（前川横造君外十一名提出）

〔左ノ議案ハ朗読ヲ経サルモ参照ノタメ茲ニ掲載ス〕

工業学校設置ニ関スル建議

我国ハ今ヤ空前ノ隆運ニ際会セリ外征ノ師連戦捷ヲ奏シ其ノ目的ヲ達スル期シテ待ツヘシ而シテ戦後又国力ノ充実ヲ全ウセサルヘカラス故ニ一方ニ於テ熱心以テ商業ノ振作ヲカムルト同時ニ他方ニ於テ銳意以テ工業ノ盛大ヲ謀ラサルヘカサルナリ而シテ能ク我工業ヲシテ真正ナル盛運ニ達セシムルニハ予メ先ツカヲ工業教育ノ拡充ニ尽サ、ルヘカラス果シテ然リトセハ適宜ノ地ニ適當ナル工業学校ヲ設立シ以テ斯業ニ関スル智識ヲ開發シ斯業ノ発達ニ資スヘキ材能ヲ養成スルノ一事ハ実ニ我国今日ノ一大要務ナリ而シテ其ノ之ヲ設立スヘキ土地ノ点ニ於テ現今ノ状勢ニ照スニ大阪ヲ以テ最モ適當トス因テ

政府ハ速ニ工業学校ヲ大阪ニ創置スルノ件ヲ画定シ之ニ要スル経費ヲ算シ之ヲ予算ニ編製シ以テ本期ノ帝国議会ニ提出セムコトヲ望ム

右建議候也

○議長（楠本正隆君） 前川横造君

〔前川横造君演壇ニ登ル〕

○前川横造者（百六十四番） 本員始メ十一名ノ人々ヨリ提出致シマシタ所ノ此工業学校ニ関シマスル建議案デゴザイマスガ、是ハ御承知ノ如ク第六議會ノ時分ニハ予算案トシテ出マシテ、サウシテ本会デ以テ全会一致ヲ以テ可決シタ所ノ案デゴザリマス、則チ此大阪ニ工業学校ヲ設置ヲシテ、サウシテ其経費ノ――設置ニ要スル所ノ費用ノ半額ハ大阪市ガ負担シ、半額ハ国庫カラシテ之ヲ支出スルト云フ案デゴザイマス、本年ハ無論政府ヨリ提出ニナルコト考ヘテ居リマシタ、所ガ詰リ其事ガ予算ノ提出ガナイノデゴザイマス、甚ダ其事ヲ遺憾ニ思ヒマスルガ故ニ、政府ニ建議ヲ致シテサウシテ此案ノ提出ヲ見タイト云フ考デゴザリマス、御承知ノ如ク此工業ノ教育ノ必要ナルト云フコトハ、今更爰ニ喋々述ベマセヌデモ、皆様ノ御承知ノ事デアリマスガ、殊ニ今日一層ノ必要ヲ感ジタ訳デアル、此外征ノ師ガ連戦連捷ヲ奏シマシテ、兵力ノ戦ニ於キマシテハ、其大捷ハ期シテ待ツベキコトデアリマスルガ、偕此後財力ノ戦ニ至ツテドウドゴザリマセウ、此兵力ノ戦ニ勝ツタト致シマシテモ、財力ノ戦ニ一敗ヲ取ルト云フガ如キコトガアリマシタ時分ニハ、ソレコソ国家ノタメニ大要デアル、ソレ故ニ何処マデモ此財力ノ戦ヲ為スト云フコトニ就イテ、大ニ目ヲ注ガナケレバナラヌト云フコトデゴザイマスガ、偕此財力ノ戦ヲ為スト云フコトノ方法如何ト問ヘバ、則チ此商工業ヲ盛ニシ、商工業ノ発達ヲ期シテサウシテ是ト相戦フヨリ他ニ道ハナイノデゴザイマス、所ガ、此商工業ノ発達ト一口ニ申シマスレバ簡單デハゴザイマスルガ、併ナガラ之ニ要スル所ノ費用ト云フモノハ、是ニ要スル所ノ材料ト申シマスルモノハ、何カト云ヘバ、則チ第一ノ目のトナル所ノモノハ、教育デアル、第一ニ憂ヘテ居ル所ハ此教育ヲ受ケタ者ガ

乏シイ、則チ工業ニ関スル所ノ教育ヲ受ケタ者ガ乏シイト云フコトガ、第一ノ
缺点ト相成ツテ居ル訳デゴザイマスカラ、此必要ニ応ズルニハ、則チ此工業ニ
関スル所ノ教育ヲ盛ニシテ、サウシテ之ヲシテ発達セシムルト云フコトヲ諱ズ
ルヨリ外ニ策ハナイノデゴザイマス、所ガ之ヲ大阪ニ置クト云フコトニ就キマ
シテハ、即チ数多ノ理由ガゴザイマスル、今単簡ニ其理由ヲ申シマスレバ、則
チ大阪ハ工業ノ非常ニ発達シタ所デアルト云フコトガ、第一ノ理由デア、統
計ニ由ツテ見マシテモ、此工業ノタメニ費ス所ノ、工業ノタメニ会社若クハ一
私人デ以テ経営シテ居ル所ノ事業ノ費用ノ總資金ト申シマスルモノガ、一千八
百万円以上ニ上ツテ居リマス、之ニ要スル所ノ職工ノ数モ殆ド四万三千人バカ
リモゴザリマス、斯様ニ致シマシテ、是ヨリ年々生産致シマスル所ノ生産額ト
申シマスルモノガ、二千四百七十万円余ニ上ツテ居ルト云フコトデゴザイマス、
此等ノモノヲ全国ノ比例ヲ取ツテ申シマスルト云フト、殆ド全国工業ノ半数ヲ
大阪デ以テ占メテ居ルト云フ所ノ實際ノ有様デゴザイマス、ソレ故ニ此大阪ニ
持ツテ往ツテ工業ノ教育ヲ施スト云フコトハ、實ニ必要デア、ルノミナラズ、此
大阪ノ工業ヲ助ケルト云フノミデナクシテカラニ、此工業教育ト云フモノヲ施
ス上ニ於テ、非常ナル便利ヲ得ルノデア、ル、則チ此工業ノ學問ト云フモノハ、
申スマデモナイ實際ニ就イテ學問デゴザイマスカラ、限アル所ノ學校デ以テ机
ノ上デ教ヘルト云フコトデナク、實地ニ就イテ學問ヲスルコトガ極メテ必要ナ
コトデア、ル、所ガ之ヲ今實地ニ就クト云フコトニ就キマシテハ、詰リ此事業ノ
盛ナル工場ノ多イ所ニ持ツテ往ツテ、之ヲ施スト云フコトハ、最モ便利デア
リマスカラ、此工業ノ學問ヲ為スト云フ上ニ就イテ、大阪ハ最モ適當ノ地デア
ルト言ハナケレバナラスノデア、ル、殊ニ先日来モ本院ノ多数ノ決議ヲ以テ可決致
シマシタ所ノ彼ノ製鋼所法案ノ如キモ、多分此軍國事治ツテ後ニハ、必ズ其設
立ヲ見ルコトデア、ラウト考ヘマスガ、是等ニ對シテモ職工ヲ要スルコト、則チ
工業ノ教育アル者ヲ要スルト云フコトハ、申スマデモナイコトデゴザイマスカ
ラ、今ヤ軍國多事ノ時デハゴザイマスルガ、此多事ノ時デア、ルカラシテ、尚更

早く此物ヲ設ケテ、他日ノ備ヲ為スト云フコトハ必要デア、ラウト考ヘマスノデ、
ドウガ此案ヲ提出致シマシタ趣意デゴザリマスカラ、御賛成ヲ得マシテ、政府
ヨリ至急ニ是ニ要スル所ノ經費ノ予算ヲ立テ、サウシテ本会ノ協賛ヲ求メラ
ル、ヤウニ致シタイト云フ趣意デゴザリマス、賛成ヲ請ヒマス

○吉本榮吉君(六十四番) ちよつと質問致シマス、此建議案ハ費用ノ半額ハ大
阪デ出シ、半額ハ兵庫デスルトカ云フコトデア、リマスガ、ソレニ違ヒアリマセ
ヌカ

○前川楨造君(百六十四番) ハイ、サウデス

○吉本榮吉君(六十四番) サウスルト、昨年実業ノ教育ニ十五万円補助スルト
云フコトヲ決議ニモナツテ法律ニモナツテ居リマスガ、アノ法律ニ依ツテスル
モノカト考ヘル、果シテ然ラバ此帝國議會ニ於テ斯ノ如キ決議ヲスルコトハ、
必要ハナイヤウニ思フノミナラズ、此建議案ヲ見マスルト、半額ヲ大阪デ出ス
ト云フコトハ、何モ見エマセヌガ……

○前川楨造君(百六十四番) ソレハ詰リ帝國議會ノ側カラ申シマスレバ、半額
ヲ出スト云フ訳デア、リマセヌガ、大阪市ガ則チ是ニ對スル半額ノ費用ハ寄付
スルト云フコトハ、予テ申立テ、アル、帝國議會ニモ其請願ガ出テ居ルト考ヘ
マス、ソレデ此今御話スル通り、昨年ノ実業教育ニ関スルノトハ違フ、実業教
育ハ兵庫カラ補助スルト云フノデア、ル、是ハサウデナク兵庫ノ費用ヲ以テ建テ
ヤウト云フ其中ニ、大阪市カラ費用ノ半額ヲ寄付シヤウト云フノデスカラ、全
ク性質ガ違ヒマス

○吉本榮吉君(六十四番) 近県ノ府県ニ於キマシテモ、工業學校ヲ県立ニシテ
例ノ十五万円ノ中ノ補助ヲ受ケテ造ツテ居ルニモ拘ラズ、大阪ニ限ツテハ他ノ
近イ所ノ県ノヤウナコトガ出来ヌト云フノデ——大阪デハ出来ヌカラ造ツテ呉
レト云フノデスカ、此儘デ置ケバ、大阪ダケデハ出来ヌト云フノデスカ

○前川楨造君(百六十四番) 大阪デ出来ル出来ヌト云フコトハ別問題ト思フ、
大阪市ノ力デ工業學校ガ出来ル出来ヌト云フコトハ、別問題デスガ、政府ハ則

チ此国庫ノ費用ヲ以テ工業学校ヲ置クト云フ必要ガアルナラバ、之ヲ大阪ニ設ケルト云フコトガ最も適當デアラウト思フ

○吉本栄吉君(六十四番) 政府ハ必要ガナイト思フカラ出サヌノデ、発案者ダケガ必要デアルト思ツタカシ出シタノデ、時節柄国債ヲ起シデモシナケレバナラスト云フ……

○前川楨造君(百六十四番) 国債ヲ起スト云フ程サウ沢山ノ金ガイルノデハナイ、ソレハ極端ナ……

○吉本栄吉君(六十四番) 併シ其上入用ナラバ先ヅ国債ト言ハナケレバナラヌ
○前川楨造君(六十四番) 国債ト云フテ僅ニ三万ヤ二万ノ金ニ国債ヲ募ツテ遣ルト云フヤウナ議論ハ、極端デ、左様ナコトデハナイ

○議長(楠本正隆君) 是ハ反对ガゴザイマセヌガ、東尾君ハ通告ニナツテ居リマスガ……

○東尾平太郎君(百十四番) 反对ガナケレバ演説致シマセヌ、時間モ後レテ居リマスカラ

○井上彦左衛門君(百三十八番) 是ハ例ノ通り委員ニ付託セラレムコトヲ……

〔「委員付託賛成」ノ声起ル〕

○東尾平太郎君(百十四番) 直ニ採決セラレタイ、委員ニ付託スル程ノ問題デモナイ、第五、第六ノ議會デ政府ガ提出シテ工業学校ノ創立費ハ九万七千五百十二円、其中大阪府ガ半バヲ寄附スルト云フノデアル、直ニ……

○議長(楠本正隆君) 委員説ガ成立ツテ居リマス、九名ノ委員ニ付託スベシト申スコトニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多数

○議長(楠本正隆君) 多数ト認メマス、委員ハ指名ト心得マス(以下略)

「衆議院議事速記録」第三十一号、明治二十八年二月十四日、五一七頁。
特別委員左ノ通り指名セリ

工業学校設置ニ関スル建議案審査特別委員

東尾平太郎君

河原林義雄君

豊田文三郎君

佐々木政父君

守屋 此助君

田村順之助君

前川 楨造君

市島 謙吉君

河野 岩吉君

「衆議院議事速記録」第三十二号、明治二十八年二月十五日、五二九頁。

〔前略〕

特別委員長及理事左ノ通り当選セラレタリ

工業学校設置ニ関スル建議案審査特別委員長

河原林義雄君

同理事

前川 楨造君

「衆議院議事速記録」第四十七号、明治二十八年三月十四日、八五四〜八五五頁。

〔前略〕

○議長(楠本正隆君) 次ハ第七、工業学校ニ関スル建議案——河原林義雄君

第七 工業学校設置ニ関スル建議案

〔特別委員
長報告〕

〔河原林義雄君演壇ニ登ル〕

○河原林義雄君(百十五番) 例ニ依リマシテ工業学校設置ニ関スル建議案ノ特別委員会ノ經過ト結果ヲ御報道致シマスデゴザリマス、此建議案ノ審査委員会ハ二月十五日ニ委員長理事ノ選挙ヲ終ヘマシテ、同月十八日二十一日日本月六日ノ三回ヲ以テ審査ヲ結了シマシテゴザリマス、此建議案ノ大要ハ先キニ提出者モ演説セラレマシタ如ク、且下此日清ノ戦争ガ終局ニナリマスルト一般、我邦ノ商工業ヲ振興シナケレバナラス、然ルニ現今ノ此工業ノ有様ヲ見マスルト、此工業ニ必要ナル相当ノ技手職工杯ニ非常ニ缺乏ヲ告ゲテ居ルコトデアル、然ルニ戦局ノ収マリマシタ後、諸般ノ工業ガ起リマスコトニナリマスレバ、尚更是等ノ職工ニ不足ヲ告グルコトデアルカラ、ソレデ関西ニ——最も工業ノ盛ナ

ル大阪市ニ於テ、一ノ工業学校ヲ設ケテ、東京ノ工業学校ト東西相応シテ、此工業教育ノ発達ヲ図リタイ、因テ當議會ニ於テ此設計予算ヲ発セラレンコトヲ望ムト云フノ趣意デゴザリマス、委員會ハ大体ニ於キマシテ、此建議案ヲ採用スルコトニ決シマシテゴザリマスガ、提出者ノ意ノ如ク、當議會ニ此發案ヲ求メルト云フコトハ、今日ノ場合如何デアラウカト云フ考ヲ以チマシテ、段々審議ノ末此建議案中「本期ノ」ト云フ三字ヲ削除スルコトニ全会一致ヲ以テ、決シマシテゴザリマス、大体ノ御報告ハ是ダケデゴザリマスルガ、御参考ニちよつと述ベテ置キマスルノハ、此学校ノ目的ハ現時ノ工事ノ状態ニ從ヒマシテ、有用ナル技術者ヲ養成シヤウト云フノ目的デゴザリマスルガ、修業年間ヲ先ヅ四箇年ト云フコトニ極メマスルト云フコトニナリマスルト、本校デ卒業シマシタ生徒ガ直ニ上等ノ職工若クハ職工長トナルコトハ甚ダ難イ、ソレデ在学中ニ於テハ、此將來実業ノ基礎トナルベキ学科ヲ実地ノ練習ヲサセマシテ、卒業後ハ一ト度普通ノ職工ニ致シマシテ、段々此実業上相当ノ經驗ヲ積マシメテ、上等ノ職工長ニ地位ヲ進メサセルヤウナコトニシタラ宜カラウト云フ大體学校ノ目的デゴザリマス、学科ハ東京ノ工業学校ト略々同ジ訳デゴザイマシテ、大別ヲ致シマシテ機械工芸科ト、化学工芸科ト二科ニ分チマシテ、機械工芸科ノ方ハ、数学、物理、化学、工具用法、応用化学、図画、機械、製図、機械学、簿記、是等ノ普通ノ外ニ電気工業、或ハ紡績機械、其他ノ専修科ヲ置クコトニ致シマス、又化学工芸科ノ方ハ、是ニ属スル普通科ノ外ニ染色、醸造、藥品製造等其他ノ専修科ヲ属セシムルコトニ致シマス、サウシテ生徒ハ此機械工芸科、化学工芸科共ニ百二十名ヲ定員ト致シマシテ、一箇年一科ニ三十名宛募集スル、入学ノ程度ハ年齢ヲ十四歳以上トシテ、高等小学校ヲ卒業シタモノト致シマス、ソレカラ職員ハ学校長ト機械工芸科ノ教授三人、化学工芸科ノ教授三人、物理数学教授一人、助教授十四人、事務員三名以上ノ規模ニ致シマスルト云フト、經常ノ費用ガ凡ソ二万九千四百四十円程ニナリマスル、ソレカラ此今回創設シマス費用ガ、新當費ガ六万八千三百五十二円カラ、機械器具ノ新調費ガ二

万八千八百円、此創設費ヲ合セマスルト九万七千五百五十二円ト云フモノニナリマス、尚ホ御参考ニ申述ベテ置キマスガ、此学校設置ノ事ニ就キマシテハ、大阪市ヨリ予テ其工業学校設置ノ場合ニ至レバ、其創設費ノ金額凡ソ十万円ト見積ツテ、其半額ハ大阪市ヨリ寄付スルト云フコトヲ予テ参事会ノ決議ヲ以テ、同府ノ知事カラ申出テ居リマシタコトヲ承知致シマシタ、尚ホ本会モ二月一日付ヲ以テ大阪市参事会カラ創設費ノ半額ヲ大阪市デ寄附ヲ致スカラト云フ請願ガ出マシテ、即チ請願委員長ノ方カラ参考トシテ此特別委員ノ方ハ書面ヲ廻ハサレマシテ、委員會ハ此大阪ノ申出ヲ認メマシテゴザイマス、先ヅ御報道ハ是ダケデゴザイマス

○吉本栄吉君(六十四番) 私ハ質問デハアリマセヌ、今委員長ノ報告ヲ聴キマシタガ、委員會ニ於キマシテモ、此本期ノ三字ヲ削ラレタノハ、誠ニ尤ナコトデ、私モ大ニ賛成致シマス、併シ此三字ヲ削ッタバカリデハ、例ヘバをしろいヲシテ顔ニ墨ノ附イタノヲ氣ガ附カスト云フヤウナ話デアル、故ニ私ハ此下ヨリ三行目ノ「政府ハ速ニ」トナツテ居ル此「速ニ」ト云フ字ヲ削リタイト考ヘマス、委員會ニ於テ「本期ノ帝國議會」ト云フコトヲ削ラレタノハ、此財政如何ヲ計ツテ其時機ノ至ッタ上デ致サウト云フ積デ削ラレタコトハ無論ノ話デアル、然ルニ「政府ハ速ニ」トシテアリマスルト、時機ノ如何ニ拘ラズ早クト云フ意味ニナル、サウスルト本期ノ議會ト云フ「本期」ヲ削ツテ「速ニ」ト云フ字ヲ其儘ニ置クト、今ニモ議案ヲ出シテ呉レト斯ウ云フヤウニモ見エル、則チ委員會ノ修正ノ意ニモ違ヒマスルガ故ニ、私ハ「因テ政府ハ時機ヲ計リ工業学校ヲ大阪ニ創置スルノ件ヲ画定シ」ト致シマスルト、委員會ノ修正ニモ相協ヒマスル、又サウ致シマスルト、此建議案ト云フモノハ、最初ノ間ト云フモノハ工業学校ヲ設置スルコトハ必要ニシテ、今日ヨリモ設置シナケレバナラヌト云フコトヲずつと陳ベテ往ツテ、然リト雖モ斯ウ云フ軍国多事ノ時節デアルカラ、時機ノ如何ヲ見合セルト云フコトニナルト、抑揚頓挫ノ法ニモ適ヒ、文章ノ方カラ往ツテモ宜イト思ヒマスカラ、サウ云フコトニ致シタイト考ヘマス

「賛成々々」ト呼フ者アリ」

○議長(楠本正隆君) 本案ニハ賛成ノ通告兩名アリマス——東尾平太郎君

○東尾平太郎君(百十四番) ちよつと言シマスガ(「採決々々」ト呼フ者アリ) 吉本君ノ修正ハ至極同意デアリマスカラ、賛成ヲ致シマス、別ニ反対ガナケレバ演説ハ致シマセヌ

○議長(楠本正隆君) 吉本君ノ修正ハ賛成ガアツテ議題トナリマシタ、吉本君ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多数

○議長(楠本正隆君) 多数ト認メマス、就イテハ該案ノ結了ヲ報ジマス、

【資料13】第八回帝國議會貴族院「意見書案 工業学校設置ノ件」

「貴族院議事速記録」第三十六号、明治二十八年三月十二日、五二〇頁。

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 次ニ工業学校創立ノ請願會議ヲ開キマス、

意見書案

工業学校創立ノ件

大阪市参事会大阪府知事山田信道呈出

右ノ請願ハ工業学校ヲ設立シ善良ナル職工ヲ養成スルハ目下ノ急務ニシテ之ヲ設立スルノ位置ハ大阪府ヲ以テ恰当ナリトス故ニ其ノ創立費凡ソ拾万円ト仮算シ其ノ半額五万円ハ本市ニ於テ之ヲ献納スヘキヲ以テ速ニ之ヲ創立セラレムコトヲ希望シ年来屢々政府ニ建議セリ曩ニ第六議會ニ於テ政府ハ此建議ヲ採用シ本案ヲ提出セラレシカ衆議院ノ可決スル所トナリ將サニ貴族院ノ議ニ上ラムトシテ不幸解散ノ命下リ其ノ成立ヲ見ル能ハサリシハ痛惜措ク能ハサル所ナリ今回必ス政府ヨリ提出セラレムコトヲ翹望セシニ軍国多事ノ故ヲ以テ中止セラレ失望ノ至ニ堪ヘス若シ斯ノ如クニシテ歲月ヲ経ハ独リ時機ヲ失フノミナラス工業ノ発達遂ニ望ムヘカラス故ニ本市熱望ノ在ル所ヲ洞察セ

ラレ速ニ該校ヲ創立セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大体ハ採択スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五条ニ依リ別冊及送付候也

明治二十八年三月 日

貴族院議長侯爵 蜂須賀茂韶

内閣総理大臣伯爵伊藤博文殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レ亦御異議ナイト認メマシテ原案ニ決シマス

【資料14】牧野伸顯「大阪工業学校創設ノ緊急ナル理由」

大阪工業学校創設ノ緊急ナル理由

大阪工業学校創設費ハ已ニ第六議會ニ於テ衆議院ノ協賛ヲ經タルモ同院ノ解散セラレタルヲ以テ貴族院ノ議決ニ至ラサリシハ深ク遺憾トスル所ナリ今ヤ兵馬倥傯國家多事ニ際シ創設ノ事業ハ概ネ他日ヲ待ツヘキニ拘ハラス此際再ヒ本案ヲ提出スルノ已ムヲ得サルモノハ左ノ四ツノ理由アルニ依ル

第一、且下我國ハ清國ト事アリト雖遠カラスシテ全局ノ大捷ヲ奏シ以テ平和ヲ回復スルニ至ラン而シテ平和ノ後外國ト衝突ヲ争フヘキハ鉄火ノ戰ニ非スシテ貿易ノ戰ナリ而シテ貿易ヲ隆盛ナラシメント欲セハ須ク先ツ製造工業ヲ振作スベキコト今茲ニ多言スルヲ要セス今ヤ我國ノ工業ハ驥進ノ勢アリト雖之ヲ欧米諸國ニ比スレハ尚ホ霄壤ノ差アルヲ免レズ殊ニ輓近ノ工業ハ日進學術ノ応用ニ依ルモノ多クシテ我國其知識ヲ具フル工人ニ乏シ故ニ之ヲ養成スルノ学校ヲ関西工業ノ中心タル大阪ニ設立スルハ実ニ今日ノ急務トス抑々人物ノ養成ハ一朝一夕ニ能クスヘキニ非スシテ必ス数年ノ歲月ヲ要ス蓋シ工業学校設立ハ第六議會ノ時ニ在リテ已ニ早シトセス然ルニ今日ニ至テモ尚曠日弥久以テ戰爭終局ノ後ヲ待ツ如キコトアラハ是レ徒ニ緩急ヲ誤ルモノナリ

第二、現時ハ鉄工業時代トス百般ノ器具機械ヨリ鉄道船舶ニ至ルマテ一トシテ鉄材ヲ用ヒザルハナシ然ルニ此ノ如キ工業ノ基礎タル冶鉄ノ事業ニ至テハ我國ハ最幼稚タリ今ヤ幸ニシテ製鋼ノ事業ハ朝野ノ一問題トナリ造船工業モ亦同ク

国家急要ノ事業トシテ認識セラル、ニ至レリ然ルニ此二ツノ事業ハ最モ多数ヲ要スル中間ノ技術者ニ乏ク且未タ之ヲ養成スルノ道ヲ設ケス今ニシテ之カ準備ヲナスニアラズンハ他日此二大事業ヲ企図スルニ方リテ大ナル障礙ヲ見ルニ至ルヘシ

第三、近來紡績事業ノ大ニ進歩シタルハ掩フベカラサルノ事実ナリ而シテ戦争ノ終局ト共ニ商路ノ益々拡張センコト期シテ待ツベシ宜ク更ニ進ンテ其事業ノ発達ヲ謀リ且金巾等ノ製織ヲ振起シ以テ東洋諸國ニ向テ輸出ノ道ヲ講スベシ然ルニ金巾等ノ製織ハ我國ノ技術尙未タ十分ナラス今ニシテ其技術者ヲ養成スルノ準備ヲナスニアラズンバ竟ニ永ク外國ニ利益ヲ壟斷セラル、ニ至ラン

又絹織物ハ勿論寸硝子洋傘等製造ノ如キモ近來漸ク其歩ヲ進メ輸出ノ途將ニ拡マラントス是等ニ付テモ益々改良ノ方法ヲ講シ大ニ貿易ノ振張ヲ謀ルヲ要ス第四、嚮ニ全國酒造聯合会ヨリ文部大臣ニ対シテ醸造学校ヲ設立センコトヲ建議セリ而シテ我カ邦ニ於テハ未タ此レ等旧來ノ工業ニ関シテハ科学ヲ応用シテ改良スルノ道完カラス蓋シ新來ノ工業ノ進歩ヲ謀ルト共ニ固有ノ工業ヲ改良スルノ急要ナルコトハ復タ論ヲ俟タズ且独リ釀酒ニ止マラズ諸般ノ旧工業ヲ一新改良スルノ途ヲ講スルコト頗ル急要ナリ要スルニ現今工業学校ノ施設ハ国家ノ急務ニ属シ一日後ルレハ一日ノ損害アリ加之大阪市会ガ創設費ノ半額ヲ寄附セントノ請願アリテヨリ既ニ三年ノ星霜ヲ経タリ今ニシテ猶在再設立ノ期ヲ遷延センカ同市当初ノ意氣ヲ沮喪スルニ至ルモ測ルベカラズ此レ亦二十八年年度ニ於テ此事業ヲ起サマル得サルノ一理由ナリ

(牧野文書二四一、明治二十八年十月ごろ作成と推定)

【資料15】西園寺公望文部大臣、工業学校創立の件につき請議、

同採決

意見書(資料13の意見書案と同一につき省略。日付が明治二十八年三月

十二日と入っている。)

明治廿八年三月十二日 内閣書記官

内閣総理大臣(花押) 内閣書記官長(花押)

文部大臣へ通牒案

貴族院議決工業学校創立ノ請願ハ貴省御主管ノ件ニ付書類及御回付候也

明治廿八年三月十三日[㊤]

内閣総理大臣

本年三月中貴族院議決工業学校創立ノ請願書御回付相成候処右設立ノ件ハ既ニ本大臣ノ急務ト信スル所ニシテ明治二十七年年度予算書及同追加予算書ニ於テ該創立費ヲ要求シタリシモ兩度トモ衆議院解散ノ為メ成立ニ至ラス依テ復二十八年度追加概算書及二十九年年度概算書ニ於テ該創立費ヲ計上シ右概算書ハ既ニ大蔵大臣へ回付セルヲ以テ本件採用アラント切ニ本大臣ノ希望スル所ニ候此段請願議候也

明治二十八年七月九日

文部大臣侯爵 西園寺公望

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ別紙請願書ハ及御返付候也

明治二十八年七月十五日

(花押) ㊤ ㊤ ㊤

内閣総理大臣(花押) 法制局長官[㊤]

外務大臣(花押) 大蔵大臣(花押) 海軍大臣(花押) 文部大臣(花押) 通信大臣(花押)

内務大臣(花押) 陸軍大臣(花押) 司法大臣(花押) 農商務大臣[㊤] 黒田議長(花押)

別紙文部大臣請議貴族院議決工業学校創立ノ請願ニ関スル件ヲ審査スルニ請願ノ趣旨ハ工業学校ヲ大阪市ニ設立シ其ノ創立費ノ半額ハ大阪市ニ於テ寄付セント云フニ在リ而シテ政府ニ於テモ該校創立ヲ急務ト認定セラレ既ニ明治二十七年年度予算書及同追加予算書ニ於テ之カ創立費ヲ要求シタルモ二十七年年度予算ハ衆議院解散ノ為メ成立ニ至ラス又同追加予算ハ衆議院ニ於テ同五月三十一日可

決シタルモ同院解散ノ為メ貴族院ノ議決ニ至ラサル次第ニ有之文部大臣請議ノ
通本請願ハ採用相成可然ト認ム

指令案

貴族院議決工業学校創立ノ請願ニ関スル件ハ請議ノ通

明治廿八年七月十七日㊟

参照

○明治二十七年文部省所管予定経費要求書

歳出臨時部（抄録）

第三款 大阪工業学校創立費

九七、一五二、〇〇〇

第一項 新宮費

六八、三五二、〇〇〇

第二項 機械器具新調費

二八、八〇〇、〇〇〇

（備考）本書掲記額ノ半額即四万八千五百七拾六円ハ大阪市ヨリ寄付スヘキ
ニ付其収入ハ大蔵省所管臨時部歳入ニ編入ス

○明治二十七年文部省所管予定経費追加要求書

歳出臨時部（抄録）

第三款 大阪工業学校創立費

九七、一五二、〇〇〇

第一項 新宮費

六八、三五二、〇〇〇

第二項 機械器具新調費

二八、八〇〇、〇〇〇

（備考）前同断ニ付略ス

（『公文雑纂』明治二十八年、二A—一三〇三六二）

【資料16】大阪工業学校設置ノ理由

我邦ノ工業方今貿易ノ競争場裏ニ在リテ一着ヲ争フノ位置ニ立テリ乃チ科学応
用ノ工業ヲ興シ技術ヲ精巧ニシ百般ノ製煉及廢物利用ノ道ヲ講シ以テ国ノ生産
ヲ進ムルハ実ニ今日ノ急務ナリ而シテ此種ノ工業ヲ興サムニハ資本知識ノ二者

ニ倚頼セサルヘカラス今ヤ或ハ資本ノ不足ヲ憂ヘスシテ尤モ知識ノ缺乏ヲ憂フ
是レ工業教育ノ已ムヘカサル所以ナリ

方今欧米ノ諸國銳意工業教育ノ制ヲ施設シ為ニ鉅万ノ財ヲ糜シテ顧ミス近年英
國カ委員ヲ大陸ニ派シテ其ノ技芸教育ヲ視察セシメタルカ如キ一日モ他國ニ後
レサラムコトヲ勉ムルノ意以テ見ルヘシ工業学校ヲ地方ニ増設スルハ亦実ニ今
日ノ急務ナリ而シテ其位置ハ第一ニ現在工業繁盛ノ地ヲ択フヲ可トス何トナレ
ハ生徒ヲシテ日夕工業ヲ觀察セシムルノ便益アレハナリ大阪ハ近時工業蔚興シ
四周又工業ノ地多シ且関西交通ノ要区ナルヲ以テ子弟ノ来學ニ便ナリ是レ大阪
ヲ以テ工業学校ノ位置ニ適當ナリトスル所以ナリ

明治二十六年中大阪市会ハ大阪ニ工業学校ヲ起スノ建議ヲ為シ創設費ノ半額五
万円迄ヲ寄附スヘシトノ陳請ヲ為セリ依リテ今此ノ地ニ工業学校ヲ興シ機械工
芸科及化学工芸科ヲ設ケ上等ノ職工及職工長ヲ養成スルノ所ト為シ業ヲ卒ル者
ヲシテ各々実業ニ従事セシメハ独リ人智ノ発達ヲ助クルノ美アルノミナラス又
以テ工業ヲ振作シ富強ヲ馴致スルノ階梯ト為スコトヲ得ム

本校創立費ハ二十七年予算書ニ計上シテ第五帝國議會ニ提出セシニ議決ニ至
ラス本則ニ於テ二十八年年度ヨリ二十九年年度ニ亘ル継続費トシテ之ヲ要求シ二十
九年年度ヨリ授業ヲ開始スヘキニ付經常費八箇月分ノ額ヲ二十九年書予算書ニ計
上セリ

（第九回帝國議會（明治二十八年十二月二十五日〜二十九年三月二十
九日）に文部省が呈出したもの。『大阪工業学校一覽 明治三十〜三
十一年』、一〜二頁による。）

【資料17】第九回帝國議會呈出 大阪工業学校創立予算案ならび

に審議議事録（明治二十八年十二月二十八日開會、二十九年
三月二十九日閉會）

「明治二十八年年度歳入歳出總予算追加」

一工業ノ發達進歩ヲ図ル為メ大阪市ニ於テ工業学校ヲ創立セントス其費用九万七千五百拾貳円ニシテ半額ハ大阪市ヨリ献納ノ約ナリ其創立費ハ明治二十八年年度及二十九年年度ノ兩年度ニ跨ル継続費ニシテ施設急ヲ要ス依テ明治二十八年年度ニ於テ要スル年割額五万七千八百円ヲ文部省所管歳出臨時部第四款ニ予算セリ

「文部省所管明治二十八年年度歳入歳出予算追加」

乙 号

第一

大阪工業学校創立費

總 額

金九万七千五百拾貳円

金六万八千参百五拾貳円

金貳万八千八百円

年 額

明治二十八年年度

金五万七千八百円

金貳万九千円

金貳万八千八百円

明治二十九年年度

金参万九千参百五拾貳円

金参万九千参百五拾貳円

説 明

大阪工業学校授業ノ開始ハ明治二十九年年度ニアリト雖モ校舍ノ建築及機械器具ノ新調ヲ要スルヲ以テ本年度ヨリ之カ建築設備ニ著手ノ必要アリ依テ前掲ノ二箇年度ニ互リ継続費ト為スヲ要ス但本年度ニ要スル金額ハ之ヲ歳出臨時部文部省所管第四款ニ掲ク

「明治二十八年年度文部省所管予定経費追加要求書」

明治二十八年年度文部省所管予定経費追加要求書説明

臨時部歳出ニ関スル件（第一款略、第二―三款なし）

第四款 大阪工業学校創立費

第一項 新営費

二九、〇〇〇、〇〇〇

右ハ明治二十七年年度予定経費要求書ニ掲載セシモ議決ニ至ラス再ヒ明治二十七年年度予定経費追加要求書ニ掲載セシモ亦議決ニ至ラス然ルニ工業ノ發達進歩ヲ図ルニ於テ工業教育ノ施設ハ最モ急要ヲ感シ該校ノ創立ハ一日モ緩クスヘカラス又第八回帝国議會ニ於テ衆議院ハ速ニ工業学校ヲ大阪ニ創置センコトヲ建議セリ依テ二十八年年度経費追加トシテ此費額ヲ要求ス

大阪市ニ工業学校ヲ創立セント欲スルニ校舍ノ建築及機械器具ノ新調ヲ要スルヲ以テ本年度ヨリ之カ設備ニ著手シ二十九年年度ニ至リ授業ヲ開始セントス願フニ科学応用ノ工業ヲ興シ機械ヲ用キテ人力ヲ省キ且技術ヲ精巧ニシ化学ニ依テ百般ノ製煉及廢物利用ノ道ヲ講シ以テ国ノ生産ヲ進ムルハ実ニ今日ノ急務ナリ而シテ此種ノ工業ヲ興サンニハ資本知識ノ二者ナカルヘカラス資本ノ不足ヲ憂ヘサルモ知識ノ缺乏ヲ憂フルトキハ之ヲ利用スルコト能ハス此レ工業教育ノ已ムヘカラサル所以ナリ方今欧米ノ諸国銳意工業教育ノ制ヲ施設シ為メニ鉅万ノ財ヲ糜シテ顧ミス近年英國カ委員ヲ大陸ニ派シテ其技芸教育ヲ視察セシメタルカ如キ一日モ他國ニ後レサランコトヲ勉ムルノ意以テ見ルヘシ則チ工業学校ヲ地方ニ増設スルハ実ニ今日ノ急務ナリ其位置ニ至テハ工業繁盛ノ地ヲトスルヲ可トス何ントナレハ生徒ヲシテ日夕工場ヲ觀察セシムルノ便宜ト工業ノ趣味ヲ取得セシムルノ利益アレハナリ大阪ハ近時工業蔚興シ四周亦工業ノ地多ク且関西交通ノ要区ナルヲ以テ子弟ノ来學ニ便ナリ是レ大阪ヲ以テ工業学校ノ位置ニ適當ナリトスル所以ナリ一昨年大阪市会ハ大阪ニ工業学校ヲ起スノ建議ヲ為シ創設費ノ半額五万円迄ヲ献納スヘシトノ陳情書ヲ提出セリ依テ今此地ニ工業学

校ヲ與シ機械工芸科及化学工芸科ヲ設ケ上等ノ職工及職工長ヲ養成スル所ト為シ業ヲ卒フル者ヲシテ各実業ニ従事セシメハ又以テ我邦ノ工業ヲ振作シ富強ヲ馴致スルノ基礎ト為スコトヲ得ン

該校創立費九万七千五百拾貳円ニシテ内新営費ハ六万八千参百五拾貳円ナルモ本年度ヨリ二十九年ニシテ内新営費トナスニ付本年度ノ支出額ハ前記ノ額トナ

ル
該校創立費九万七千五百拾貳円ノ内半額即四万八千五百七拾六円ハ大阪市ヨリ献納スヘキニ付實際国庫ノ支出ハ四万八千五百七拾六円トナル
第二項 機械器具新調費 二八、八〇〇〇〇〇
右ハ前項ト同一ノ事由ニ依リ該校設備ノ為メ前記ノ機械器具新調費ヲ要ス

文 部 省 所 管			備 考	
歳 出	臨 時 部	目	臨 時 部	
第四款 大阪工業学校創立費		二十八年度追加要求額	本費総額ハ九万七千五百拾貳円ニシテ本年度乃至二十九年ニシテ内新営費トナスニ付本年度ノ支出額ハ前記ノ額トナリ但此半額四万八千五百七拾六円ハ大阪市ヨリ寄付スヘキモノナリ	
第一項 新 営 費		五七、八〇〇〇〇〇		
	第一目 新 営 費	二九、〇〇〇〇〇〇		
	第二目 機械器具新調費	二八、八〇〇〇〇〇		
	第一目 機械器具新調費	二八、八〇〇〇〇〇		

文部省所管経費予算ニ関シ帝国憲法第六十八條ニ拠リ継続費トシテ特ニ協賛ヲ要スル事項

文部省所管歳出臨時部

一 工業教育ノ施設ハ実ニ今日ノ一大急務ナルヲ以テ大阪ニ工業学校ヲ興シ機械

工芸科及化学工芸科ヲ設ケ実業ニ従事スヘキ者ヲ養成セントス而シテ其創立費総額ハ九万七千五百拾貳円ニシテ二箇年度ノ継続費トナン左ノ区分ニ依リ之カ支出ヲ要ス

科 款	項	目	總 費 額	各 年 度 支 出 予 算 額	
				二 十 八 年 度	二 十 九 年 度
大阪工業学校創立費	新 営 費		九七、一五二〇〇〇	五七、八〇〇〇〇〇	三九、三五二〇〇〇
			六八、三五二〇〇〇	二九、〇〇〇〇〇〇	三九、三五二〇〇〇
	新 営 費		六八、三五二〇〇〇	二九、〇〇〇〇〇〇	三九、三五二〇〇〇
			二八、八〇〇〇〇〇	二八、八〇〇〇〇〇	〇
	機械器具新調費		二八、八〇〇〇〇〇	二八、八〇〇〇〇〇	〇
			二八、八〇〇〇〇〇	二八、八〇〇〇〇〇	〇

(『明治二十八年追加予算案』、五、一七〜一八、三一〜三二頁)

「明治二十九年年度歳入歳出総予算」

第二十六 大阪工業学校創立

大阪工業学校創立費ハ九万七千五百拾貳円ニシテ其半額ハ大阪市ヨリ献納スルモノトス本費ハ明治二十八年年度ヨリ明治二十九年年度ニ互ル継続費ニシテ其明治二十八年年度ニ要スル年割額五万七千八百円ハ同年度予算追加トシテ提出シ其明治二十九年年度ニ要スル年割額参万九千参百五十拾貳円ハ文部省所管臨時部第四款ニ予算セリ

「明治二十九年年度文部省所管予定経費要求書」

明治二十九年年度文部省所管予定経費要求書説明

經常部歳出ニ関スル件

(中略)

東京工業学校 東京美術学校

大阪工業学校

一 国家ノ富源ヲ拓発センカ為メ科学ヲ応用シテ生産ノ増加ヲ謀ルハ最モ急務トス是レ工業教育ノ止ムヘカラサル所以ナリ而シテ工業ト美術トハ鳥ノ双翼ノ如ク工業ノ発達ハ美術ノ進歩ト相伴ハサルヘカラス第八回帝國議會ニ於テハ衆議院ハ東京工業学校及東京美術学校ヲ擴張シ大阪工業学校ヲ創立センコトヲ建議セルモ亦其意ニ外ナラサルヘシ依テ本年度ニ於テハ右両校ノ擴張並ニ大阪工業学校ノ開始ニ関スル費用ヲ要求セリ

東京工業学校ニ在テハ本年度ニ於テ電気工学科ヲ独立ノ一科トシ機械科中ニ製鋼法鉛工ノ二学科ヲ増設シ織工科中ノ機械、窯業科、応用化学科ノ実験ヲ擴張セントス

東京美術学校ニ在テハ本年度ニ於テ図案科泰西画科ヲ新設シ既設ノ各学科ニシテ整頓ニ至ラサリシモノヲ整理シ且ツ前年度ニ新設セシ鍍金科ノ設備ヲ補足セントス

大阪工業学校ノ創立費ハ明治二十八年年度予定経費追加要求書並本書臨時部ニ於テ之ヲ要求セシニ依リ明治二十九年九月ヨリ授業ヲ開始セントス

(以下略)

臨時部歳出ニ関スル件

(中略)

大阪工業学校

一大阪工業学校ノ創立費中新営費ノ幾分ハ明治二十八年年度予定経費追加要求書ニ於テ要求セシニ依リ其残額ヲ本書ニ計上セリ

款項ノ説明

經常歳出ノ部(第一ノ第三款 略)

第四款 諸学校及図書館支出金(第一ノ第十二項 略)

第十三項 大阪工業学校ニ於テ本校創立費ハ明治二十八年年度予定経費追加要求書及本書臨時部ニ於テ要求セシニ付明治二十九年九月ヨリ之カ授業ヲ開始セントス此一箇年ニ要スル政府支出金ノ額貳万九千四百拾円ニシテ此八箇月ノ額

一四、六二六 六六七

ヲ増加シ

(以下略)

臨時歳出ノ部(第一ノ第三款 略)

第四款 大阪工業学校創立費

本年度予算高

三九、三五二 〇〇〇

ニシテ前年度予算高ナキニ依リ此金額ヲ増加ス是レ

第一項 新営費ニ於テ大阪工業学校創立費ノ内新営費ハ六万八千参百五十拾貳円ヲ要スルモ前年度ヨリ本年度ニ渉ル継続工事トナスニ付前年度ニ属スル分貳万九千円ハ明治二十八年年度予算経費追加要求書ニ計上シ本年度ニ於テハ其残額

ヲ要スルニ依ル

(以下略)

「明治二十九年文部省所管 大阪工業学校歳入歳出予定計算書」

歳入予定計算書説明

明治二十九年文部省所管大阪工業学校歳入予定計算書ニ於テ算定スル所ノ

本年度歳入予定額合計ハ

一六、一二六、六六七

ニシテ前年度歳入予定額ナキヲ以テ此金額ヲ増加ス

但本年度ハ臨時部ナキヲ以テ前記ハ即チ經常部ノ額ナリ

今茲ニ文部省所管大阪工業学校歳入予定額ニ関スル重要ノ事件ヲ摘記スレハ左ノ如シ

經常部歳入ニ関スル件

一大阪市ニ工業学校ヲ設立スルノ必要ヲ認メ明治二十七年年度予定経費要求書ニ
之カ創立ノ費額ヲ掲載セシモ議決ニ至ラス再ヒ同年度予定経費追加要求書ニ
掲載セシモ亦議決ニ至ラス然ルニ工業ノ発達進歩ヲ図ルニ於テ工業教育ノ急
要ハ輿論ノ認ムル所ニシテ本校ノ創立ハ一日モ緩クスヘカラサルコト多言ヲ
待タサルヘシ殊ニ第八回帝國議會ニ於テ衆議院ハ速ニ本校ヲ設置センコトヲ
建議セリ依テ二十八年年度予定経費追加要求書ニ於テ校舍ノ建築及器械器具新
調ノ費額ヲ掲載シ同年年度ヨリ設備ニ著手シ二十九年九月ヨリ授業ヲ開始セン
トス

一 本校ハ機械工芸、化学工芸ノ二科ヲ設ケ修業年限ヲ四箇年トシ入学ノ程度ハ
高等小学校卒業以上トシ上等ノ職工及職工長ヲ養成スルヲ目的トス而シテ本
校毎年度經常費概算ハ歳出貳万九千四百四拾円ニシテ内七千五百円ハ授業料
実験製品払下代等ノ収入ヲ以テ支弁シ其残額貳万九千四百四拾円ハ政府支出金
ヲ要スル予定ナルモ本年度ニ於テハ二十九年九月ヨリ授業ヲ開始スルニ付全
年度分ノ経費ヲ要セサルト諸収入ノ少キトニ依リ本年度ニ要スル政府支出金

ハ八箇月ノ額ニシテ此金尨万四千六百貳拾六円六拾六錢七厘ナリ

一 本校生徒ハ機械工芸科、化学工芸科各百二十名ヲ定員トシ毎年度授業料等ノ
諸収入ハ概算貳千五百円ノ予定ナリ而シテ二十九年九月ヨリ入学セシムル生
徒ハ差向キ百名トシ授業料毎月一名ニ付尨円ヲ徴收スルニ依リ其収入ハ七百
円ナリ

一 本校実験製品場収入ハ実験製品代等毎年度概算五千元ノ予定ニシテ本年度ニ
於テハ創始ニ属スルト生徒ノ少キトニ依リ其収入ハ八百円ナリ

一 本校創設ニ要スル校舍ノ建築及器械器具ノ新調費ハ単ニ一般会計即チ文部本
省ノ予算ニ編入シ特別会計ニ編入セス又本校創立費ノ半額五万円迄ハ大阪市
ヨリ献納スヘキヲ以テ其金額ハ一般会計臨時部歳入ヘ編入セリ

文部省所管 大阪工業学校		備考
歳入科目	二十九年 予定額	
經常部		
第一款 大阪工業学校	一五、三三六、六七	
第一項 政府支出金	一四、六六六、六七	
第二項 諸收入	九〇、〇〇〇	
第二款 実験製品場收入	八〇、〇〇〇	
第一項 製品收入	八〇、〇〇〇	
經常部合計	一六、一二六、六七	

歳出予定計算書説明

明治二十九年文部省所管大阪工業学校歳出予定計算書ニ於テ算定スル所ノ

本年度歳出予定額合計ハ

一六、一二六、六六七

ニシテ前年度歳出予定額ナキヲ以テ此金額ヲ増加ス

但本年度ハ臨時部ナキヲ以テ前記ハ即チ經常部ノ額ナリ

今茲ニ文部省所管大阪工業学校歳出予定額ニ関スル重要ノ事件ヲ摘記スレハ左

ノ如シ

經常部歳出ニ関スル件

一歳入ノ部ニ陳述セシ如ク大阪市ニ工業学校ヲ設立スルノ必要ヲ認め前年度ニ於テ其設備ニ著手シ二十九年九月ヨリ授業ヲ開始セントス而シテ本年度ニ要スル経費ハ壹万六千百貳拾六円六拾六錢七厘ナリ

一本校ハ二十九年九月ヨリ授業ヲ開始スルモ準備ノ必要アルニ付事務官ハ同年七月ヨリ九箇月分ノ俸給ヲ予算シ而シテ教官ハ同年九月ヨリ七箇月分ノ俸給ヲ予算セリ尤モ教官中主タル学科ヲ担任スル者及事務官ハ二十九年九月ニ至リ實際ノ必要ニ応ジ前記ノ期限ニ拘ラス任用スルコトヲ要スヘキモ俸給ハ通シテ予算額内ニテ支弁スルヲ得ヘキ見込ナリ

文部省所管 大阪工業学校		備考
歳出科目	二十九年年度 予定額	
經常部		經常部
第一款 大阪工業学校	一三六、六六七	
第一項 俸給及諸給	九二、七〇三・一	要求人員 二十五人 學校長 一人 年俸貳千円九箇月分
第二項 修繕費	二、一五〇、三六六	書記 三人 平均月俸貳拾五円同上
第三項 死傷手当	二五、〇〇〇	教授 七人 平均月俸千円七箇月分
第四項 賠償及訴訟費	一、〇〇〇	助教 十四人 平均月俸參拾円同上
第五項 諸收入過誤納下戻	一、〇〇〇	
第六項 旅費	九、〇〇〇、〇〇〇	
第七項 雜給及雜費	一、〇四九、〇〇〇	
第八項 實驗製品場	一、五〇〇、〇〇〇	
第二項 雜給及雜費	一、五〇〇、〇〇〇	
經常部合計	一六、一六六、六七七	

〔明治二十九年年度予算書〕、二五、三五八、三五九、三六四、三六八頁、特別會計一八一―一八三頁〕

〔第九回帝國議會衆議院予算委員會速記録〕

明治二十九年一月十三日（第一科第一号）、一―三頁。

（前略）

○（中島又五郎君）此文部省ノ第四款ノ新當費ノ大阪工業学校創立費デアリマスガ、是ハナゼ此追加予算トシテ出サレテ——今年度ノ予算デナクシテ二十八年年度ノ追加予算ニ出マシタノデアリマスカ、又是ハ新設費デアルカラシテ僅ノ間ヲ待ツコトノ出来ナイコトハナイヤウニ考ヘマスガ、其之ヲ追加予算ニサレマシタ理由ヲ御尋致シマス

○政府委員（牧野伸顯君）御答致シマスルガ、此大阪工業学校ノ設立費ニ就イテハ、今日工業ノ發達ノ場合ニ於テハ頗ル急要ト認メテ居ルノデアリマスト申シマスモノハ、東京ニ工業学校ガアリマシテ、其卒業生ヲ世間ニ於テ求メルコトハ頗ル切迫シテ居リマシテ、到底唯今ノ工業学校ノ卒業生デ、此需用ヲ充スコトハ出来ヌヤウナ有様ニナツテ居リマス、ソレハ一般ノ工業ノ發達ノ有様トシテ見テ居ルガ、学校ヲ維持シテ往キマスニハ生徒募集ナドノ期限ガアリマシテ、大阪工業学校ニ於テハ二十九年ノ、即チ本年ノ九月カラ授業ヲ始メタイト云フノデ、本年授業ヲ開始シマセヌト云フト、又ソレガ一年延ビマスヤウナ訳ニナリマス、生徒ノ卒業ガ丁度一年間ダケ後廻シニナリマス、今日ノ場合ニ於テハソレスラ争フヤウナ訳デアリマシテ、本年ノ追加予算ニ出シテ置キマシテ、二十八年年度ノ追加予算トシテ出シマシタル大目的ハ、九月カラ授業ヲ始メタイト云フノガ目的デアリマス、二十九年年度トスルト四月以後著手スルノデアルカラ、来年度ニナリテハ授業ノ開始ガ出来ヌノデアリマス、其間ニ工事ノ時間ヲ要シマスカラ、……ソレト此工業学校ニ就イテハ器械類ナド外國カラ取寄セル品物ナドガアリマシテ、ソレ等モ早ク注文シテ置キマセヌト九月開始ノ間ニ

合ヒマセス、僅カ二三箇月ノ間デアリマスケレドモ、ソレモ今日ノ有様カラ言ヒマスト、工業ノ発達ヲ助ケル上ニ於テハ必要ト認マシテ、追加トシテ要求シマシタノデアリマス

○(中島又五郎君) 九月ニ開始シタイト云フノガ目的デアルコトハ分リマシタガ、マダ著手ニハナリマセヌノデアリマスナ

○政府委員(牧野伸顯君) 工事ノ著手ニナツタ訳デアリマセヌガ、此案ガ通過スルト直チニ著手シマス

○(中島又五郎君) 分リマシタ

○(富永隼太君) 御尋致シマス、此工業学校ノ創立費ハ本年——二十八年度ト、今年度ノ継続費ニナツテ居リマスガ、此二十八年度ノ創業費ガ、新営費ノ方ニ六万八千余ノ金額ニナツテ居リマス、則チ實際貳万九千、バカリノ経費ニナツテ居リマス、二十九年度ガ参万九千、バカリノ経費ニナツテ居リマス、此二十八年度ノ創立費ノ内ノ新営ノ上ニ、二十九年度ニ於テモ、尚其上ニ学校ノ建増デモセラル、積リデアリマスカ、此新営ハ二十八年度デナサレタダケヲ以テ、此学校ハ永続セラル、御見込デアリマスカ、此点ヲ御尋致シマス、又毎年生徒ヲ募集スルコトハ三十名ヅ、六十名ヲ募集スルト云フコトニナツテ居リマスガ、本年ノ九月ヨリ新ニ生徒ヲ募集シテ、此学校ヲ始メラル、ノハ、初ハ六十名ヲ以テ此兩科ヲ授業ヲ始メマス御見込デアリマスカ、此二点ヲ御尋致シマス

○政府委員(牧野伸顯君) 此ノ校舎ノ工事ハ二箇年度ニ涉ツテ落成スルコトニナツテ居リマス、二十八年度デハ一部分シカ出来ヌ訳デアリマス、デ残リノ部分ハ二十九年度ニ於テヤル、ソレカラ生徒募集ノ割合ハ一科ニ就イテ三十名、二科デ六十名、是ガ初年ノ募集ノ総員數デアリマス、四年間デアリマスカラ二百四十名ニ至テ満員トナル、其時始メテ卒業生ガ出来テ来ル訳デアリマス

○(志波三九郎君) 此学校ヲ設ケラル、ニ就イテ、先ヅ此入学スル所ノ学生ノ資格ハ高等小学ヲ卒業シタル者ガ資格ヲ備ヘルトアルガ、サウスルト凡ソ年輩ガ十四五歳デアリマス、ソレデ四箇年間修業シタル所デ十七八歳ニナルデアリ

マセウガ、ソレガ又工業学校デ卒業シタル者ハ、実業上相当ノ経験ヲ積マシメ、然ル後次第ニ位置ヲ進メントスルニ在リトアル、此方法ハドウ云フコトヲシテ実業ノ経験ヲ積マシメル所ノ道モ此学校カラ著ケ、而シテ後ニ次第ニ其人ノ位置ヲ進メヤウト云フコトニナツテ居リマスカ、其辺ハドウ云フコトニシテアリマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 此学校ノ生徒ノ目的ハ、追々職工長ト云フヨウナ位置ニ進メルト云フノガ目的デアリマス、併シ中ニハ非常ナ天稟賢ク生レタ者ハモソト上迄モ参リマセウガ、目的ハ職工長デアリマスケレドモ、此学校ヲ出タバカリデ工場ニ這入ツテ、直グ経験ノアル者ヲ押除ケテ重要ナ位置ニ至ルト云フコトハ余程困難デアル、是迄ノ経験ニ依ツテモ学校デ学問上ノ事ヲヤツテモ、矢張一旦ハ工場ニ於テ実地ニ就カヌト云フト、此學術ノ働ヲ十分現ハスト云フマデニ至ラヌノデアリマス、初ハ矢張工場ニ居ツテ、直グ工場ニ於テ職工同様ヤツテ居テモ、学問ノ素養ガアルカラ普通ノ職工ナド、ハ成績ノ上デ自ラ違フノデアリマス、段々実地ヲ積ムデ往クニ從ツテ働キガずつと伸ビマス訳デアリマス、サウシテ遂ニ相当ノ経験ヲ積ムト、職工長ト云フ位置ニ往クノヲ目的トスル

○(志波三九郎君) ソレデハ、例ヘバ實際上ノコトヲちよつと御尋シタイガ、此学校デ機械ナリ或ハ鑄造鍛錬輾轆ト云フヤウナ事柄ヲ学ビ得テ卒業致シタ時ハ、其先ハ此学校ガ斯カル経験ヲ積マシメテ進メサセヨト云フニ非ズシテ、学校ノ義務トシテスルコトハ、学科ヲ卒業スレバ、ソレカラ先ノ実地ノ経験ヲ積ムデ位地ヲ進メルト云フコトハ、生徒自身ニスルト云フ意味カ、又学校ガ心配シテ其経験モ積マシメルト云フ目的カ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハ兩様ニナラウト思ヒマス、学校デモ矢張實際工場ガ設ケテアリマス、其工場デ学問ヲ応用シタ働キハ、矢張一通リハ示スノデアリマス、併ナガラ其工場デ以テ世間ノ有トアラユル各般ノ工業ヲ總テ網羅シテ、其所デ示スト云フコトハ、経費上ノ限りノアル所カラ、又時間ニモ限り

ガアルモノデアリマスカラ、総テ人ニ見セルコトハ出来マセヌガ、極ク大体ノ雛形ダケハ此学校デ矢張実地ニ仕事ヲシテ見セルデアリマス、ソレカラ諸般ノ事ニ応用シテ機械科デモ、種々ナ機械科ニ適用スルト云フニ至ツテハ、ドウシテモ実地経験ヲ積ミマセスト出来ヌ訳デアリマス、学問ヲ応用シテアル土台ダケハ、矢張学校デ極ク大駄ダケハヤルノデアリマス、ソレカラ其細目ニ至ツテハ、矢張実地世間ノ工場デ磨ギ上ゲルト云フヤウナ訳ニナラウト思ヒマス

○志波三九郎君 ソレハ能ク分ツテ居マスガ、学校デ学ムデ居ル間ハ、或ハちよつとシタ実地ノ經濟上ニ関スルコトヲ実地ニ就イテノ修学ガアルニ違ヒナイガ、私ノ尋ネルノハ勿論ソレハ仕ナケレバ卒業ハ出来マセヌガ、此学校ノ目的ト云フ説明書中ニ「卒業後ハ一タビ先ヅ通常ノ職工トナシ実業上相当ノ経験ヲ積シメ然ル後次第ニ位置ヲ進メントスルニ在リ」ト云フコトハ、其経験ヲ積シメ次第ニ位置ヲ進マシムルト云フコトハ、卒業以上ノ人ハ生徒自身ガ斯ウ云フ目的デシナケレバナラスト云フ意味デアリマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) ソレハサウデアリマス、誤解シテ居リマシタガ、御尋通りデアリマス

○(大竹貫一君) 先刻中島君カラ質疑ノアツタ如ク、大阪工業学校ヲ此追加予算トシテ、是非此所デ創立シナケレバナラスト云フコトハ、ドウ云フ意味デアツタカ、唯今ノ御説明デゴザイマスレバ、当年ノ九月カラ是非共入学ヲ許シテ教授ヲ始メタイデアリマスケレドモ、是カラ始メテ授業ヲ開始スルニ就イテ、新築スルト云フコトニ就イテハ、到底九月ニハ出来得ベカラザルコトデアアラウト思ヒマスガ、且又此本案ガ衆議院ヲ通過シ、或ハ貴族院ノ協賛ヲ受ケマシテカラデモ宜カラウト思ヒマス、結局随分暇ノ入ルコトデアリマシテ、敢テ二十九年度ノ予算ニ繰込ミマシテ、追加予算トシテ出スコトニ致シマセヌデモ、此案ハ差支ナイヤウニ思ハレマス、且又私ノ考ニハ到底此六万円カラノ大建築ヲ為シ、授業ノ開始ヲ九月ヨリスルト云フコトハ出来得ベカラザルコトデ、是ダケノ大計画ヲ立テルコトニ就イテハ、不相当ナコト、信ジマス、ソレヲモ尚忍

ンデ追加予算ヲ発スルト云フコトニナリマシタノハ中島君ヘノ御答デハマダ私ハ満足スルコトガ出来マセヌカラ、今一応御説明ガ請ヒタイ

○政府委員(牧野伸顯君) 唯今ノ御尋ニ御答ヲ致シマスガ、是ハ提出ニナリマシタノガ、今度デ已ニ、三回デアアルノデゴザイマシテ、此前ノ時モ追加予算トシテ出シタコトガアリマスガ、此設置費ノ半額ト云フモノハ大阪市カラ寄附スルノデアリマス、大阪市デモ已ニ議決シテ、蓉リニ此工業ノ發達上必要デアアルカラ、早クシテ貰ヒタイト云フコトヲ、度々情願ヲ致シマスノデ市会ニ於キマシテモ、成ルベク年度内ニ建立シタイト云フ議決ヲシテ、年度内ニ運バセタイト云フコトデアアル、ケレドモソレモ止ムヲ得ヌ事情デ、今日迄遷延シテ居リマス次第デゴザイマスガ、今日ニ至ツテモ至急ニ学校ノ設立ヲシテ貰ヒタイト云フコトヲ、度々ノ請願モアリ、又建築ガ九月迄ニ出来ルヤウニシタイト云フコトデアリマシテ、其建築ハ木造デアリマシテ、工事監督者ノ方デモ蓉リニ九月迄ニハヤリタイト云フ計画ヲ立テ、居ルノデアリマス、敷地ノ如キモ已ニ選定ハ出来テ居リマスカラ、今日ハ追加予算トシテ請求シテアリマスノデ、普通ノ二十九年度ノ予算ト別々ニシテ提出ヲシマシタノデ、是ガ幸ニシテ通過シマスレバ、一層是ガ拂リモ宜ク時日モ要スルコトガドウシテモ少ナイ訳デアアラウト思ヒマス、サスレバ年度内ニ於テ——已ニ地所モ選定ガ出来テ居リマシテ、工事ノ計画モ出来テ居リマスカラ、是ガ通過シマスレバ直グ入札ニ掛ケテ、木造デ著手スル訳合デ、九月一杯位ニハ先ヅ出来スル見込デ設計シテ居ルノデアリマス

○政府委員(永井久一郎君) 唯今牧野政府委員ヨリ弁明ニナリマシタデスガ、煉瓦ノ分モアリマスノデ、色々御疑ノアルノモ御尤デアリマスガ、煉瓦ノ分ハ工場デアリマスカラ、実験ニ必要ナノデアリマシテ、先ヅ最初ノ一年生ハ実験ニ従事致シマセヌカラ、九月迄ニ建テナケレバナラスト云フノハ工場デハナクシテ、普通ノ学科ヲ授ケル教場等ヲ木造デ建テルノデ、ソレハ九月迄ニ出来ルノデアリマシテ、工場ノ如キ煉瓦ノ部分ハ来年ノ四月迄ニゆづくり拵ラツテ宜

シイノデアリマスカラ、工上ニハ差支ナイノデアリマシテ、煉瓦ノ部分マデ九月迄ニ仕上ゲヤウト云フ目的デハナイノデアリマスカラ、一言補ツテ置キマス

○(大竹貫一君) 大要ハソレデ分ツテ居リマスガ、私ノ考ヘニハ成程二十八年度ノ追加予算デアリマスカラ、二十九年年度ノ予算ニハナイノデアリマスガ、二十九年年度ハ経営スベキ事業ガ沢山デアリマスカラ、八年度ニ於テ追加予算トシテ之レニ要スル三拾万ナリ、五拾万ナリノ金デモ、矢張此二十九年年度ニ対シマシテハ必要ナコトデアリマスカラシテ、兎ニ角此二十八年年度ノ總テノ諸案ガ通過イタシマセヌ内ハ、二十八年年度ノ者モ通過スルコトハ随分困難ニ存ジマス、サウ致シマスレバドウ致シマシテモ此普通ノ十五日間ハ此所デ時間ヲ費ヤストシテ、通過シマシテモ二十九年年度デ致シマシタ所ガ、此間僅ニ二箇月ノ差ダケシカナイヤウナ次第デアリマスカラ、二十九年年度ニ於テ経営ヲ為サレテモ、未ダ遅シトセヌカト思フノデアリマス、ソレヲモ尚此所デ強イテ御提案ニナルト云フコトニ就イテハ、何カ外ニ意味ガアルヤウニ思ヒマスカラ、先刻一応御尋シタ次第デアリマシテ、今ノ御話デアリマス先ヅ木造カラ出来ヤウト云フコトデアリマスノデ、ソレハ銘々ノ考ヘダケノコトデ、私ノ考ニハ九月迄ニ新築シテ、生徒ヲ養成スルト云フコトニ随分困難デアラウト信ジマスノデアリマス、御説明ニ依リマシテ御意見ノアル所ハ十分分リマシタ

○政府委員(牧野伸顯君) 尚補ツテ置キマスガ、二十八年ノ議會ニ於テモ、大阪工業学校設立ノ建議ハアツタンデス

○主査(佐々木正蔵君) 私カラ尚御尋シマスガ、是ヲ其二十八年年度ニ提出サレ、二十九年年度ニ渉ル継続ノ事業ヲ、継続費トシテ別ニ要求ヲサレ、又ハ其予算外国库ノ負担ナルベキ契約ト云フ方ニモ出サレテナイノハ……継続費トシテ要求シテアルデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) サウデス

○主査(佐々木正蔵君) 然ラバ此大阪工業学校ト云フモノハ、東京ノ浅草ノ工

業学校ト学科ノ程度等ハ、何カ階級ノ違フ所ガアルデスカ、あれト全ク同シヤウナ者ニナルト云フコトデスカ、一応御尋シマス

○政府委員(牧野伸顯君) 程度ハ少シ低フゴザイマス、こちらノハ尋常中学ヲ卒業以上ノ者ニ入學ヲ許スノデ、大阪ノ方ハ高等小学卒業以上ノ者ト云フコトニナツテ居リマシテ、学科モ自カラ違ツテ居リマス、大阪ノ方ハ器械ト応用化学、ソレカラこちらノハ電気科モアリマスシ、又織物科モアリマスシ又こちらニナイ者デ大阪ノ方ニアリマス、例ヘバ此酒造ノ試験ノ如キこちらニハサウ云フ学科ハ設ケテアリマセヌガ、大阪ノ方デハヤル積リデアリマス

○主査(佐々木正蔵君) モウ大抵……

○(秋岡義一君) 此東京ノ工業学校ノ方ハ授業年限ガ三年デ、大阪ノ方ハ四年ニサレタノハドウ云フ意味デアリマスカ、今ノ説明デ見ルト、学校ノ程度ハ低イト云フ御話ニモ拘ラズ、授業年限ガ長イヤウニナツテ居リマスガ……

○政府委員(牧野伸顯君) 是ハ大阪ノ方ハ余程其生徒ノ年齢ガマダ低イ、ソレデ年齢ガ低イト云フト、学科ヲ授業スルニモ余程困難デアリマス、専門家ニ聞イテ見ルト成ルタケ長イ程ガ宜イ、十分茲デ素養ヲ与テ置クノハ長イ方ガ宜イ、或ハ五年ニシタイト云フ説モアツタノデスケレドモ、長ク学校ニ置クト云フコトハ實際困難ナ事情モアル、大抵専門家ノ意見ハ四年デアツタラ、十分ダト云フコトデアリマス

○主査(佐々木正蔵君) 大概質問モ尽キヤウデアリマスカラ、是カラ直チニ追加案ノコトデアリマスカラ、本議ニ掛ルヤウニ致シマス

『第九回帝國議會貴族院予算委員會速記録』第二号

明治二十九年一月二十七日、六〇七頁。

(前略)

○委員長(公爵近衛篤磨君) 文部省所管

〔山本書記官朗読〕

文部省所管

(中略)

第四款 大阪工業学校創立費 金五万七千八百円

第一項 新営費 金貳万九千円

第二項 機械器具新調費 金貳万八千八百円

○政府委員(牧野伸顯君) 文部省ノ追加要求書ニ求メテアリマスル(中略) 大阪工業学校ノ創立費ハ此度始メテ出タノデハゴザイマセヌ既ニ二回程モ提出ニナツテ居リマスルノデ之ヲ追加予算トシテ今回要求致シマシタノハ本年ノ九月カラシテ是非此学校ヲ授業ヲ始メタイノデアリマス、九月ガ各学校ノ授業始メニナツテ居リマシテ生徒ノ入学上ノ都合ナドガ一番宜シキ時デアリマスカラシテ此九月カラ是非生徒ヲ募リタイノデアリマス、工業社会ノ発達ヲ計ル上ニ於テモ頗ル急迫デアリマス、即チ追々学理ヲ心得テ居ル所ノ技師、技手若クハ職工長ト云フ如キ者ノ需要ガ余程切迫デアリマス、本年之ヲ追加予算トシテ提出シマセスト此九月カラ学校ヲ開設スルコトガ出来マセヌ、故ニ若シ是ガ延ビルコトニナリマスレバ来年度ニナラスト生徒ヲ募集スルコトガ出来マセヌ、今日工業ノ発達上一年ヲ延バスト云フコトハ頗ル遺憾ナコトデアリマス、工業ノ発達ヲ幾分か妨ゲルコト、思ヒマスカラシテ切ニ此設立ヲ急グ次第デアリマス、此創立費ノ半額ハ大阪府カラ寄附スルノデアリマシテ即チ五万円ハ大阪市ガ負担スルノデアリマス其ノ余ハ明細書ニ載ツテ居リマス

(中略)

○(藤村紫朗君) 大阪工業学校ハ是マデ出タト云フヤウナ御話デアリマスカガ是ハ此追加予算デ二十八年カヲ始メテ御建築ニナルノデハナイノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 是マデ出マシタケレドモ何時モ議決ニ至ラズニシマツタノデス、是ガ追加予算トシテ幸ニ通過致シマスレバ直ク著手致シマスサウスト九月カラ授業ニ著手スルコトガ出来ルノデス

○(子爵谷干城君) 此大阪工業学校ト云フモノハ家ヲ先ニ建テルノヤウデスカ

之ニ対スル年々ノ入費ハドウナルノデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 毎年ノ経費ハ二十九年カノ經常費ニ要求シマス、是ハ追加予算デ建築ノコトデアリマス

○(子爵谷干城君) サウスト、チヨット御尋ネ致シマスルガ、全体經常ノ方ガ否決ニナツタライカヌデスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 經常費ガ否決ニナリマスレバ、出来マセヌガ、併シ此方ガ先キニ出テ居リマスカラ、此方ガ成立ツテ初メテ向フノ者モ成立ツ順序デアリマス

○(子爵谷干城君) チヨット御尋ネ致シマスガ、是ハ固ヨリ形ガナイモノデゴザイマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 全ク創業デアリマス

○委員長(公爵近衛篤磨君) ソレジャ、採決致シマス、(中略)

○委員長(公爵近衛篤磨君) 第四款是亦御異議ナクバ原案ニ決シマス

(中略)

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○(子爵谷干城君) 是ハ甚ダ異論ガアルンデスカ、是位ノコトハ言フテハナラヌデスカラマー止メテ置キマス

○委員長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ原案ニ決シマス(以下略)

(中略)

○委員長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ歳出ニ関スル分ハ一通リ了リマシタ、歳入臨時部ニ移リマス

〔「山本書記官朗読」〕

歳入臨時部

第五款 献納金 金貳万八千九百円

第一項 大阪工業学校創立費献納金 金貳万八千九百円

(略)

○委員長(公爵近衛篤磨君) 歳入臨時部第五款第六款ヲ連ネテ採決イタシマス
御異議ガナクハ原案ニ決シマス

「異議ナシ」ト呼フ者多シ」

○委員長(公爵近衛篤磨君) 是ニテ甲号ノ方ハ了リマシタ、次ハ乙号ニ移リマス

〔山本書記官朗読〕

乙号(前出同文につき略)

○委員長(公爵近衛篤磨君) 此乙号ハ唯今文部省所管中議決ヲ経マシタ第四款ノ全体デアリマシテ此繼續費ヲ要求シテ居ルノデ既ニ二十八年ノ分ガ議決ニナツテ居ル以上ハ別段ニ御異議モナカラウト思ヒマスカラ直ニ採決イタシマス、ソレデハ全部ニ就テ決ヲ採リマス、本案ニ御異議ガナクハ原案ニ決シマス

「異議ナシ」ト呼フ者多シ」

「貴族院予算委員会速記録」第七号

明治二十九年二月二十七日、三三頁。

(前略、引用者注 特別会計歳入歳出予算の部門)

大阪工業学校

歳入

經常部

第一款 大阪工業学校 金壹万五千叁百貳拾六円六拾六錢七厘

第一項 政府支出金 金壹万四千六百貳拾六円六拾六錢七厘

第二項 諸収入 金七百元

第二款 実験製品場収入 金八百円

第一項 製品収入 金八百円

歳出

經常部

第一款 大阪工業学校 金壹万叁千六百貳拾六円六拾六錢七厘

第一項 俸給及諸給 金九千貳百七拾円參拾壹錢壹厘

第二項 庁費 金貳千五百拾円參拾五錢六厘

第三項 修繕費 金貳百貳拾五円

第四項 死傷手当 金壹円

第五項 賠償及訴訟費 金貳円

第六項 諸収入過誤納下戻 金壹円

第七項 旅費 金九百円

第八項 雑給及雜費 金千七拾七円

第二款 実験製品場 金貳千五百円

第一項 庁費 金千五百円

第二項 雑給及雜費 金千円

(後略)

【資料18】大阪工業学校創立に関する請議および関係勅令

明治二十九年五月七日

(花押) ㊟

内閣総理大臣(花押) 法制局長官 ㊟

外務大臣(花押) 大藏大臣(花押) 海軍大臣(花押) 文部大臣(花押) 通信大臣(花押)

内務大臣(花押) 陸軍大臣(花押) 司法大臣(花押) 農商務大臣 ㊟ 拓殖大臣 (花押)

黒田議長 ㊟

別紙文部大臣請議文部省直轄諸学校官制中追加並ニ同省直轄諸学校職員定員改正ノ件ヲ審査スルニ本年度ニ於テ大阪工業学校ノ新設並ニ既設ノ同省直轄諸学校中教則ノ改正及生徒増員等ノ為メ夫々改正ヲ要スト云フニ在リテ不得已儀ト思考スレハ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

追テ本件勅令案中高等師範学校教授及大阪工業学校書記ハ予算説明ニ対シ各一人ヲ超過スル割合ナルモ右ハ既定ノ予算額内ニ於テ支弁シ得ル主務省ノ見

込ニ有之別ニ差支無之ト思考ス

勅令案

呈案附箋ノ通

文部省
文書課 申秘甲一七一号

本年度ニ於テ大阪工業学校ノ新設ヲ要シ又既設ノ文部省直轄諸学校中ニ於テ教則改正若クハ生徒増員ノ為メ別記理由書ノ通教官ノ増員ヲ要スルモノアリ右増員ニ対スル俸給ハ二十九年決定予算額ヲ以テ支弁スヘキ儀ニ付文部省直轄学校官制等夫々改正相成候様致度別紙勅令案ヲ具シ請閣儀候也

明治二十九年四月二十八日

文部大臣侯爵 西園寺公望

内閣総理大臣侯爵 伊藤博文殿

朕文部省直轄諸学校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十九年五月十八日

内閣総理大臣侯爵 伊藤博文

文部大臣侯爵 西園寺公望

勅令第二百二十六号

明治二十六年勅令第八十六号第一条中東京美術学校ノ次ヘ「大阪工業学校」ノ六字ヲ加フ

朕明治二十六年勅令第八十七号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十九年五月十八日

内閣総理大臣侯爵 伊藤博文

文部大臣侯爵 西園寺公望

勅令第二百二十七号

文部省直轄諸学校職員定員ニ関スル明治二十六年勅令第八十七号第一条中左ノ通改正ス(抄)

(中略)

大阪工業学校

校長 一人

教授 七人

助教授 十四人

書記 四人

『公文類聚』明治二十九年四月二十八日、二A—一一〇七五〇

【資料19】東京工業学校及大阪工業学校改称ノ件

明治三十四年五月三日

内閣総理大臣(花押)

法制局長官

(花押)

外務大臣[㊤]大藏大臣(花押)海軍大臣(花押)文部大臣(花押)通信大臣(花押)

内務大臣[㊤]陸軍大臣(花押)司法大臣(花押)農商務大臣(花押)西園寺議長

別紙文部大臣請議東京工業学校及大阪工業学校改称ノ件ヲ審査スルニ右ハ文部省直轄ノ東京工業学校及大阪工業学校ハ実業学校令ニ基キテ設立スル工業学校ト其ノ学科程度ヲ異ニス故ニ右二校ハ特ニ高等ノ文字ヲ冠セシメテ府県立等ニ係ル工業学校ト其ノ名称ヲ區別センカ為本案ノ制定ヲ要スルモノニシテ支障無之ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

参照

文部省直轄諸学校官制

明治二十六年八月
勅令第八十六号

第一条 文部省直轄諸学校ハ高等師範学校女子高等師範学校札幌農学校高等商業学校第一高等中学校第二高等中学校第三高等中学校第四高等中学校第五高等中学校第六高等中学校第七高等学校造士館山口高等学校千葉医学校^(専門)仙台医学専門学校岡山医学専門学校金沢医学専門学校長崎医学専門学校東京工業学校東京外国語学校東京美術学校東京音楽学校大坂工業学校及東京盲啞学校トス

第五条 東京工業学校ニ附属職工徒弟学校ヲ置ク

第六条 文部省直轄諸学校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

助教授

書記

文部省直轄諸学校職員定員ノ件

明治二十六年八月
勅令第八十七号

第一条 文部省直轄諸学校職員ノ定員ハ左ノ如シ但兼任ハ此ノ限ニアラス

東京工業学校

校長 一人

教授 十九人

助教授 三十人

書記 七人

大坂工業学校

校長 一人

教授 十三人

助教授 二十三人

書記 五人

○高等教育會議規則 明治三十一年六月
勅令第百五号

第四条 高等教育會議ハ左ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス

七 高等商業学校校長、東京工業学校校長、東京美術学校校長、高等師範学校附属音楽学校主事、帝國図書館長

実業学校令 明治三十二年二月
勅令第二十九号

第二条 実業学校ノ種類ハ工業学校農業学校商業学校商船学校及実業補習学校トス

蚕業学校山林学校獣医学学校及水産学校等ハ農業学校ト看做ス

徒弟学校ハ工業学校ノ種類トス

第三条 北海道及府県ニ於テハ実業学校ヲ設置スルコトヲ得但シ道府府県立実業補習学校ハ他ノ道府府県立実業学校ニ附設スル場合ニ限ル

文部大臣ハ土地ノ情況ニ応シ必要ナル実業学校ノ設置ヲ府県ニ命スルコトヲ得

第四条 前条ノ実業学校ノ経費ハ北海道及沖縄県ヲ除ク外府県ノ負担トス

○

参照

文部省令第八号

明治三十二年勅令第二十九号実業学校令第八条及第十三条ニ基キ工業学校規程

ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治三十二年二月二十五日

工業学校規程

第一条 工業学校ノ修業年限ハ三箇年トス

但一箇年以内延長スルコトヲ得

海軍造兵生徒條例 明治三十二年五月二十三日
勅令第二百十四号

第一条 海軍ニ海運造兵生徒ヲ置キ東京工業学校ニ於テ指定ノ学科ヲ修メシム

第二条 海軍造兵生徒ハ東京工業学校生徒ニシテ海軍出身ヲ志願スル者ニ就キ

身体検査ヲ為シ之ニ合格シタル者ノ中ヨリ採用ス

第六条 海軍造兵生徒ニシテ東京工業学校ヲ卒業シタル者ハ海軍技手ニ任スル

コトヲ得

前項ニ依リ海軍技手ニ任用セラレタル者ハ十箇年以上海軍ノ事務ニ服スルノ

義務ヲ有ス

文部省
文書課
丑寅申四〇四号

東京工業学校及大阪工業学校ハ共ニ官立ニシテ本省ノ直轄ニ属シ彼ノ実業学校
令並工業学校規定ニ基ク所ノ府県立其他ノモノト学科程度等固ヨリ同一ノ論ニ
アラス随テ右二校ハ特ニ高等ノ二字ヲ冠シテ此等ノモノト區別シ彼此混同ノ弊

ヲ防カンコトヲ望ム依テ勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

明治三十四年四月十一日

文部大臣 松田正久 閣

内閣総理大臣侯爵 伊藤博文 殿

○

勅令案

朕東京工業学校及大阪工業学校改称ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年五月十日

内閣総理大臣 西園寺公望

文部大臣 松田 正久

勅令第九十九号

東京工業学校ヲ東京高等工業学校ト改称シ大阪工業学校ヲ大阪高等工業学校ト

改称ス

他ノ法令中東京工業学校トアルハ東京高等工業学校トシ大阪工業学校トアルハ

大阪高等工業学校トス

（『公文類聚』明治三十四年五月三日、二A—一一〇九二一）

（鎌谷親善）